

# 大槌町東日本大震災津波復興計画 実施計画

〔 第1期 復旧期  
平成23年度～平成25年度 〕

平成24年5月

岩手県大槌町

# 目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画の目的	1
2 計画の構成及び期間	1
3 実施計画の構成等	1
第2章 復旧期における施策展開	2
1 第2章の見方	2
2 施策体系	3
3 基本施策の構成事業一覧	9
4 「おおつちの未来を創る5つの重点プロジェクト」の推進体制	31
第3章 大槌町土地利用計画	33
1 目的	33
2 基本事項（前提条件）	33
3 津波シミュレーション結果	35
4 土地利用方針	38
5 地域別土地利用計画	40
町方地域	41
桜木町・花輪田地域	42
小枕・伸松地域	42
沢山・源水・大ケ口地域	43
安渡地域	44
赤浜地域	45
吉里吉里地域	46
浪板地域	47
第4章 大槌町地域福祉計画	48
第5章 大槌町老人福祉計画・介護保険事業計画	56
資料編	
1 事業実施位置図	65
2 住宅再建に関する意向調査結果	68
3 復興事業（住宅再建）の制度	94
4 大槌町土地利用計画Q & A	101

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画の目的

大槌町東日本大震災津波復興計画は、東日本大震災津波によって甚大な被害を受けた大槌町において、今回の震災が与えた被害の状況や影響、復興に向けた課題を把握し、1日も早く復興を成し遂げるための未来の設計図として策定するものです。

本実施計画は、大槌町東日本大震災津波復興計画（基本計画）に掲げた「海の見えるつい散歩したくなるこだわりのある美しいまち」の実現に向けて、町が直接実施、あるいは補助、支援する施策、事業等を具体的に示すものです。

なお、掲載している事業等は、計画策定時点で想定したものであり、社会経済情勢の変化や復興の状況等を踏まえ、必要に応じて、所要の見直しを図っていきます。

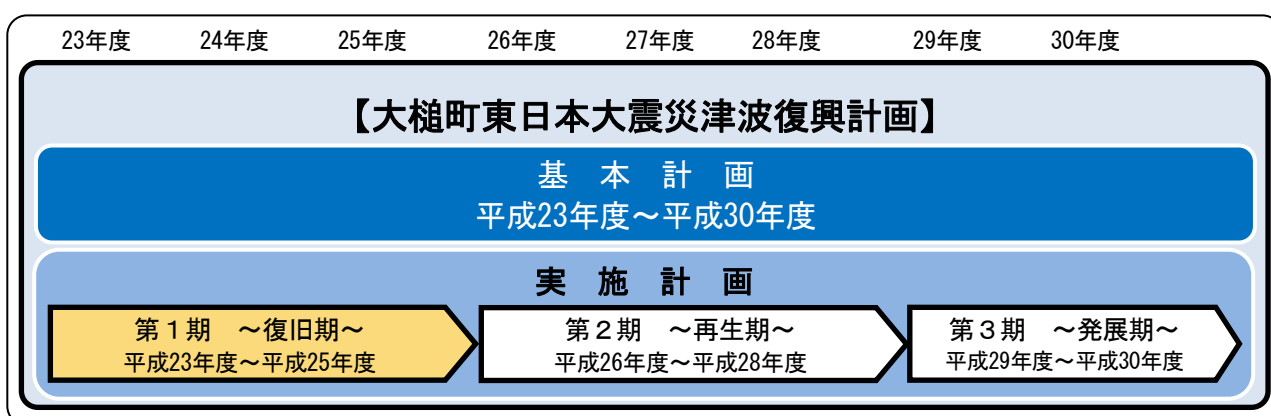
## 2 計画の構成及び期間

本計画は、震災復興に向けた基本的な施策の方向を示す「基本計画」と、その内容に沿って各施策に対応した事業のあり方を示す「実施計画」の2つの計画で構成します。

基本計画は、平成23年度から平成30年度までの8年間で計画期間とします。

実施計画は、第1期（復旧期：平成23年度～平成25年度の3年間）、第2期（再生期：平成26年度～平成28年度の3年間）、第3期（発展期：平成29年度～平成30年度の2年間）に区分します。

本実施計画では、第1期を復旧期として位置付け、その対象期間を平成23年度（2011年度）から平成25年度（2013年度）までの3年間とします。



## 3 実施計画の構成等

この実施計画では、基本計画に示した4つの基本施策「安全・安心の確保」、「暮らしの再建」、「地域経済の再興」、「教育環境の整備」の取組の方向性ごとに、第1期で実施を予定している事業をとりまとめたものです。

第1期は復旧期であることから、多重防災型のまちづくり、生活基盤の復旧、災害公営住宅等の整備、被災医療確保対策、水産業経営基盤の復旧、中小企業の再生等、復興の土台となる事業を掲載しているほか、第2期（再生期）につながる事業等も掲載しています。

実施計画の構成は、基本計画における取組項目ごとに構成事業を整理した「施策体系」、事業名、実施主体、事業概要、実施年度を示した「基本施策の構成事業一覧」、町全体の土地利用計画の考え方を示す「大槌町土地利用計画」、関連計画としての「大槌町地域福祉計画」、「大槌町老人福祉計画・介護保険事業計画」となっています。

# 第2章 復旧期における施策展開

## 1 第2章の見方

### 2 施策体系

●4つの基本施策  
復興に向けた4つの基本施策を記載

●取組の方向性  
4つの基本施策ごとに取組の方向性を記載

●取組項目  
取組の方向性における取組項目を記載

●構成事業  
取組項目ごとに第1期に実施を予定している事業を記載

#### 1 安全・安心の確保

取組の方向性	取組項目	構成事業
1-1 協働による防災体制の 確立・充実	①自主防災組織化の推進	1) 地域防災力向上支援事業 2) 災害に強いコミュニティ再生事業
	②防災意識の普及啓発	1) 多重防災型まちづくり推進事業（防災文化醸成事業） 2) 地域防災力向上支援事業（再掲） 3) 忘れない3.11事業 4) 震災記録継承事業
	...	...

### 3 基本施策の構成事業一覧

4つの基本施策と取組の方向性を記載

4つの基本施策

取組の方向性

#### 1 安全・安心の確保

#### 1-1 協働による防災体制の確立・充実

取組項目ごとに事業を整理

#### 取組項目① 自主防災組織化の推進

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 地域防災力向上支援事業	町	自主防災組織（町内会、事業所等）などが行う避難訓練、防災教育の活動を促進		→		
2) 災害に強いコミュニティ再生事業	町	復興過程を通じて変遷が想定される地域において、災害に強い地域コミュニティの再生を支援する。		→		

●事業の実施主体  
町、国、県等の事業実施主体を記載

●事業概要  
第1期に実施を予定している事業の概要を記載

●実施年度  
第1期に実施する事業年度を記載

## 2 施策体系

1 安全・安心の確保		
取組の方向性	取組項目	事業名
1-1 協働による防災体制の 確立・充実	①自主防災組織化の推進	1) 地域防災力向上支援事業 2) 災害に強いコミュニティ再生事業
	②防災意識の普及啓発	1) 多重防災型まちづくり推進事業（防災文化醸成事業） 2) 地域防災力向上支援事業（再掲） 3) 忘れない3.11事業 4) 震災記録継承事業 5) 震災記憶継承施設整備事業
	③地域の災害危険個所の把握	1) 東日本大震災による被災現況調査 2) 多重防災型まちづくり推進事業（多重防災型まちづくり計画策定支援事業）
	④防災訓練の実施	1) 地域防災力向上支援事業（再掲）
	⑤防災資機材などの備蓄	1) 避難環境整備補助事業 2) 防災備蓄倉庫備品整備事業
	⑥地域防災力の向上	1) 地域防災力向上支援事業（再掲） 2) 避難環境整備補助事業（再掲） 3) 避難道・避難施設整備推進事業 4) 防災拠点施設整備調査事業 5) 防災行政無線復旧事業 6) 地域防災計画検証事業
1-2 復興まちづくりの住環境の整備	①住民参画による地域別土地利用計画等の策定	1) 地域復興協議会復興計画策定事業 2) まちづくり専門家による震災復興支援事業 3) 復興まちづくり計画策定事業
	②安全な土地利用の推進	1) 被災市街地復興特別法による被災市街地復興推進地域の検討及び指定 2) 建築基準法による災害危険区域の検討及び指定
	③宅地造成など土地基盤の整備	1) 住宅再建に関する意向調査 2) 防災集団移転促進事業 3) 都市再生区画整理事業 4) 漁業集落防災機能強化事業 5) 津波復興拠点整備事業
	④災害公営住宅の整備	1) 既設公営住宅復旧整備事業 2) 災害公営住宅整備事業 3) 災害公営住宅家賃低廉化事業 4) 東日本大震災特別家賃低減事業
1-3 災害に強い社会基盤の整備	①海岸保全施設の整備推進	1) 海岸保全施設等整備事業
	②災害時に代替性をもつ交通ネットワークの整備	1) 町道整備事業 2) 都市計画道路整備事業 3) 橋梁整備（改修）事業 4) 災害防除事業
	③避難路、避難施設（後方支援基地）の整備	1) 避難道・避難施設整備推進事業（再掲）
1-4 町民の生命を守る体制の強化	①消防防災体制の強化	1) 仮設屯所施設災害復旧事業 2) 仮設住宅消防水利事業 3) 消防団消防無線復旧事業 4) 消防団屯所整備事業 5) 消防庁舎建設事業 6) 消防団の消防資機材及び被服整備事業 7) 消防団車両の整備事業
	②救急救助体制の強化	1) 救急救助体制強化事業

2 暮らしの再建		
取組の方向性	取組項目	事業名
2-1 被災者の生活再建支援	①生活再建の支援	1) 被災者相談窓口運營業務 2) 東北地方太平洋沖地震災害弔慰金支給事業 3) 災害障害見舞金支給事業 4) 災害義援金支給事業 5) 被災者生活再建支援金申請受付業務
	②仮設団地の環境改善	1) 住環境改善支援事業 2) コミュニティ活動支援事業 3) 沿岸被災地仮設住宅運営支援事業 4) 地域間公共交通調査事業 5) 遠隔地公共交通対策事業 6) 広域的な交通ネットワーク構築推進事業
	③住宅再建の支援	1) 被災住宅債務利子補給事業 2) 被災住宅補修等補助金 3) 被災宅地復旧補助金 4) 岩手県生活再建住宅支援事業 5) 岩手県被災者住宅再建支援事業 6) 地域型住宅ブランド化事業 7) 災害公営住宅整備事業（再掲） 8) 地域優良賃貸住宅供給促進事業
2-2 町民が元気で安心して暮らせる保健福祉の推進	①健康づくりの推進	1) 被災地医療確保対策事業 2) 医療施設等復旧・復興支援事業 3) 大槌町保健センター整備事業 4) 被災者健康維持増進事業 5) 被災地健康支援事業（保健活動支援事業） 6) 被災地こころのケア対策事業 7) こころのケアセンター等設置運営事業 8) 被災地健康相談支援事業 9) 被災地口腔ケア推進事業 10) イー歯トープ8020運動推進事業 11) 被災者健診事業 12) 被災者特別健診等事業 13) がん検診料自己負担額の減免 14) 地域自殺対策緊急強化事業 15) 医師確保対策推進事業 16) 安心と希望の医療を支える看護職員確保定着推進事業 17) 保健師等人材確保支援事業 18) 地域医療医師支援事業 19) こころのケア対策ネットワーク推進事業 20) 震災ストレス外来設置支援事業 21) 公害防止策定調査事業 22) 環境放射能水準調査事業 23) 環境放射線量測定調査 24) 国民健康保険一部負担金等の免除 25) 国民健康保険税の減免 26) 後期高齢者医療一部負担金等の免除 27) 後期高齢者医療保険料の減免 28) すこやか子育て医療費給付事業
	②地域福祉の向上	1) 保育所施設整備事業 2) 放課後児童クラブ整備事業 3) 子育て支援事業設備等復旧事業 4) 被災地障がい者相談支援事業 5) 障害者支援施設等災害復旧事業 6) 障害者支援施設等整備事業 7) 子育てサポートセンター管理運営事業 8) 児童福祉施設等災害復旧事業 9) 児童養育支援ネットワーク事業（被災児童対

2 暮らしの再建		
取組の方向性	取組項目	事業名
		策事業) 10) 子どものこころのケアセンター運営事業 11) 保育料の免除 12) 学童保育料の免除 13) いわたの学び希望基金「未就学児童給付金」 14) 民生委員（児童委員）活動事業 15) ひとにやさしいまちづくり推進事業 16) 地域支え合い体制づくり事業（要援護者福祉マップ作成事業） 17) 被災地発達障がい児支援体制整備事業 18) 子育て支援対策臨時特例事業 19) 被災地保育園等仮設園舎整備・設備支援事業 20) 東日本大震災父子家庭＋父親支援プロジェクト 21) 被災地放課後児童クラブ仮設校舎整備・設備支援事業
	③高齢者が安心して暮らせる社会の確立	1) 高齢者等サポート拠点設置運営事業 2) 被災地要介護高齢者生活支援事業 3) 高齢者ふれあい交流促進事業 4) 被災地地域包括ケア支援事業 5) 老人福祉施設等災害復旧事業 6) 被災地における介護サービス事業所人材確保事業 7) 介護雇用プログラム事業 8) 老人福祉施設等自家発電設備整備事業 9) 生活機能調査事業 10) 地域生活支援体制づくり事業・地域包括ケアのまちづくり 11) 被災地高齢者健康生活支援事業 12) 老人福祉施設等災害復旧事業（設備整備等） 13) 介護基盤復興まちづくり整備事業 14) 介護保険第一号保険料の減免 15) 介護保険利用者負担額の免除 16) 介護保険施設入所者等に係る食費・居住費の減免 17) 被災高齢者グループホーム等利用料負担軽減事業 18) シルバー人材センター運営事業
2-3 町民が快適に生活できる生活環境基盤の整備	①下水道施設の復旧等	1) 下水道整備事業 2) 雨水排水整備事業 3) 漁業集落排水整備事業 4) 低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業
	②安心・快適な給水の確保	1) 東日本大震災水道施設被害状況調査 2) 水道施設災害復旧事業 3) 水道基本設計策定事業 4) 水道実施設計策定事業 5) 新水源新設事業 6) 送水管整備事業 7) ポンプ場整備事業 8) 配水池整備事業 9) 配水管整備事業 10) 給水管整備事業 11) 応急仮配水施設整備事業 12) 緊急対応施設整備事業

2 暮らしの再建		
取組の方向性	取組項目	事業名
	③快適な生活空間の確保	1) 防災集団移転促進事業 (再掲) 2) 都市再生区画整理事業 (再掲) 3) 漁業集落防災機能強化事業 (再掲) 4) 津波復興拠点整備事業 (再掲) 5) 海岸保全施設等整備事業 (再掲) 6) 震災記憶継承施設整備事業 (再掲) 7) 斎場整備事業
	④災害瓦礫の適正処理	1) 災害廃棄物処理事業
2-4 ICT (情報通信技術) や再生可能エネルギー の活用	①災害に強い情報システムの構築	1) 臨時災害放送局事業 2) 防災行政無線復旧事業 (再掲)
	②地域情報化の推進	1) 自治体クラウド導入事業 2) 公金決済システム導入事業 3) 情報通信基盤災害復旧事業
	③スマートエネルギータウンの推進	1) スマートエネルギータウン計画調査事業 2) スマートエネルギータウン推進事業 3) 再生可能エネルギー導入推進事業
	④行政システムの効率化	1) 自治体クラウド導入事業 (再掲) 2) 公金決済システム導入事業 (再掲)

3 地域経済の再興		
取組の方向性	取組項目	事業名
3-1 水産業の復旧及び復興 の推進	①生産基盤の早期復旧	1) 漁協機能回復支援事業 2) 共同利用漁船等復旧支援対策事業 3) 水産業経営基盤復旧支援事業 4) 製氷保管施設等早期復旧支援事業 5) 水産業のアクションプラン展開事業 6) 産業復興アクションプラン展開事業
	②事業者及び漁業協同組合の経営支援	1) 共同利用漁船等復旧支援対策事業 (再掲) 2) 水産業経営基盤復旧支援事業 (再掲) 3) 製氷保管施設等早期復旧支援事業 (再掲) 4) 養殖用種苗供給事業 5) 水産業共同利用施設復興整備事業 6) 地域水産物の活用推進事業 7) 水産業のアクションプラン展開事業 (再掲) 8) 産業復興アクションプラン展開事業 (再掲) 9) 新規漁業就業者育成支援事業 10) がんばる養殖業復興支援事業
	③新たな水産加工団地の整備	1) 水産加工事業者生産回復支援事業 2) 水産業共同利用施設復興整備用地取得造成整備事業 3) 水産加工場整備事業 4) 水産加工流通高度化推進事業 5) 地域水産物の活用推進事業 (再掲) 6) 水産業のアクションプラン展開事業 (再掲) 7) 産業復興アクションプラン展開事業 (再掲) 8) 復興産業集積区域の指定



### 3 地域経済の再興

取組の方向性	取組項目	事業名
3-2 商業、工業及び観光業 の復旧及び復興の推進	①新たなまちづくりと連動した 商業集積の形成	1) 中小企業被災資産修繕事業費補助金 2) 移動販売車両購入事業 3) 被災事業者再開支援事業 4) 企業立地奨励措置 5) 企業立地促進補助金 6) 復興産業集積区域の指定（再掲） 7) 産業復興アクションプラン展開事業（再掲） 8) 中小企業被災資産復旧事業費補助金 9) 公的住居兼商業施設整備事業 10) 仮施設整備事業 11) 中小企業等復旧復興支援事業
	②工場の再配置促進による企業 間交流の活性化	1) 企業立地奨励措置（再掲） 2) 企業立地促進補助金（再掲） 3) 復興産業集積区域の指定（再掲） 4) 産業復興アクションプラン展開事業（再掲） 5) 工業用地整備事業 6) 企業誘致推進事業
	③「おおつち型観光」の確立に よる観光産業の振興	1) 産業復興アクションプラン展開事業（再掲） 2) 公的住居兼商業施設整備事業（再掲）
	④起業の促進による雇用の創出	1) 起業支援推進事業 2) 雇用促進奨励事業 3) 緊急雇用創出事業
3-3 復興を牽引する農林 業・農山村の振興	①農業生産基盤の有効利用によ る地域特性を活かした産地形 成	1) 農地災害復旧事業 2) 林道災害復旧事業 3) 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策） 事業 4) 被災農家経営再開支援事業
	②復興需要を契機とした林業振興	1) 木質バイオマス施設等緊急整備事業 2) 木材活用まちづくり事業
	③農林畜産物の高次加工と流 通・販売の促進	1) 被災地域農業復興総合支援事業 2) 個別所得補償（産地資金）

4 教育環境の整備		
取組の方向性	取組項目	事業名
4-1 地域を担う子供たちの 教育環境の向上	①教育環境の向上	1) いわて型コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育推進事業 2) いわて子どものこころのサポート事業 3) いわての復興教育推進事業 4) 被災地教職員配置事業 5) 被災地児童生徒大会等参加支援事業 6) 国際理解教育事業
	②就学の援助	1) 児童生徒就学援助事業 2) 幼稚園就園奨励事業 3) MFG・ユネスコ協会「東日本大震災復興育英基金」 4) いわての学び希望基金
	③施設環境の整備	1) 学校再開事業 2) 被災学校復旧事業 3) 小中一貫教育校建設事業 4) 学校施設防災拠点整備事業 5) 防災備蓄倉庫備品整備事業（再掲） 6) スクールバス運行事業 7) バスロケーションシステム整備事業 8) 幼稚園建設事業 9) 教育財産有効活用事業 10) 東京大学大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センター連携事業
4-2 町民の主体的な文化ス ポーツ活動の促進	①社会教育施設等（公民館・集会所及び図書館）の復旧	1) 社会教育施設等災害復旧事業 2) 子どもの読書活動推進事業 3) 家庭の教育力向上に向けた総合的施策推進事業 4) 教育振興運動推進事業
	②スポーツ・レクリエーション施設の復旧	1) スポーツ・レクリエーション施設災害復旧事業 2) 海洋性スポーツ・レクリエーション施設災害復旧等整備事業 3) アスレチックトレーナー派遣事業 4) スポーツ医・科学データ活用事業 5) 生涯スポーツ推進プラン事業（総合型地域スポーツクラブ創設・育成事業） 6) スポーツ・レクリエーション活動支援事業
	③文化財の保存・継承のための調査の迅速化	1) 遺跡調査事業 2) 地域文化調査保存事業
	④防災文化の継承	1) 文化芸術施設災害復旧 2) 震災記録継承事業（再掲） 3) 青少年芸術普及事業 4) 文化振興基金助成事業（東日本大震災津波復興支援事業） 5) 文化芸術公演支援事業 6) 文化芸術交流支援事業 7) 文化芸術活動再開支援事業 8) 震災記憶継承施設整備事業（再掲）

### 3 基本施策の構成事業一覧

4つの基本施策

取組の方向性

## 1 安全・安心の確保

### 1-1 協働による防災体制の確立・充実

#### 取組項目① 自主防災組織化の推進

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 地域防災力向上支援事業	町	自主防災組織（町内会、事業所等）などが行う避難訓練、防災教育の活動を促進		→		
2) 災害に強いコミュニティ再生事業	町	復興過程を通じて変遷が想定される地域において、災害に強い地域コミュニティの再生を支援		→		

#### 取組項目② 防災意識の普及啓発

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 多重防災型まちづくり推進事業（防災文化醸成事業）	県、町	震災の経験や教訓を後世に語り継ぎ、防災意識の向上や、避難行動を促す取組を「防災文化」として醸成し継承していくため、小学校等での津波防災に関する出前講座等を実施		→		
2) 地域防災力向上支援事業（再掲）	町	自主防災組織（町内会、事業所等）などが行う避難訓練、防災教育の活動を促進		→		
3) 忘れない3.11事業	町	犠牲者の御霊を慰めるとともに、防災への決意を新たにす機会とするため、毎年3.11に追悼行事を実施		→		
4) 震災記録継承事業	町	震災の記憶を後世に伝承し、震災記録関係資料を収集・保存		→		
5) 震災記憶継承施設整備事業	国、県、町、民間	犠牲者の鎮魂と震災津波の記憶を未来永劫に継承していくため、鎮魂の森、震災遺構の整備		→		

#### 取組項目③ 地域の災害危険個所の把握

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 東日本大震災による被災現況調査	国	被災状況と市街地特性、地理的特性、社会特性等の関係についての整理・分析等		→		
2) 多重防災型まちづくり推進事業（多重防災型まちづくり計画策定支援事業）	県、町	津波浸水想定マップを踏まえ、津波に強い多重防災型まちづくりを総合的に推進するための津波防災地域づくり推進計画を策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水想定マップ</li> <li>・ 津波対策検討</li> <li>・ 海岸保全基本計画</li> <li>・ 津波防災地域づくり推進計画</li> </ul>		→		

取組項目④ 防災訓練の実施

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 地域防災力向上支援事業（再掲）	町	自主防災組織（町内会、事業所等）などが行う避難訓練、防災教育の活動を促進		➡		

取組項目⑤ 防災資機材などの備蓄

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 避難環境整備補助事業	町	避難所に続く斜面への階段、手すり、柵等の設置のほか、避難所への備蓄、衛星系携帯電話の設置など、避難環境の整備を促進		➡		
2) 防災備蓄倉庫備品整備事業	町	災害に備えて食料、毛布などの必要物資を確保		➡		

取組項目⑥ 地域防災力の向上

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 地域防災力向上支援事業（再掲）	町	自主防災組織（町内会、事業所等）などが行う避難訓練、防災教育の活動を促進		➡		
2) 避難環境整備補助事業（再掲）	町	避難所に続く斜面への階段、手すり、柵等の設置のほか、避難所への備蓄、衛星系携帯電話の設置など、避難環境の整備を促進		➡		
3) 避難道・避難施設整備推進事業	町	今回の津波で破損した避難道や避難施設、新たに必要となった避難道や避難施設等の計画的な整備を推進		➡		
4) 防災拠点施設整備調査事業	町	今後設置する防災拠点施設の在り方について住民を交えて検討を行うとともに、現在の避難所で必要な防災資材で新たに設置する防災拠点でも使用可能な資材については先行して整備		➡		
5) 防災行政無線復旧事業	町、国、県、民間企業	今回の大震災津波で被災した防災行政無線の緊急復旧と防災行政無線のデジタル化 また、町民への情報提供に資するシステムの導入 各種情報発信ツールを活用した警報など防災情報の提供		➡		
6) 地域防災計画検証事業	町	今回の大震災津波に対し、現在の地域防災計画が有効に機能したかを検証するとともに、今後同規模の災害が発生した場合の対策を盛り込んだ地域防災計画の見直し		➡		

4つの基本施策

取組の方向性

**1 安全・安心の確保**

**1-2 復興まちづくりの住環境の整備**

取組項目① 住民参画による地域別土地利用計画等の策定

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 地域復興協議会復興計画策定事業	地域復興協議会	地域の再生・復興に向けた、地域別の復興計画策定	➡			

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
2) まちづくり専門家による震災復興支援事業	町、東大等	地域別の復興計画策定のため、まちづくりに関する専門的知見を有する大学職員が地域復興協議会での議論のとりまとめを支援	→			
3) 復興まちづくり計画策定事業	町	災害危険度判定調査（津波シミュレーション） ・津波に対する市街地の災害危険度の把握と避難行動計画の基礎資料として避難路・避難広場等の安全性を検証するため、所定の条件における津波シミュレーションを実施		→		
		計画策定支援コーディネート事業 ・主要な公共施設・公共空間のデザイン及び地区別に進められる防災集団移転事業・区画整理事業のデザインの検討と、今後の復興まちづくりのための「デザイン指針」のとりまとめ			→	

### 取組項目② 安全な土地利用の推進

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 被災市街地復興特別法による被災市街地復興推進地域の検討及び指定	町	土地区画整理事業等を行うことを基本に、建築行為や開発行為を制限	→			
2) 建築基準法による災害危険区域の検討及び指定	町	防災集団移転促進事業の移転促進区域における住居の用に供する建築物の禁止			→	

### 取組項目③ 宅地造成など土地基盤の整備

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 住宅再建に関する意向調査	国、町	各地域における土地利用計画（住宅等の再建場所や面積等）の策定や導入事業検討のための調査	→			
2) 防災集団移転促進事業	町、国	津波により臨海部の大半が家屋流出等の被害を受けたことから、地区内の被災を免れた集落より高台へ移転させ、津波による被害を防止			→	
3) 都市再生区画整理事業	町、国	津波により地区中心部までが家屋流出したことから、地盤の嵩上げや公共施設の再編・充実による避難路の確保などにより、津波からの安全性が高い地区中心部の再生			→	
4) 漁業集落防災機能強化事業	町、国	被災地域における漁業集落の早期の復興を図るため、防災対策の見直しを行ったうえで、漁業集落の地番嵩上げ・切盛土と生活基盤の一体的な整備を行い、災害に強い安全・安心な居住地の確保			→	
5) 津波復興拠点整備事業	町、国	復興の拠点となる市街地（津波防災拠点市街地形成施設）を整備			→	

## 取組項目④ 災害公営住宅の整備

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 既設公営住宅復旧整備事業	県、町	震災により被害を受けた、公営住宅の修繕及び改修	→			
2) 災害公営住宅整備事業	県、町	震災により被災し、応急仮設住宅などに入居している被災者の住居の安定を図るため、低廉な家賃で入居できる災害公営住宅を整備	→			
3) 災害公営住宅家賃低廉化事業	県、町	被災者が災害公営住宅に入居する場合、入居者の家賃負担を軽減するため、家賃の減額		→		
4) 東日本大震災特別家賃低減事業	県、町	被災者が災害公営住宅に入居する場合、被災者のうち特に所得が低い入居者の家賃負担を更に軽減するため、家賃の減額		→		

### 4つの基本施策

### 取組の方向性

## 1 安全・安心の確保

## 1-3 災害に強い社会基盤の整備

### 取組項目① 海岸保全施設の整備推進

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 海岸保全施設等整備事業	県	被災した防潮堤等の海岸保全施設の応急的な復旧や、町の復興計画に基づいた防潮堤の嵩上げや水門等の整備		→		

### 取組項目② 災害時に代替性をもつ交通ネットワークの整備

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 町道整備事業	町	新たな居住区として整備する集落間連絡道路として、地域の経済活動や交流の促進を図るために必須となる道路網の整備 また、災害時における高台や浸水区域外への迅速な避難と被災地の孤立化を防ぐ代替性をもった交通ネットワークの構築と、災害に強い道路網整備を確保	→			
2) 都市計画道路整備事業	町、国	町道整備事業による集落間連絡道路の整備のほか各地域を連絡する幹線道路について、都市計画道路として重点的に整備		→		
3) 橋梁整備(改修)事業	町	町内各地の道路交通網の結節点である橋梁は、道路交通ネットワークを確保するにあたり、特に重要な施設であるため、町内の橋梁の調査・点検及び適切な改修を実施することにより、地域間の経済活動や交流の促進を図るほか、災害時には、迅速な避難と被災地の孤立を防ぐ、代替性をもった交通ネットワークを確保		→		
4) 災害防除事業	町	既存の道路施設において、主要な集落間連絡道路の迂回路として機能を併せ持つ路線は、土砂災害を未然に防ぐことにより、安全性の高い道路交通を確保	→			

### 取組項目③ 避難路、避難施設（後方支援基地）の整備

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26～
1) 避難道・避難施設整備推進事業（再掲）	町	今回の津波で破損した避難道や避難施設、新たに必要となった避難道や避難施設等の計画的な整備を推進		➡		

4つの基本施策

取組の方向性

## 1 安全・安心の確保

### 1-4 町民の生活を守る体制の強化

#### 取組項目① 消防防災体制の強化

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26～
1) 仮設屯所施設災害復旧事業	町	流失した消防屯所7箇所にプレハブ仮設屯所、仮設トイレを設置	➡			
2) 仮設住宅消防水利事業	町、県	消防水利の不備な仮設住宅への消火栓の設置。緊急時に消防水利として使用するため、受水槽に取水口の設置	➡			
3) 消防団消防無線復旧事業	町	被災により滅失した消防団車両の消防無線の整備	➡			
4) 消防団屯所整備事業	町	流失した消防屯所、7箇所を整備	➡			
5) 消防庁舎建設事業	町、行政事務組合	消防庁舎の建設	➡			
6) 消防団の消防資機材及び被服整備事業	町	ジェットシューター、ライフジャケット、防火衣、半纏等の早期配備	➡			
7) 消防団車両の整備事業	町	老朽化の消防車両を年次計画により更新	➡			

#### 取組項目② 救急救助体制の強化

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26～
1) 救急救助体制強化事業	県、町、医療機関	多様な救急業務や大規模災害に対応するための救急救助体制の見直しと強化	➡			

4つの基本施策

取組の方向性

## 2 暮らしの再建

### 2-1 被災者の生活再建支援

#### 取組項目① 生活再建の支援

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26～
1) 被災者相談窓口運営業務	町	被災者に対して、各種の相談を受けることのできる窓口を開設	➡			
2) 東北地方太平洋沖地震災害弔慰金支給事業	町	災害弔慰金の支給等の法律にもとづき、災害による死亡者の遺族に対して弔慰金を支給	➡			

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
3) 災害障害見舞金支給事業	町	災害による負傷、疾患で精神または身体に著しい障害が生じた場合の見舞金を支給	→			
4) 災害義援金支給事業	町	全国から寄せられた義援金を被災者の生活支援金として支給	→			
5) 被災者生活再建支援金申請受付業務	国	被災者生活再建支援法に基づき、災害で住家を失った世帯に対し、その被害の程度や再建方法に応じて支給される支援金の申請の受付	→			

### 取組項目② 仮設団地の環境改善

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 住環境改善支援事業	県、町	仮設住宅の住環境の改善	→			
2) コミュニティ活動支援事業	町	仮設住宅の生活の充実を図るため、仮設団地ごとのコミュニティの造成	→			
3) 沿岸被災地仮設住宅運営支援事業	町、北上市	仮設住宅での住民相互のコミュニケーションの維持や地域コミュニティづくりの支援 町社会福祉協議会との連携や集会所を利用したコミュニティづくり、行政連絡、困り事相談、イベントの実施	→			
4) 地域間公共交通調査事業	町	地域の公共交通のニーズを把握し効率的な運行を図るため、アンケートの実施と関係機関との協議	→			
5) 遠隔地公共交通対策事業	町	バス停とバス停以遠地域との間を結ぶコミュニティバスの運行	→			
6) 広域的な交通ネットワーク構築推進事業	国、県、町、民間企業	地域の特徴、利用者ニーズ、運行形態を踏まえた交通網の整備・保持に関し、関係機関との意見交換	→			

### 取組項目③ 住宅再建の支援

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 被災住宅債務利子補給事業	県、町	被災した住宅の新築、増改築又は改修、既住住宅の債務の利子補給	→			
2) 被災住宅補修等補助金	県、町	生活再建支援制度や応急修理を受けない一部損壊及び半壊の被災住宅補修工事、耐震改修、バリアフリー改修、県産材使用改修工事に対し補助金を支給	→			
3) 被災宅地復旧補助金	県、町	被災宅地の法面保護工事、排水施設設置工事、地盤補強及び整地工事、擁壁の設置及び補強工事に対し補助金を支給	→			
4) 岩手県生活再建住宅支援事業	県、町	県内に住宅を新築する際にバリアフリー対応、県産材を使用した場合に床面積等に応じて定額補助	→			
5) 岩手県被災者住宅再建支援事業	町	県内で自宅が全壊(半壊、解体を含む)し、町内に居住する住宅を建築又は購入する被災者に対し補助金を支給	→			
6) 地域型住宅ブランド化事業	国	事業指定ルールに基づき地域特性を活かした長期優良住宅建築に対し補助金を支給	→			
7) 災害公営住宅整備事業(再掲)	県、町	震災により被災し、応急仮設住宅などに入居している被災者の住居の安定を図るた	→			



事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
		め、低廉な家賃で入居できる災害公営住宅を整備				
8) 地域優良賃貸住宅供給促進事業	県	被災者の居住の安定に資するため、民間事業者が地域優良賃貸住宅を建設する場合建設費の一部を補助		→		

4つの基本施策

取組の方向性

## 2 暮らしの再建

### 2-2 町民が元気で安心して暮らせる保健福祉の推進

#### 取組項目① 健康づくりの推進

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 被災地医療確保対策事業	県	全壊した県立病院及び民間医療機関の仮設診療所、仮設歯科診療所を設置 ・設置数：7か所	→			
2) 医療施設等復旧・復興支援事業	県	被災した県立病院を含む医療施設等の復旧、移転整備を実施 ・釜石保健医療圏が対象	→			
3) 大槌町保健センター整備事業	町	災害時の避難・活動拠点機能を有する保健センターの施設・設備を整備 ・内科・歯科診療室等を付設		→		
4) 被災者健康維持増進事業	町	被災地における保健活動、食生活・栄養支援活動を強化するため、保健師、栄養士を派遣	→			
5) 被災地健康支援事業(保健活動支援事業)	町	被災地の保健活動の中核を担う保健師等の人材を確保 ・対象職種 保健師、栄養士		→		
6) 被災地こころのケア対策事業	県	地震や津波により精神的負担を抱えている被災住民に対し、こころのケアチームが、被災者と面接し、相談や診察等の活動を実施 ・震災こころの相談室設置	→			
7) こころのケアセンター等設置運営事業	県	被災者のこころのケアを行うこころのケアセンター、地域こころのケアセンターを設置運営 ・釜石市に地域センターを設置	→			
8) 被災地健康相談支援事業	県	被災地の保健活動、食生活、栄養・栄養支援活動を強化するため、仮設住宅集会所等を活用し、健康相談、保健指導等を実施 ・岩手県予防医学協会が実施	→			
9) 被災地口腔ケア推進事業	県	被災地における口腔ケア活動を支援するため、仮設住宅集会所等を活用し、歯科検診、口腔ケア指導等を実施 ・岩手県歯科医師会が実施	→			
10) イー歯トープ8020運動推進事業	県	震災による生活環境の変化等を踏まえた子どもの虫歯予防、青年期以降の歯周疾患の予防対策を実施 ・歯磨き教室、虫歯予防教室、口腔ケア等		→		
11) 被災者健診事業	国	被災者の健康状態等の調査研究を実施 ・岩手医科大学が実施	→			
12) 被災者特別健診等事業	県	被災者健診等の受診環境の整備、特定健診非対象者に対する健診の実施		→		

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
13) がん検診料自己負担額の減免	町	がんの予防啓発、早期発見治療を目的として、被災者の検診自己負担金を軽減	→			
14) 地域自殺対策緊急強化事業	町	自殺予防に関する普及啓発、各地区での健康相談、他機関への紹介等を実施	→	→	→	→
15) 医師確保対策推進事業	県	医師不足解消を図るため、医学部入学者に修学資金を貸付	→	→	→	→
16) 安心と希望の医療を支える看護職員確保定着推進事業	県	看護職員の確保定着を図るため、中高生の進学セミナー、看護職の就職ガイダンス、訪問看護研修等を実施	→	→	→	→
17) 保健師等人材確保支援事業	県	保健師及び栄養士の確保に向けた情報提供及び助言等の支援を実施	→	→	→	→
18) 地域医療医師支援事業	県	地域医療に従事する医師の確保・定着を図るため、地域医療支援センターを設置し医師を支援	→	→	→	→
19) こころのケア対策ネットワーク推進事業	県	こころのケア活動の充実を図るため、かかりつけ医研修、被災住民健康講座、関係機関ネットワーク会議等を実施	→	→	→	→
20) 震災ストレス外来設置支援事業	県	被災者が気軽に相談、心療を受けることができるよう、震災ストレス外来を設置		→	→	→
21) 公害防止策定調査事業	町	震災後の大気の状態を把握するために、降下ばいじん量の調査を実施	→	→	→	→
22) 環境放射能水準調査事業	県	原発事故に伴う放射線量、降下物、水道水に含まれる放射性物質などの監視と測定を実施	→	→	→	→
23) 環境放射線量測定調査	町	原発事故に伴い、町独自で放射線量を調査し、町民に情報提供	→	→	→	→
24) 国民健康保険一部負担金等の免除	町	震災で被災した国民健康保険の被保険者について、一部負担金等の免除措置を実施	→	→	→	→
25) 国民健康保険税の減免	町	震災で被災した国民健康保険の被保険者について、保険税の減免措置を実施	→	→	→	→
26) 後期高齢者医療一部負担金等の免除	岩手県後期高齢者医療広域連合	震災で被災した後期高齢者医療の被保険者について、一部負担金等の免除措置を実施	→	→	→	→
27) 後期高齢者医療保険料の減免	岩手県後期高齢者医療広域連合	震災で被災した後期高齢者医療の被保険者について、保険料の減免措置を実施	→	→	→	→
28) すこやか子育て医療費給付事業	町	子どもを生き育てやすい社会の実現に寄与するため、医療費給付事業の対象者を中学生世代まで拡大し実施		→	→	→

## 取組項目② 地域福祉の向上

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 保育所施設整備事業	町、事業者	全壊した安渡保育所、大槌保育園及び吉里吉里保育園について、地域子育て支援センターと併せ、多機能化等を図りながら復旧・整備施設 3施設		→	→	→
2) 放課後児童クラブ整備事業	町	全壊した放課後児童クラブについて、小中学校の再建と併せ、同敷地内に復旧・整備か所 1施設		→	→	→

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
3) 子育て支援事業設備等復旧事業	事業者	被災した地域子育て支援センターに対して、事業再開のための設備整備経費を補助 ・対象施設 1施設	→			
4) 被災地障がい者相談支援事業	事業者	被災した障がい者の生活環境の変化に伴う新たなニーズに対応するため、相談支援事業所の職員を増員 ・対象施設 2施設	→			
5) 障害者支援施設等災害復旧事業	事業者	被災した障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等の復旧整備に関する経費を補助 ・対象施設 3施設	→			
6) 障害者支援施設等整備事業	事業者	地域の障害福祉サービスの拠点となる障害福祉施設、障害福祉サービス事業所等の整備に要する経費を補助 ・グループホーム 1施設			→	
7) 子育てサポートセンター管理運営事業	県	被災した地域子育て支援センターに対して、復旧に向けた助言等を実施 ・出張事業等を実施	→			
8) 児童福祉施設等災害復旧事業	県	被災した保育所等の復旧整備に関する経費を補助 ・対象施設 2施設	→			
9) 児童養育支援ネットワーク事業（被災児童対策事業）	県	被災孤児の安定した生活環境の確保に向けた戸別訪問、弁護士等によるサポート体制の構築を図るとともに、孤児・遺児の育成やひとり親家庭の自立に関する個別相談等をサポート	→			
10) 子どものこころのケアセンター運営事業	県	被災児童の専門的な精神的ケアや保育所職員等の支援者に対する技術的な支援を実施 ・ケアセンター：釜石保健所 ・要保護児童の把握、被災児童の心のケア、保護者への情報提供等	→			
11) 保育料の免除	町	大槌町内の保育所への入所児童の保育料を免除	→			
12) 学童保育料の免除	町	大槌町放課後児童クラブ入所者の保育料を免除	→			
13) いわたの学び希望基金「未就学児童給付金」	県	被災し親を亡くした又は親が行方不明となった子どものうち、未就学児に給付金を支給 ・年3回（7月、11月、3月）	→			
14) 民生委員（児童委員）活動事業	民生児童委員会	民生委員、児童委員に対して被災者支援に関する研修を行い、関係機関と連携した被災者の見守り活動を充実強化 ・講習会、実地研修等	→			
15) ひとにやさしいまちづくり推進事業	県	ユニバーサルデザインに基づく復興まちづくりの推進を図るため、地域住民等に対して、ひとにやさしいまちづくりを普及啓発 ・復興計画、地域福祉計画を通じて推進		→		
16) 地域支え合い体制づくり事業（要援護者福祉マップ作成事業）	町	高齢者、障がい者等要援護者の災害時の円滑な避難の確保に向けて、要援護者の福祉マップを整備 ・社会福祉協議会との連携協力（関係機関と情報共有：防災担当、警察、消防、民生委員等）	→			

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
17) 被災地発達障がい児支援体制整備事業	事業者	被災した発達障がい児・者の多岐なニーズ把握とサービス利用支援を図るため専門職員（コーディネーター）を配置	→			
18) 子育て支援対策臨時特例事業	事業者	1 保育所整備（複合化、多機能化） 2 休日保育等特別保育事業 3 保育所徴収金減免支援	→			
19) 被災地保育園等仮設園舎整備・設備支援事業	日本ユニセフ協会	被災した保育所等の仮設園舎の整備・備品等整備支援 ・仮設園舎 2施設 ・設備支援 6施設 ・保育士派遣	→			
20) 東日本大震災父子家庭＋父親支援プロジェクト	日本ユニセフ協会	被災父子家庭、震災ストレスを抱える父親の支援 ・支援員研修会の開催 ・ハンドブックの作成	→			
21) 被災地放課後児童クラブ仮設校舎整備・設備支援事業	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	被災した放課後児童クラブの仮設校舎の整備・備品等整備支援 ・仮設校舎 1か所 ・設備支援 1か所	→			

### 取組項目③ 高齢者が安心して暮らせる社会の確立

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 高齢者等サポート拠点設置運営事業	県、町	仮設住宅地域において、高齢者等サポート拠点及び高齢者等共同仮設住宅を設置し運営 ・設置数 サポート拠点4か所 共同仮設住宅 4か所	→			
2) 被災地要介護高齢者生活支援事業	県	要介護高齢者の避難所や仮設住宅等において行う専門職種等による相談支援や入浴支援を実施	→			
3) 高齢者ふれあい交流促進事業	県	仮設住宅における高齢者の孤立化防止や介護予防を図るため、運動教室や交流会活動を支援 ・県レクリエーション協会等に運営委託	→			
4) 被災地地域包括ケア支援事業	県	被災した地域包括支援センター業務を支援し、巡回相談や認知症対策等の普及啓発等を実施 ・岩手県長寿社会振興財団に運営委託 ・避難所等巡回相談 ・高齢者実態把握調査 ・社会福祉士会派遣 ・被災地地域包括ケア研修会 ・ケアマネ研修会	→			
5) 老人福祉施設等災害復旧事業	事業者	被災した老人福祉施設等の災害復旧事業に要する経費を補助 ・2法人 5か所	→			
6) 被災地における介護サービス事業所人材確保事業	県	被災地の介護サービス事業者に対して、被災失業者等の新規雇用と教育訓練を行い、要介護高齢者の介護サービスの確保を支援 ・被災失業者の雇用経費	→			

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
7) 介護雇用プログラム事業	県、町	被災地の介護サービス事業者に対して、被災失業者の新規雇用と介護職員の資格取得を進め、要介護高齢者の介護サービスの確保を支援 ・ホームヘルパー2級養成 ・介護福祉士養成	→			
8) 老人福祉施設等自家発電設備整備事業	事業者	老人福祉施設が行う非常用自家発電設備の整備経費を補助 ・1法人	→			
9) 生活機能調査事業	町	仮設住宅等に居住する要介護高齢者等についてのニーズ把握等を行い、介護予防事業等を推進 ・40歳以上の町民を対象に調査を実施	→			
10) 地域生活支援体制づくり事業・地域包括ケアのまちづくり	県、町、事業者	専門職種による地区診断の実施等、地域の支え合いによる生活支援活動を通し、関係団体と連携しながら、行政、自治会、民生委員、学校関係者等による協働体制を整備	→			
11) 被災地高齢者健康生活支援事業	県、町	仮設住宅期の高齢者の活動度を高め、介護予防事業を推進 ・介護予防教室 2か所 ・介護予防従事者研修会 ・高齢者健康生活便利手帳作成	→			
12) 老人福祉施設等災害復旧事業（設備整備等）	県、事業者、町	被災した介護サービス事業所の事業の再開に必要な設備を復旧 ・4法人10事業所	→			
13) 介護基盤復興まちづくり整備事業	事業者	地域包括ケアシステムの核となる地域密着サービス等の施設整備経費を補助 ・対象1か所		→		
14) 介護保険第一号保険料の減免	町	震災で被災した介護保険の被保険者について、第一号保険料の減免措置を実施	→			
15) 介護保険利用者負担額の免除	町	震災で被災した介護保険の被保険者について、利用者負担額の免除措置を実施	→			
16) 介護保険施設入所者等に係る食費・居住費の減免	町	震災で被災した介護保険の被保険者について、介護保険施設入所に係る食費・居住費の減免措置を実施	→			
17) 被災高齢者グループホーム等利用料負担軽減事業	事業者	被災した要介護高齢者の費用負担を軽減するため、利用者の費用負担軽減を行った事業者に対し、当該経費を補助	→			
18) シルバー人材センター運営事業	町、シルバー人材センター	高齢者の就業活動を支援するため、被災した大槌町シルバー人材センターの移転再建と活動を支援	→			

#### 4つの基本施策

#### 取組の方向性

### 2 暮らしの再建

### 2-3 町民が快適に生活できる生活環境基盤の整備

#### 取組項目① 下水道施設の復旧等

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 下水道整備事業	町	宅地造成及び移転等の実施に伴う污水管渠の整備と汚水処理の適正化	→			

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
2) 雨水排水整備事業	町	急峻な山が控えており豪雨時には短時間での出水量が多い地域における排水路を整備し、安心安全な地区へと改善	→			
3) 漁業集落排水整備事業	町	津波により甚大な被害を受けた地区において、非浸水区域として宅地造成及び移転等の実施に伴う污水管渠の整備と污水处理の適正化	→			
4) 低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業	町	防災集団移転促進事業等において新たに整備される住宅団地等への浄化槽整備	→			

## 取組項目② 安心・快適な給水の確保

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 東日本大震災水道施設被害状況調査	国	震災の被害状況の記録・分析・考察及び復興支援	→			
2) 水道施設災害復旧事業	町、国	応急仮設配水施設復旧（配水管、配水池、14箇所）、応急仮設送水施設復旧（ポンプ場・3箇所）、漏水調査	→			
3) 水道基本設計策定事業	町、国	町全体の水道施設計画、変更認可設計業務	→			
4) 水道実施設計策定事業	町、国	各施設の詳細設計業務	→			
5) 新水源新設事業	町、国	津波浸水区域外への水源移転	→			
6) 送水管整備事業	町、国	非常時に備えた送水管整備	→			
7) ポンプ場整備事業	町、国	津波浸水区域外へのポンプ場の移転及び高台移転、人口フレーム変更によるポンプ場の整備	→			
8) 配水池整備事業	町、国	高台移転、人口フレーム変更による配水池の整備、見直し	→			
9) 配水管整備事業	町、国	高台移転、区画整理、地盤嵩上げ等による配水管整備	→			
10) 給水管整備事業	町、国	配水管整備に伴う個別給水管整備	→			
11) 応急仮配水施設整備事業	町、国	集落移転等により早急に配水が必要な箇所が発生した際の施設整備	→			
12) 緊急対応施設整備事業	町、国	近隣市町との緊急時連絡管整備及び応急給水施設整備等	→			

## 取組項目③ 快適な生活空間の確保

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 防災集団移転促進事業（再掲）	町、国	津波により臨海部の大半が家屋流出等の被害を受けたことから、地区内の被災を免れた集落より高台へ移転させ、津波による被害を防止	→			
2) 都市再生区画整理事業（再掲）	町、国	津波により地区中心部までが家屋流出したことから、地盤の嵩上げや公共施設の再編・充実による避難路の確保などにより、津波からの安全性が高い地区中心部の再生	→			

事業名	事業主体	事業概要	実施年度				
			H23	H24	H25	H26~	
3) 漁業集落防災機能強化事業（再掲）	町、国	被災地域における漁業集落の早期の復興を図るため、防災対策の見直しを行ったうえで、漁業集落の地番嵩上げ・切盛土と生活基盤の一体的な整備を行い、災害に強い安全・安心な居住地の確保		→			
4) 津波復興拠点整備事業（再掲）	町、国	復興の拠点となる市街地（津波防災拠点市街地形成施設）を整備		→			
5) 海岸保全施設等整備事業（再掲）	県	被災した防潮堤等の海岸保全施設の応急的な復旧や、町の復興計画に基づいた防潮堤の嵩上げや水門等の整備		→			
6) 震災記憶継承施設整備事業（再掲）	国、県、町、民間	犠牲者の鎮魂と震災津波の記憶を未来永劫に継承していくため、鎮魂の森、震災遺構の整備		→			
7) 斎場整備事業	町	現代風で衛生的な斎場整備		→			

#### 取組項目④ 災害瓦礫の適正処理

事業名	事業主体	事業概要	実施年度				
			H23	H24	H25	H26~	
1) 災害廃棄物処理事業	県、町	県が作成した災害廃棄物の実行計画を踏まえ、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理 ・災害廃棄物の収集・撤去・処理 ・施設解体・仮設等		→			

4つの基本施策

取組の方向性

## 2 暮らしの再建

### 2-4 ICT(情報通信技術)や再生可能エネルギーの活用

#### 取組項目① 災害に強い情報システムの構築

事業名	事業主体	事業概要	実施年度				
			H23	H24	H25	H26~	
1) 臨時災害放送局事業	町	臨時災害放送局（災害FM）を開局することで、復旧・復興に向けた各種行政情報等を幅広く住民に提供		→			
2) 防災行政無線復旧事業（再掲）	町、国、県、民間企業	今回の大震災津波で被災した防災行政無線の緊急復旧と防災行政無線のデジタル化 また、町民への情報提供に資するシステムの導入 各種情報発信ツールを活用した警報など防災情報の提供		→			

#### 取組項目② 地域情報化の推進

事業名	事業主体	事業概要	実施年度				
			H23	H24	H25	H26~	
1) 自治体クラウド導入事業	町、国	庁内行政システムを効率的にするために、複数の市町村と連携し、自治体クラウドを導入		→			
2) 公金決済システム導入事業	町、国	公金決済に関する煩雑な業務を外注することにより、業務効率を大幅に改善		→			

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
3) 情報通信基盤災害復旧事業	町、国	震災により流出した情報通信基盤（光ファイバー網等）の復旧		➡		

### 取組項目③ スマートエネルギータウンの推進

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) スマートエネルギータウン計画調査事業	民間企業	再生可能エネルギーの導入と効率的な利用についての検討及び調査	➡			
2) スマートエネルギータウン推進事業	町	再生可能エネルギーの導入に向けたスマートエネルギータウン計画を実現		➡		
3) 再生可能エネルギー導入推進事業	町、国	無限な自然エネルギーを積極的に導入し、災害に強いまちづくりに寄与		➡		

### 取組項目④ 行政システムの効率化

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 自治体クラウド導入事業（再掲）	町、国	庁内行政システムを効率的にするために、複数の市町村と連携し、自治体クラウドを導入		➡		
2) 公金決済システム導入事業（再掲）	町、国	公金決済に関する煩雑な業務を外注することにより、業務効率を大幅に改善		➡		

4つの基本施策

取組の方向性

## 3 地域経済の再興

### 3-1 水産業の復旧及び復興の推進

#### 取組項目① 生産基盤の早期復旧

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 漁協機能回復支援事業	国、県、町、漁業協同組合	漁協の早期機能回復を図るため、OA事務機器の購入費や事務所の借上賃料等に対して補助	➡			
2) 共同利用漁船等復旧支援対策事業	国、県、町、漁業協同組合	震災により流出・滅失した漁船及び定置網等の漁具を漁協が整備する場合、その取得費用に対して補助		➡		
3) 水産業経営基盤復旧支援事業	国、県、町、漁業協同組合	養殖施設（ワカメ棚、コンブ棚、カキ棚、ホタテガイ棚、ホヤ棚）の復旧整備に対する補助		➡		
4) 製氷保管施設等早期復旧支援事業	国、県、町、漁業協同組合	魚市場の関連施設である製氷・貯氷施設の復旧に対する補助	➡			
5) 水産業のアクションプラン展開事業	町	水産加工団地整備計画、漁業施設整備計画及び販路拡大推進計画等、水産業の復興に資する事業計画の策定及び実施		➡		
6) 産業復興アクションプラン展開事業	町	産業復興アクションプランの調査、作成、実施監理のコンサルティング ・ 中心市街地検討会・商工業調査 ・ おおつち型観光物産創造プラン展開 ・ 産業創出プラン展開		➡		



取組項目② 事業者及び漁業協同組合の経営支援

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 共同利用漁船等復旧支援対策事業(再掲)	国、県、町、漁業協同組合	震災により流出・滅失した漁船及び定置網等の漁具を漁協が整備する場合、その取得費用に対して補助	→			
2) 水産業経営基盤復旧支援事業(再掲)	国、県、町、漁業協同組合	養殖施設(ワカメ棚、コンブ棚、カキ棚、ホタテガイ棚、ホヤ棚)の復旧整備に対する補助	→			
3) 製氷保管施設等早期復旧支援事業(再掲)	国、県、町、漁業協同組合	魚市場の関連施設である製氷・貯氷施設の復旧に対する補助	→			
4) 養殖用種苗供給事業	国、県、町、漁業協同組合	養殖用種苗(コンブ・カキ・ホタテガイ)の購入費用に対する補助	→			
5) 水産業共同利用施設復興整備事業	漁業協同組合	荷捌き施設、漁具倉庫、浸水区域以外に設置する冷凍保管施設等、漁業者の共同施設整備に対する支援	→			
6) 地域水産物の活用推進事業	町	イベントの開催、学校給食への食材提供等により地域水産物の消費拡大を振興	→			
7) 水産業のアクションプラン展開事業(再掲)	町	水産加工団地整備計画、漁業施設整備計画及び販路拡大推進計画等、水産業の復興に資する事業計画の策定及び実施	→			
8) 産業復興アクションプラン展開事業(再掲)	町	産業復興アクションプランの調査、作成、実施監理のコンサルティング ・ 中心市街地検討会・商工業調査 ・ おおつち型観光物産創造プラン展開 ・ 産業創出プラン展開	→			
9) 新規漁業就業者育成支援事業	岩手県漁連、漁業協同組合、町	関係団体と共同で、新規就業者の確保・育成を行うための講習会、相談会、研究の実施を支援	→			
10) がんばる養殖業復興支援事業	国	養殖業の復興を推進するため、生産の共同化を行う養殖生産組合に対し、経営に必要な経費を支援	→			

取組項目③ 新たな水産加工団地の整備

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 水産加工事業者生産回復支援事業	事業協同組合	水産加工会社が行う機器類購入に対する支援	→			
2) 水産業共同利用施設復興整備用地取得造成整備事業	町	高台等、浸水区域以外での冷凍保管施設整備を行うための用地取得造成	→			
3) 水産加工場整備事業	民間団体	地域の復興に資する水産加工施設整備に対する補助	→			
4) 水産加工流通高度化推進事業	町	水産加工流通団地形成を図るための集団化及び水産加工施設の高度化の推進	→			
5) 地域水産物の活用推進事業(再掲)	町	イベントの開催、学校給食への食材提供等により地域水産物の消費拡大を振興	→			
6) 水産業のアクションプラン展開事業(再掲)	町	水産加工団地整備計画、漁業施設整備計画及び販路拡大推進計画等、水産業の復興に資する事業計画の策定及び実施	→			

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
7) 産業復興アクションプラン展開事業（再掲）	町	産業復興アクションプランの調査、作成、実施監理のコンサルティング ・ 中心市街地検討会・商工業調査 ・ おおつち型観光物産創造プラン展開 ・ 産業創出プラン展開	→			
8) 復興産業集積区域の指定	県、町	復興推進計画において復興産業集積区域の指定	→			

4つの基本施策

取組の方向性

**3 地域経済の再興**

**3-2 商業、工業及び観光業の復旧及び復興の推進**

取組項目① 新たなまちづくりと連動した商業集積の形成

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 中小企業被災資産修繕事業費補助金	県、町	震災により被害を受けた事業用資産について、その原状を回復するための修繕費等の一部を補助	→			
2) 移動販売車両購入事業	町	被災事業者の早期事業再開支援策及び買い物弱者対策として、移動販売車で定期的に仮設住宅を巡回する事業者に対して、車両購入費の一部を補助	→			
3) 被災事業者再開支援事業	町	被災事業者の事業再建にかかる工事費、設備備品購入費等の一部を補助	→			
4) 企業立地奨励措置	町	町内に工場又は事業所を新設・増設する場合の奨励措置 固定資産税の減免・減額	→			
5) 企業立地促進補助金	町	町内に工場又は事業所を新設・増設する場合、予算の範囲内で補助	→			
6) 復興産業集積区域の指定（再掲）	県、町	復興推進計画において復興産業集積区域の指定	→			
7) 産業復興アクションプラン展開事業（再掲）	町	産業復興アクションプランの調査、作成、実施監理のコンサルティング ・ 中心市街地検討会・商工業調査 ・ おおつち型観光物産創造プラン展開 ・ 産業創出プラン展開	→			
8) 中小企業被災資産復旧事業費補助金	県、町	事業資産が全壊した中小企業者に対して、再建復旧費の一部を補助	→			
9) 公的住居兼商業施設整備事業	町	中心市街地の整備計画に併せ、商業施設等を備えた公的住居を整備	→			
10) 仮設施設整備事業	中小企業基盤整備機構	中小企業基盤整備機構が整備する仮設施設（店舗・事業所・倉庫等）を中小企業者に無償貸与	→			
11) 中小企業等復旧復興支援事業	国、県	複数の中小企業から構成されるグループが復興事業計画を作成し、認定を受けた場合、施設・設備の復旧・整備に対して補助	→			

## 取組項目② 工場の再配置促進による企業間交流の活性化

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 企業立地奨励措置(再掲)	町	町内に工場又は事業所を新設・増設する場合の奨励措置 固定資産税の減免・減額	➡			
2) 企業立地促進補助金(再掲)	町	町内に工場又は事業所を新設・増設する場合、予算の範囲内で補助	➡			
3) 復興産業集積区域の指定(再掲)	県、町	復興推進計画において復興産業集積区域の指定	➡			
4) 産業復興アクションプラン展開事業(再掲)	町	産業復興アクションプランの調査、作成、実施監理のコンサルティング ・ 中心市街地検討会・商工業調査 ・ おおつち型観光物産創造プラン展開 ・ 産業創出プラン展開	➡			
5) 工業用地整備事業	町	工業用地の買収及び造成	➡			
6) 企業誘致推進事業	町、関係団体	新たな土地利用計画に基づき、製造業などの大きな雇用が見込まれる企業の誘致活動を展開	➡			

## 取組項目③ 「おおつち型観光」の確立による観光産業の振興

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 産業復興アクションプラン展開事業(再掲)	町	産業復興アクションプランの調査、作成、実施監理のコンサルティング ・ 中心市街地検討会・商工業調査 ・ おおつち型観光物産創造プラン展開 ・ 産業創出プラン展開	➡			
2) 公的住居兼商業施設整備事業(再掲)	町	中心市街地の整備計画に併せ、商業施設等を備えた公的住居を整備	➡			

## 取組項目④ 起業の促進による雇用の創出

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 起業支援推進事業	県、町	町民の新たな起業化を推進し、雇用に繋げる取組	➡			
2) 雇用促進奨励事業	町	被災離職者及び新規学卒者を雇用した事業者へ奨励金を交付	➡			
3) 緊急雇用創出事業	県、町	国の緊急雇用創出事業を活用し、町内の企業及びNPO等に対して、事業に応じた雇創出	➡			

4つの基本施策

取組の方向性

### 3 地域経済の再興

### 3-3 復興を牽引する農林業・農山村の振興

## 取組項目① 農業生産基盤の有効利用による地域特性を活かした産地形成

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 農地災害復旧事業	県	被災した農地及び水路等(4地区)の原型復旧	➡			

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
2) 林道災害復旧事業	町	被災した林道（3路線）の原型復旧	→			
3) 農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業	町	被災した生産施設、生活環境施設、農地等の生産基盤整備等について支援（地域交流の促進・農林水産直売・災害非難所として活用される地域のコミュニティ施設として創造資源センターに準ずる施設を想定）	→			
		6次産業化を具現化した産直施設を整備し、併せて農家の研修施設や沿岸営農拠点センターとして活用	→			
4) 被災農家経営再開支援事業	町	被災農地の復旧作業を共同で行う農業者に対し、復興組合を通じて支援金を交付	→			

### 取組項目② 復興需要を契機とした林業振興

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 木質バイオマス施設等緊急整備事業	町	町有林木材の公共施設への活用を推進するための調査事業及び木材保管乾燥施設等の整備	→			
2) 木材活用まちづくり事業	町	町有林木材を公共施設へ活用することにより、町産材の消費を促進	→			

### 取組項目③ 農林畜産物の高次加工と流通・販売の促進

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 被災地域農業復興総合支援事業	町	農業用施設の整備等に対する支援 ・旧JA遠野金沢支所を活用した加工処理施設改修 ・旧JA遠野金沢支所を活用した加工処理施設改修に伴う調理資機材の購入	→			
		・津波により流失した農業機械の再整備を行う農家組合に対し、リース料を補助	→			
2) 戸別所得補償（産地資金）	町	野菜・花卉を販売目的で生産する農業者に交付金を交付し、生産を支援	→			

**4 教育環境の整備****4-1 地域を担う子供たちの教育環境の向上**

## 取組項目① 教育環境の向上

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) いわて型コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育推進事業	町	町内全小中学校対象に小中一貫教育への取り組みを推進 ・小中一貫教育校準備委員会の立ち上げと推進計画作成 ・地域、保護者、教職員の研修 ・カリキュラム作成 ・特設「ふるさと科」に係る教育課程特例校申請				
2) いわて子どものこころのサポート事業	県、町	児童生徒、保護者への適切な心のケアとサポートを図るため組織的、継続的に学校を支援 ・スクールカウンセラー等の派遣				
3) いわての復興教育推進事業	県、町	将来の大槌町を担う人材の育成に資する教育プログラムを作成 実践事例等を収集し、事例の紹介や交流を通して教育の内容の充実を図る ・震災を教訓とした防災教育の推進				
4) 被災地教職員配置事業	県、町	震災により被災した児童生徒へのきめ細かな支援及び学校復興のため、継続的に教職員を加配				
5) 被災地児童生徒大会等参加支援事業	町	震災により部活動等の成果を発表する機会が失われた児童生徒に対する旅費等の支援				
6) 国際理解教育事業	町	フォートブラッグ市との交流				

## 取組項目② 就学の援助

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 児童生徒就学援助事業	国、県、町	震災により被災した児童生徒に対する援助 ・修学旅行費・医療費・学用品費・給食費・新入学用品費の援助				
2) 幼稚園就園奨励事業	国、県、町	幼稚園就園奨励費により町内幼稚園の保育料の減免				
3) MUFJ・ユネスコ協会「東日本大震災復興育英基金」	日本ユネスコ協会連盟、三菱東京UFJ銀行	震災により親が死亡、もしくは行方不明となっている児童生徒に対する給付型の奨学資金				
4) いわての学び希望基金	県	震災により親が死亡もしくは行方不明となっている児童生徒、学生に対する給付型の奨学資金				

取組項目③ 施設環境の整備

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 学校再開事業	町	被災した町内小中学校の再開に向けた各種事業	→			
2) 被災学校復旧事業	町	被災した町内小中学校の復旧に向けた各種事業	→			
3) 小中一貫教育校建設事業	町	小中一貫教育校用地取得・設計・造成・建設等 ・高台へ移転建設し、こどもの安全を守る学校の構築 ・防災拠点として活用可能な災害対策機能の確保 ・地域と連携、協働が可能な施設の整備 ・再生可能エネルギーの導入等によるエコスクールの推進	→			
4) 学校施設防災拠点整備事業	町	吉里吉里小学校、吉里吉里中学校の校舎、屋内運動場の防災機能の強化 ・耐震受水槽の整備等		→		
5) 防災備蓄倉庫備品整備事業（再掲）	町	災害に備えて食料、毛布などの必要物資を確保		→		
6) スクールバス運行事業	町	遠距離通学児童生徒を対象としたスクールバスの運行	→			
7) バスロケーションシステム整備事業	町	遠距離通学による児童・生徒、保護者の負担軽減のため、スクールバス、幼稚園バスの運行情報の配信サービスを展開			→	
8) 幼稚園建設事業	県、町	幼稚園用地取得・設計・造成・建設等 ・高台へ移転建設し、幼児の安全を守る幼稚園の建設 ・健全な運動が可能な園庭、遊具等の整備 ・災害対策機能の確保 ・東日本大震災により被災した民間の運営事業者へ廉価により貸与		→		
9) 教育財産有効活用事業	町	未利用となっている教育財産の公共施設又は社会教育・体育施設への転用	→			
10) 東京大学大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センター連携事業	東京大学、町	東京大学大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センターの早期復旧に向けた取組みについて関係機関と連携	→			

4つの基本施策

取組の方向性

**4 教育環境の整備**

**4-2 町民の主体的な文化スポーツ活動の促進**

取組項目① 社会教育施設等（公民館・集会所及び図書館）の復旧

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 社会教育施設等災害復旧事業	町	社会教育、生涯学習の正常化を図るため、震災により被災した施設等の災害復旧工事を実施 ・大槌町公民館（赤浜、吉里吉里、安渡）の災害復旧 ・各地域の集会所の災害復旧 ・図書館の災害復旧		→		

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
2) 子どもの読書活動推進事業	県、町	被災した社会教育施設において展開される事業の再開と充実のための読書ボランティアの育成を支援				→
3) 家庭の教育力向上に向けた総合的施策推進事業	県、町	被災した社会教育施設において展開される事業の再開と充実のための家庭教育学級の支援及び子育てサポーターの育成				→
4) 教育振興運動推進事業	県、町	子ども・保護者・学校・地域・行政の連携による被災地域における教育課題の自主的な解決を支援（実践区の実態に応じて）				→

## 取組項目② スポーツ・レクリエーション施設の復旧

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) スポーツ・レクリエーション施設災害復旧事業	町	スポーツ・レクリエーション活動環境の正常化を図るため、震災により被災した施設等の災害復旧工事を実施 ・農村広場 ・テニスコート ・野球場 ・サッカー場 ・弓道場 ・相撲場 ・体育館				→
2) 海洋性スポーツ・レクリエーション施設災害復旧等整備事業	町、B&G財団	震災により被災したB&Gプール、艇庫の災害復旧工事を実施、併せて次の機能を備えた体育館を整備 ・海洋性野外活動機能 ・防災拠点機能 ・高齢者支援機能 ・子ども支援機能 ・スポーツ合宿機能				→
3) アスレチックトレーナー派遣事業	県、岩手県体育協会	仮設住宅、公民館、中学校や高校などでアスレチックトレーナーの指導により体操や軽運動の指導、健康相談、トレーニングやコンディショニングの指導などを行い、健康づくりのサポート及びスポーツ活動の環境整備を実施				→
4) スポーツ医・科学データ活用事業	県、岩手県体育協会	健康づくりや競技力向上のサポートを目的とし、スポーツ医・科学分野におけるデータ収集（医・科学測定）を実施し、効果的なトレーニング等の指導（ワークショップ）を実施				→
5) 生涯スポーツ推進プラン事業（総合型地域スポーツクラブ創設・育成事業）	県、町	震災により被害を受けたスポーツ、レクリエーション活動団体の運営体制への支援 広域スポーツセンター指導員の派遣による現地調査及び指導				→
6) スポーツ・レクリエーション活動支援事業	県、町	スポーツの活性化を図るため、被災者への支援事業を実施するクラブに対して、事業開催経費等を補助				→

## 取組項目③ 文化財の保存・継承のための調査の迅速化

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 遺跡調査事業	国、県、町	震災・津波からの復興を図るための開発事業に係る埋蔵文化財調査を先行的に実施				→

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
2) 地域文化調査保存事業	県、町	被災により失われ、又は散逸した地域の文化を調査し保存するため、調査を実施	➡			

#### 取組項目④ 防災文化の継承

事業名	事業主体	事業概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 文化芸術施設災害復旧	県	文化芸術環境の正常化を図るため、震災により被災した施設等の災害復旧工事の実施	➡			
2) 震災記録継承事業(再掲)	町	震災の記憶を後世に伝承し、震災記録関係資料を収集・保存	➡			
3) 青少年芸術普及事業	県、町、日本青少年文化センター	子供たちに優れた文化技術に触れ感動する機会を提供し、時代の文化芸術の担い手の育成をはかるとともに、豊かな創造性の情操の涵養をはかるため実施	➡			
4) 文化振興基金助成事業(東日本大震災津波復興支援事業)	岩手県文化振興事業団	震災・津波被害を受けた民俗芸能団体等の芸能用具等の修繕・購入費用の助成及び被災地域の文化芸術鑑賞の機会を確保するための公演や展示会開催費用の助成	➡			
5) 文化芸術公演支援事業	町、民間	文化芸術団体等(実行委員会を含む。)が当町において、当町の団体・個人が発表する文化芸術に関する講演・展示等について、その開催費用の一部を補助	➡			
6) 文化芸術交流支援事業	町、民間	文化芸術団体が、当町を除く県内外の地域において文化芸術活動の発表を行う場合、それに必要となる人員の移動及び用具の輸送にかかる費用の一部を補助	➡			
7) 文化芸術活動再開支援事業	民間	被災により滅失、損傷した文化芸術活動用具の購入や修理にかかる費用の一部を補助	➡			
8) 震災記憶継承施設整備事業(再掲)	国、県、町、民間	犠牲者の鎮魂と震災津波の記憶を未来永劫に継承していくため、鎮魂の森、震災遺構の整備	➡			



## ・4 「おおつちの未来を創る5つの重点プロジェクト」の推進体制

### プロジェクト① 復興まちづくり創造おおつちプロジェクト

取組項目	事業主体	実施概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 庁内PTによる活動	町	「復興まちづくりセミナー」の開催、まちづくり会社の事業に関する提言策定	→			
2) 「復興まちづくり会社(仮称)」の設立	町	事業計画の策定～設立趣意書の作成～出資募集～経営責任者の選任(公募等)～設立登記		→		
3) 「復興まちづくり会社(仮称)」の運用	町、まちづくり会社等	まちづくり会社を受け皿とした各種復興交付金事業(特に効果促進事業)の遂行	→			

### プロジェクト② 歴史・文化・芸術の街おおつち

取組項目	事業主体	実施概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 庁内PTによる活動	町、民間団体等	「ひょっこりひょうたん塾」の立上げ、ピアノコンサートの開催ほか	→			
2) 地域デジタルアーカイブの構築	町、NPO等	町の復興の記録をデジタル化のうえ、収集・保存		→		
3) 「大槌のみらいをつくるワークショップ」の開催	町	町外講師による基調講演、町民参加による未来へのアイデア共有の場づくり(毎月開催)		→		

### プロジェクト③ 国際海洋研究都市おおつちプロジェクト

取組項目	事業主体	実施概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 庁内PTによる活動	町	再建予定地(赤浜地区を想定)の復興に関する提言策定	→			
2) 防災集団移転促進事業(再掲)	町、国	再建予定地(赤浜地区を想定)周辺の区画整理及び関連施設の整備		→		
3) 東京大学大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センターの再建	東京大学	当該センターの再建(候補地:赤浜地区)				→

### プロジェクト④ 美しい街なみ・景観おおつちプロジェクト

取組項目	事業主体	実施概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 庁内PTによる活動	町	電線の地中化、公営住宅のカラーリング等に関する提言策定	→			
2) 「大槌町景観形成指針(仮称)」の策定	町	復興交付金事業等の活用により、PTの提言をブラッシュアップ		→		
3) 「大槌町景観形成指針(仮称)」の公開	町	景観形成に資する公共施設・個人住宅等のデザイン・配色等を公開し、ハード整備の指針として活用		→		
4) 景観条例等制定の検討	町	景観条例等制定の検討			→	

プロジェクト⑤ スマートタウンおおつちプロジェクト

取組項目	事業主体	実施概要	実施年度			
			H23	H24	H25	H26~
1) 庁内P Tによる活動	町	「大槌町スマートエネルギータウン計画」の検討等	→			
2) 自治体クラウド導入事業（再掲）	町	庁内行政システムを効率的にするために、複数の市町村と連携し、自治体クラウドを導入		→		
3) 情報通信基盤災害復旧事業（再掲）	町	震災により流出した情報通信基盤（光ファイバー網等）の復旧		→		
4) スマートエネルギータウン推進事業	町	再生可能エネルギーの導入に向けたスマートエネルギータウン計画を実現		→		

# 第3章 大槌町土地利用計画

## 1 目的

大槌町における復興まちづくりの基本的考え方である「多重防災型まちづくり」に基づく土地利用にあたっての方針を示すことで、町民の住宅再建や産業活動等の円滑な誘導・促進を図ることを目的とします。

## 2 基本事項（前提条件）

### （1）「減災」の考え方と「多重防災型のまちづくり」の取組

大槌町の津波防災の基本的考え方は、津波の災害リスクと向き合い、「避難する、避難できる」を基本とし、津波による犠牲者を一人も出さない「津波災害に強い安全・安心なまちづくり」を目指し、海岸保全施設等で人命・財産を防御する従来の考え方から、仮に被災しても人命が失われず被害を最小化する「減災」の考え方です。

土地利用計画の策定にあたっては、数十年から百数十年に一度の比較的発生頻度の高い津波に対しては、「人命及び財産を守る」こと、今回と同程度の過去最大クラスの津波に対しては「人命を守るため、被害をできるだけ最小化する」ことを目指し、「多重防災型のまちづくり」を取組の基本とします。

#### ■ [基本計画] 表3-3 「多重防災型まちづくり」の主な取組内容

主な取組内容
○防災教育の推進
○地域防災計画の見直しや災害時の情報伝達の多様化など防災体制の強化
○防潮堤など海岸保全施設の整備推進
○道路盛土の嵩上げなど津波防護施設の整備
○避難路や避難施設の整備
○高台移転や土地（宅地等）の嵩上げ
○都市計画法の用途規制、建築基準法の建築規制など土地利用規制

#### ☆大槌町長メッセージ「なぜ『減災』に取り組むのか」

大槌町を含む三陸沿岸地域は、過去数十年に一度は大きな津波に見舞われる津波常襲地帯です。今回の津波は過去の歴史に残る津波のなかでも最大規模の災害となりましたが、将来においても繰り返す津波が発生し、どのような防潮堤等を整備しても、さらに上回る津波が来襲することは否定できません。津波浸水シミュレーションの結果は想定のひとつに過ぎません。私たち大槌町民は津波浸水リスクがあることを常に意識し、今後「減災」の考えや取組について続けていく責務があります。

### （2）津波浸水シミュレーションの活用

土地利用計画の策定にあたっての重要な判断材料として津波浸水シミュレーションを活用します。

その設定条件については、「潮位は東日本大震災津波来襲時と同じ条件とし、地盤高及び地盤変動は今回の地震後の地盤高とし、さらに沈下することは考慮しない、海岸保全施設の破壊は考慮しない」とする県の考え方に準じます。

### ■津波浸水シミュレーションの設定条件（案）[岩手県の考え方]

目的	土地利用計画策定	避難計画やハザードマップ作成
潮位（天文潮）	東日本大震災津波来襲時の潮位 (T. P. -0. 4m)	朔望平均満潮位 (T. P. +0. 7m)
地盤高及び地盤変動	今回の地震後の地盤高とし、さらに沈下することは考慮しない	今回の地震後の地盤高から、さらに沈下することを考慮する
構造物条件	海岸保全施設等の破壊は考慮しない	海岸保全施設等は、「条件に応じて破壊」又は「構造物を考慮しない」ものとする。

※岩手県県土整備部「東日本大震災津波から復興まちづくりの参考とする津波浸水シミュレーションの設定条件（案）」（平成23年11月24日公表）

### （3）海岸保全施設等の設定条件

防潮堤など海岸保全施設及び道路盛土や嵩上げなど津波防護施設の整備については、各施設管理者との協議を終えていませんが、基本計画の考え方に基づき設定します。

管理者協議の結果、本設定条件が変更となる場合、改めて津波浸水シミュレーションを実施し、必要に応じて本計画を見直します。

### ■海岸保全施設の設定条件（町の考え方）

湾区分	地域名	施設名	協議項目		管理者
			復旧高	線形	
大槌湾	町方	防潮堤・水門	14. 5m	現状	岩手県
	小枕	防潮堤	6. 4m	現状	
	安渡	防潮堤	14. 5m	変更(流線型)	
	赤浜	防潮堤	6. 4m	現状	
船越湾	吉里吉里	防潮堤	12. 8m	現状	
	浪板	防波堤・防災林	4. 5m	現状	

### （4）住民意向を尊重した計画

「住宅再建に関する意向調査結果」を踏まえ、住民意向を踏まえた計画づくりに努めます。

- ① 安全性を重視したまちづくりのため、「多重防災型まちづくり」を徹底します。
- ② 今後の高齢化の進展や人口減少の進展が予想されるなかにあっても、町民生活の利便性を考慮した公共施設の配置など、住みよいまちづくりを展開します。
- ③ 住宅再建については、町民皆様の各家庭のライフステージに応じた多様なニーズを考慮し、きめ細やかな選択肢をもつ住宅再建支援策の提案に努めます。

#### ■住宅再建に関する意向調査結果（詳細資料編のとおり）

住宅再建にあたって重視している上位3点（上位3点選択率）

- ① 「地震や津波などの災害に対して、生命や財産の安全性」 （79%）
- ② 「病院や商店までの距離、交通の便などの生活の利便性」 （56%）
- ③ 「土地取得や住宅建築、住宅借り上げ等に係る再建費用」 （47%）

(5) 時間軸による規制誘導

被災した海岸保全施設等の復旧や高台移転先の宅地造成等までに時間を要します。一方、住宅再建や商工業施設の施設整備等などは今後の復興推進の大きな原動力となることから、津波からの安全性等を考慮した土地利用の規制導入を行います。

ただし、この場合にあつては、防潮堤が整備されるまで、津波浸水リスクが非常に高い状況にあることから、海岸保全施設整備工事の進捗状況、浸水リスクと非常時の避難手段の周知徹底など、災害リスクに向き合う防災意識の醸成に取り組みます。

### 3 津波浸水シミュレーション結果

これまで町では、県が作成し、提供された津波浸水シミュレーションを公表してきました。

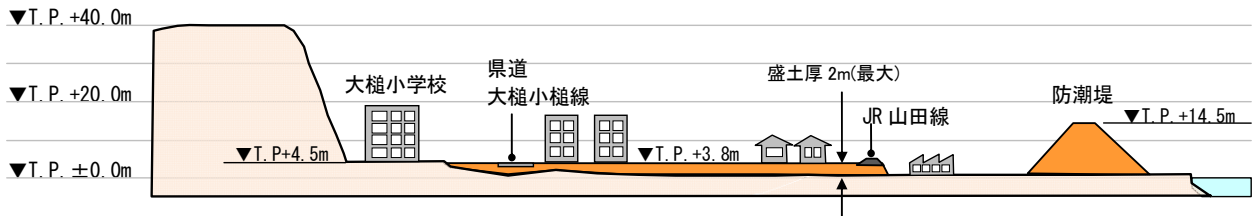
本土地利用計画の策定にあたり、その重要な判断材料となる津波浸水シミュレーションの設定条件については、県が示した考え方を基本とします。また、線形及び防潮堤高については、住民意向に沿った条件とし、大槌町で実施した「津波浸水シミュレーション」をもとにします。

■大槌町における津波浸水シミュレーションの設定条件

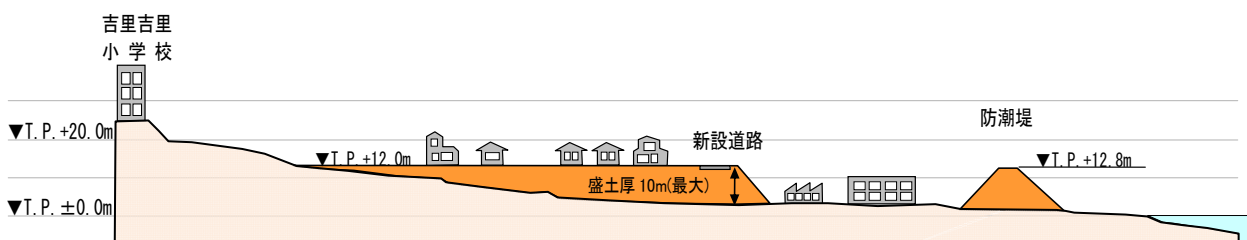
目的	大槌町土地利用計画（下線部分が町の設定条件）
潮位（天文潮）	東日本大震災津波来襲時の潮位（T. P. -0.4m）
地盤高及び地盤変動	今回の地震後の地盤高とし、さらに沈下することは考慮しない
構造物条件	施設破壊：考慮しない 線形： <u>安渡地域は変更案（流線型）</u> ※、その他の地域は県計画と同じ 堤防高： <u>小枕、赤浜、浪板は現状</u> 、その他の地域は県計画と同じ
基盤整備	盛土： <u>必要に応じて実施</u>

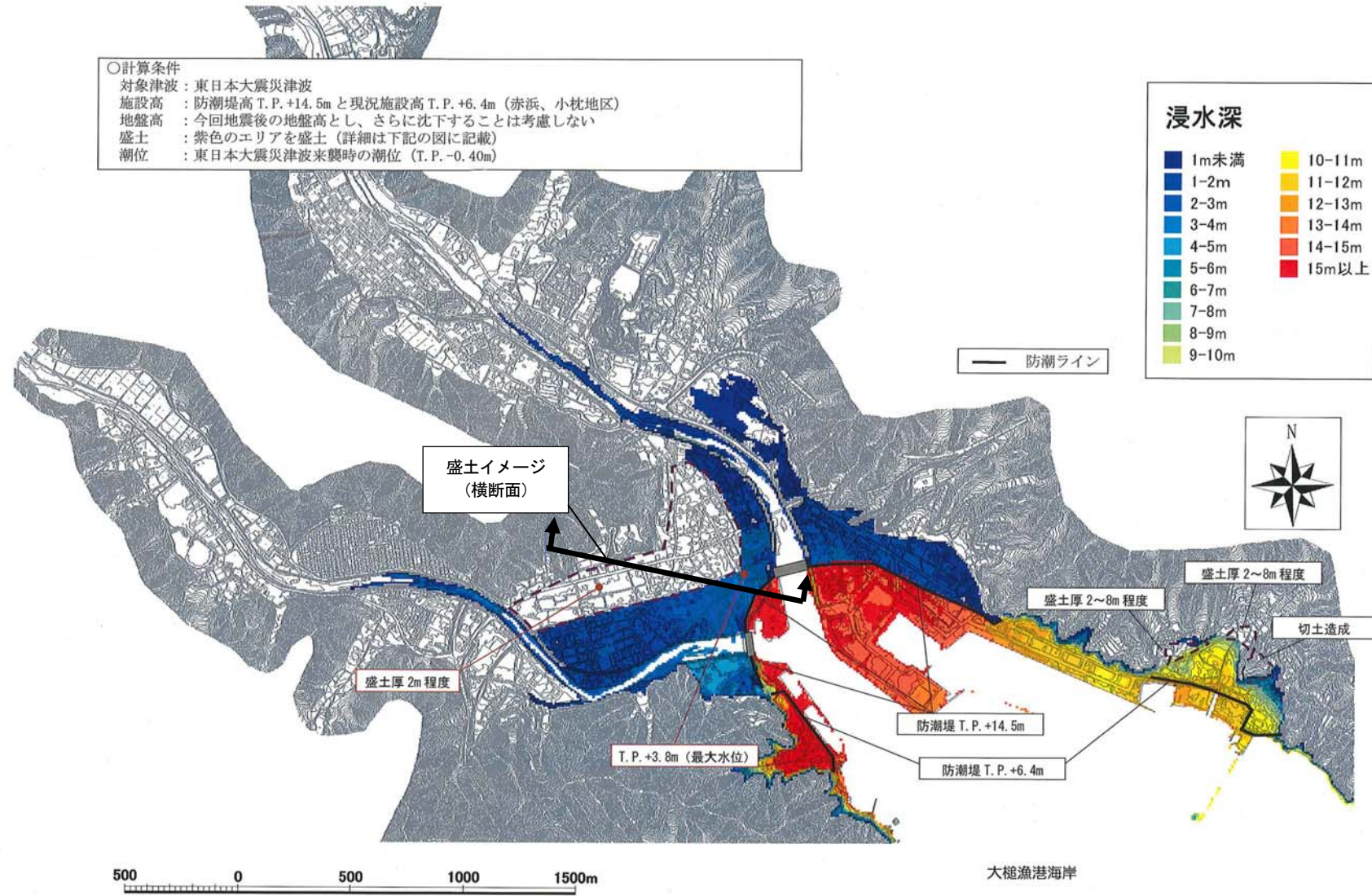
※防潮堤の線形変更により、現状と比べて防潮堤内地の浸水範囲を拡大させますが、嵩上げ及び大槌川沿いにポケットを整備することで町方中心部の浸水は抑えられます。さらに、①現状の線形の角部分に波が集中する弱点を克服できる構造であること、②景観上優れていること、③道路網として有効活用が期待できることから、町としては線形変更案とし、施設管理者である県と協議します。

■盛土のイメージ（町方地域）



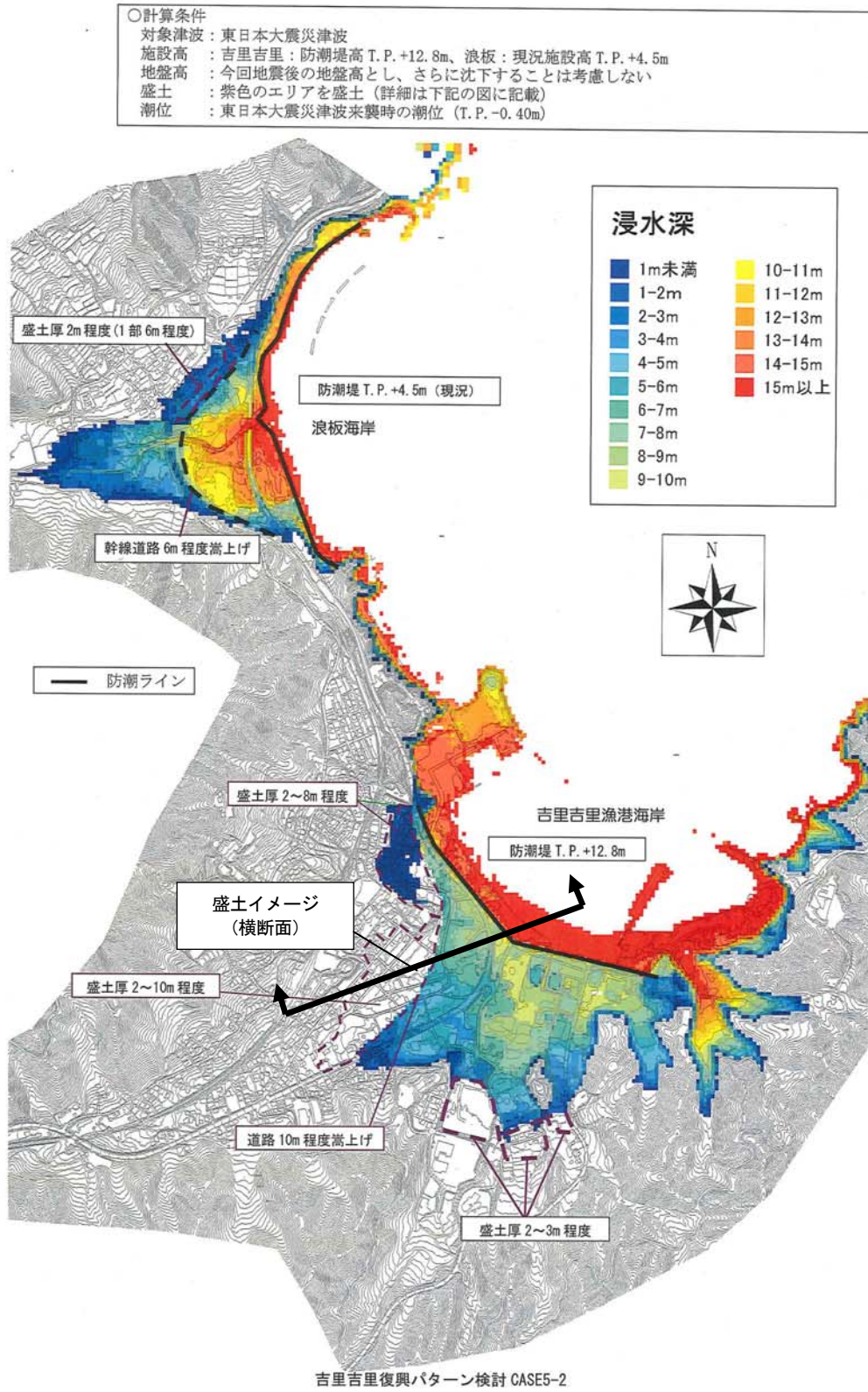
■盛土のイメージ（吉里吉里地域）





大槌復興パターン検討 CASE4-3

(2) 船越湾



## 4 土地利用方針

### (1) 総論

- ① 住居系建築物の建設は、今回と同程度の過去最大クラスの津波に対して、海岸保全施設の整備のほか、道路の嵩上げ、宅地の盛土など基盤整備によって、浸水が想定されない区域内（以下「津波浸水想定区域外」）とします。
- ② 公共系建築物（災害時の避難所又は救護施設を兼ねるものに限る）は、津波浸水想定区域外への立地を推進します。
- ③ 業務系建築物は、その目的等に応じて津波浸水区域内での立地を誘導します。ただし、構造や避難手段の確保など一定の条件を付すことにします。

#### ■防潮堤等整備後の浸水を考慮した土地利用の考え方

- ◎：設置が望ましい区域
- ：設置可能区域
- △：一定の条件を考慮したうえで設置可能区域
- ×：原則として設置してはならない区域

区分	今次浸水範囲外	今次浸水範囲のうち想定浸水		防潮堤外
		浸水なし	浸水あり	
住居系	◎	○	×	×
公共系	◎	○	×	×
業務系	○	○	○	△
津波浸水シミュレーション結果	津波浸水想定区域外		津波浸水想定区域	

※住居系：住宅、病院、福祉施設等の居住を伴うもの

※公共系：役場庁舎、地区公民館、学校等（避難所等兼）の災害対策の拠点となるもの

※業務系：商業、流通、生産、加工施設、漁港、漁港関係施設等の居住を伴わないもの

### (2) 土地利用規制

#### ①津波浸水想定区域外

- ア 新たな復興まちづくりのため、嵩上げなど土地区画整理事業を計画する区域においては、同事業を円滑に推進するため、計画区域に事業導入までの一定の期間、不良な街区の形成等につながるような、個別の住居等の建築行為等を制限するため、被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域（以下「復興推進地域」）に指定します。
- イ また、今次の津波浸水範囲外であっても、復興まちづくりとして被災地と一体的な整備が必要と判断される場合、「復興推進地域」に指定します。
- ウ 「復興推進地域」の規制期間は、平成25年3月10日までとします。なお、規制期間中に都市計画決定がされた場合は、都市計画法に基づく規制に移行します。
- エ 住宅等の再建場所については、防潮堤が完成するまでの期間、津波リスクの低い内陸側から誘導することを基本とし、土地区画整理事業などを予定している区域については、速やかに住宅等の再建が可能となるよう事業の推進に努めます。
- オ 今次の津波浸水範囲内であっても、防潮堤の整備に伴い、津波浸水想定区域外となり、土地区画整理事業などが予定されない区域における建築行為の自粛要請は、速やかに解除します。



## ②津波浸水想定区域

- ア 防災集団移転促進事業の実施地域とし、「移転促進区域」に指定します。
- イ 建築基準法に基づく「災害危険区域」の指定については、区域指定により住宅の立地が禁止されることから、住民の意向に十分に配慮しつつ、区域指定を行います。
- ウ 当該計画地域に事業導入までの一定の期間、不良な街区の形成等につながるような、個別の住居等の建築行為等を制限するため、「復興推進地域」に指定します。ただし、土地区画整理事業などを明らかに予定しない区域を除きます。
- エ 「復興推進地域」の規制期間は、平成25年3月10日までとします。なお、規制期間中に都市計画決定がされた場合は、都市計画法に基づく規制に移行します。

## ■土地利用規制

区域名	法律名	規制内容	備考
被災市街地復興推進地域	被災市街地復興特別措置法	土地区画整理事業等を行うことを基本に、建築行為や開発行為の制限 ※1	平成25年3月10日まで(なお、規制期間中に都市計画決定がされた場合は、都市計画法に基づく規制に移行)
災害危険区域 ※2	建築基準法	住居の用に供する建築物の禁止等	

※1 具体的な規制内容は次の通り。

### ①土地の形質の変更

都市計画に適合する0.5ヘクタール以上の規模の土地の形質変更で、市街地開発事業等の実施を困難にしなければ許可

### ②建築物の新築、改築又は増築

自己居住・自己業務用で階数2以下で地階を有しない、木造・鉄骨造・コンクリートブロック造、容易に移転除却可能、敷地面積300㎡未満であれば許可

※2 防災集団移転促進事業の移転促進区域は災害危険区域が条件

## 5 地域別土地利用計画

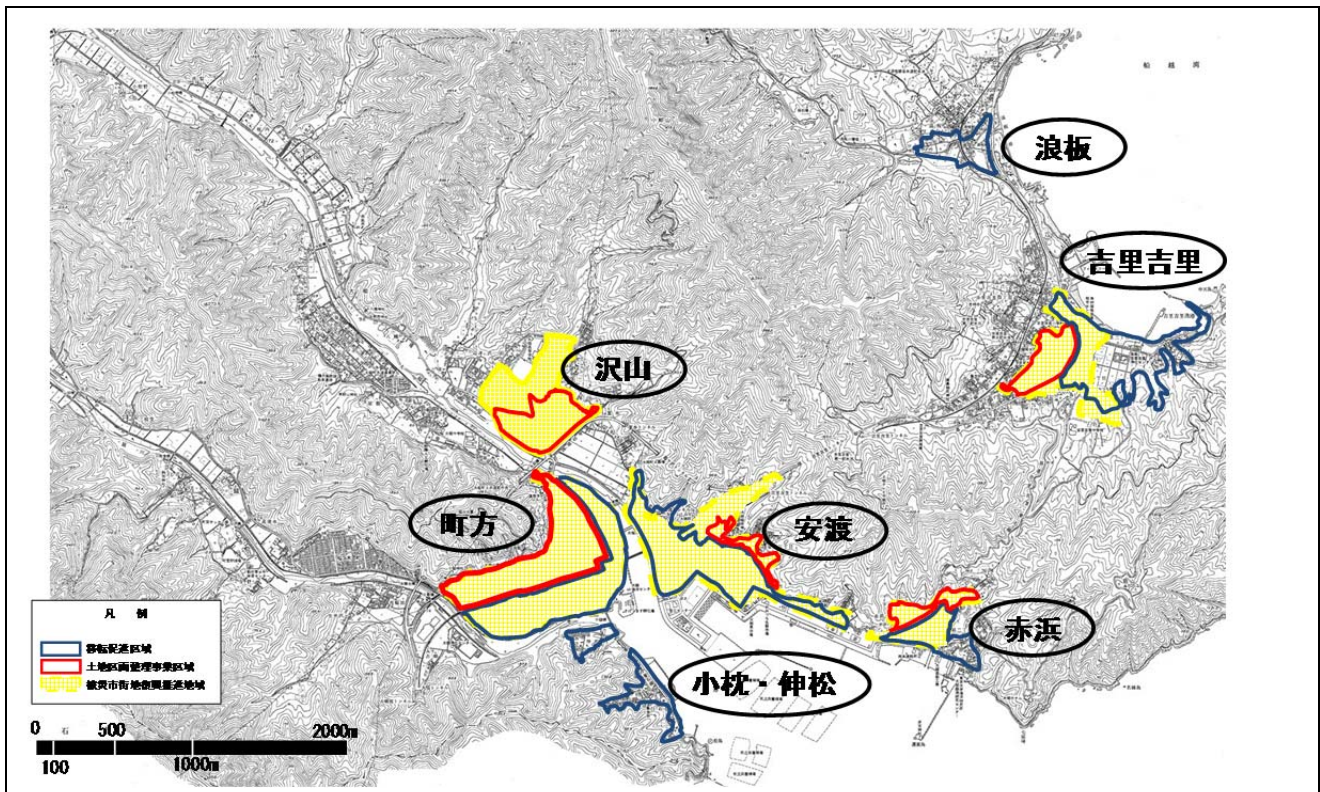
被災した8地域における土地利用計画として、次の事業区域等を示します。

- ①防災集団移転促進事業の想定エリア（移転促進区域、住宅団地（高台移転）候補地）
- ②土地区画整理事業の想定エリア（土地区画整理事業区域）
- ③被災市街地復興推進地域

なお、①防災集団移転促進事業及び②土地区画整理事業については、同事業の想定エリアであり、今後、地域との意見交換及び住民皆様からの意向確認のほか、住宅団地（高台移転）候補地の用地買収交渉や地質調査結果等を踏まえて、最終的に区域が設定されます。

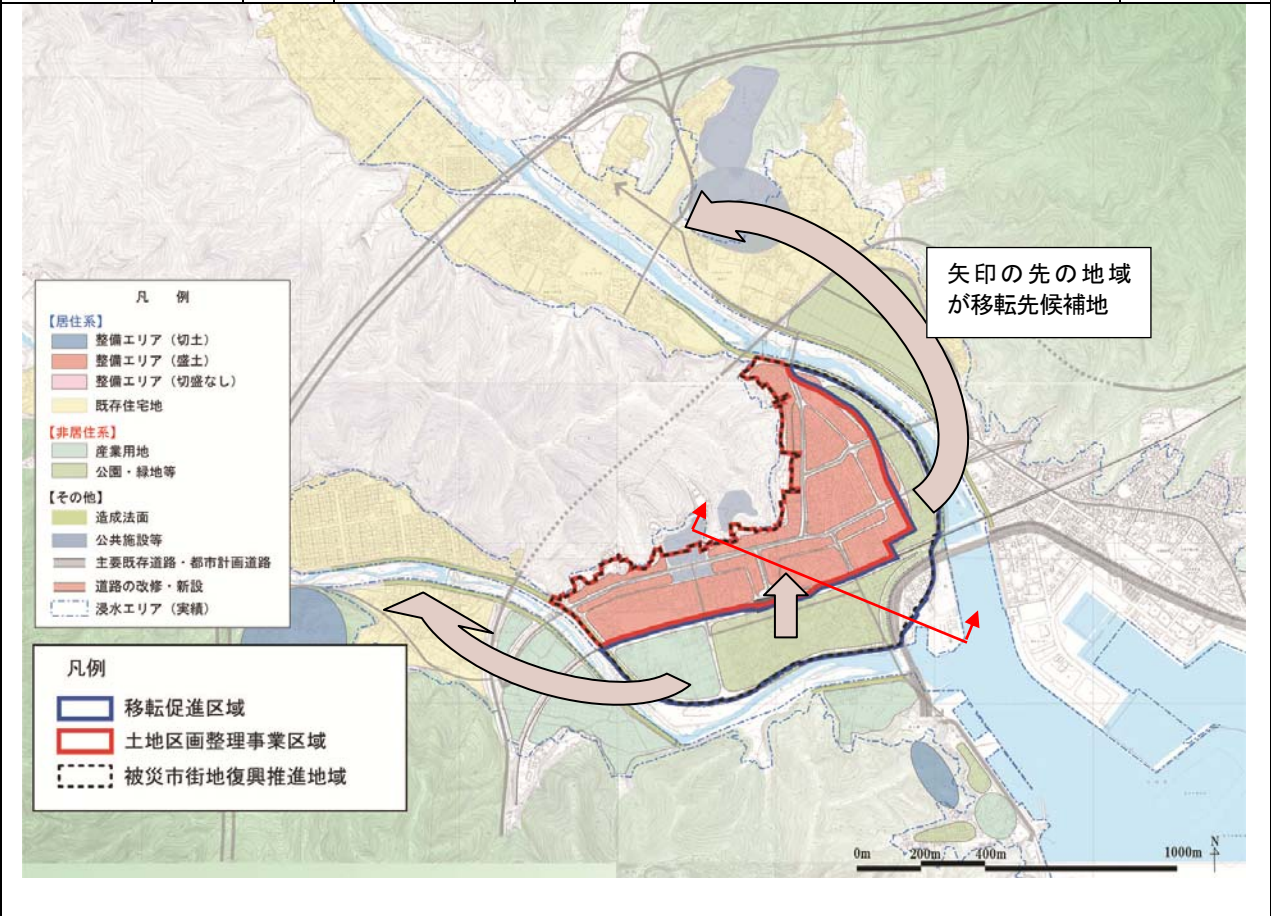
また、③被災市街地復興推進地域の規制期間は、平成25年3月10日までとし、規制期間中に都市計画決定がされた場合は、都市計画法に基づく規制に移行します。

### ■土地利用計画（大槌町全体）

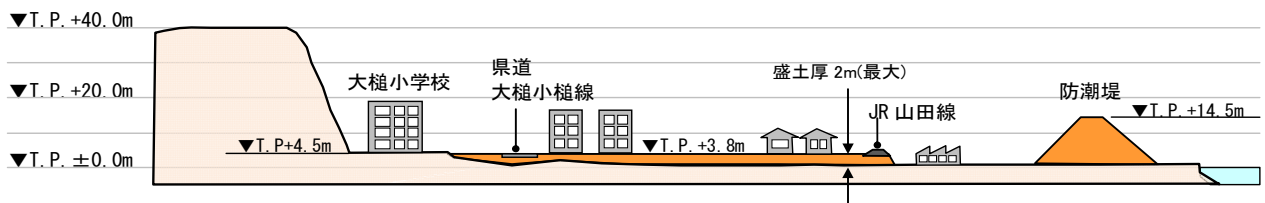


(1) 町方地域

区分	復興推進地域	災害危険区域	土地利用案	基盤整備及び公共施設整備等の概要	浸水想定区域内の家屋
未広町、上町及び本町の全域、大町及び新町の一部	○		公共用、住居用、商業用	○土地区画整理事業(盛土厚2m程度嵩上げ及び換地等による住環境改善) ・大槌川沿いを公園化(浸水時の貯水池の整備) ・役場庁舎の整備 ・JR山田線大槌駅の再建促進 ・中心商店街の整備	無
須賀町及び栄町の全域、大町及び新町の一部	○	○	産業用、公共用(公園)	○防災集団移転促進事業による高台移転 ・事業所等産業用地の整備 ・鎮魂の森や運動公園の整備	無



■横断面のイメージ (町方地域)



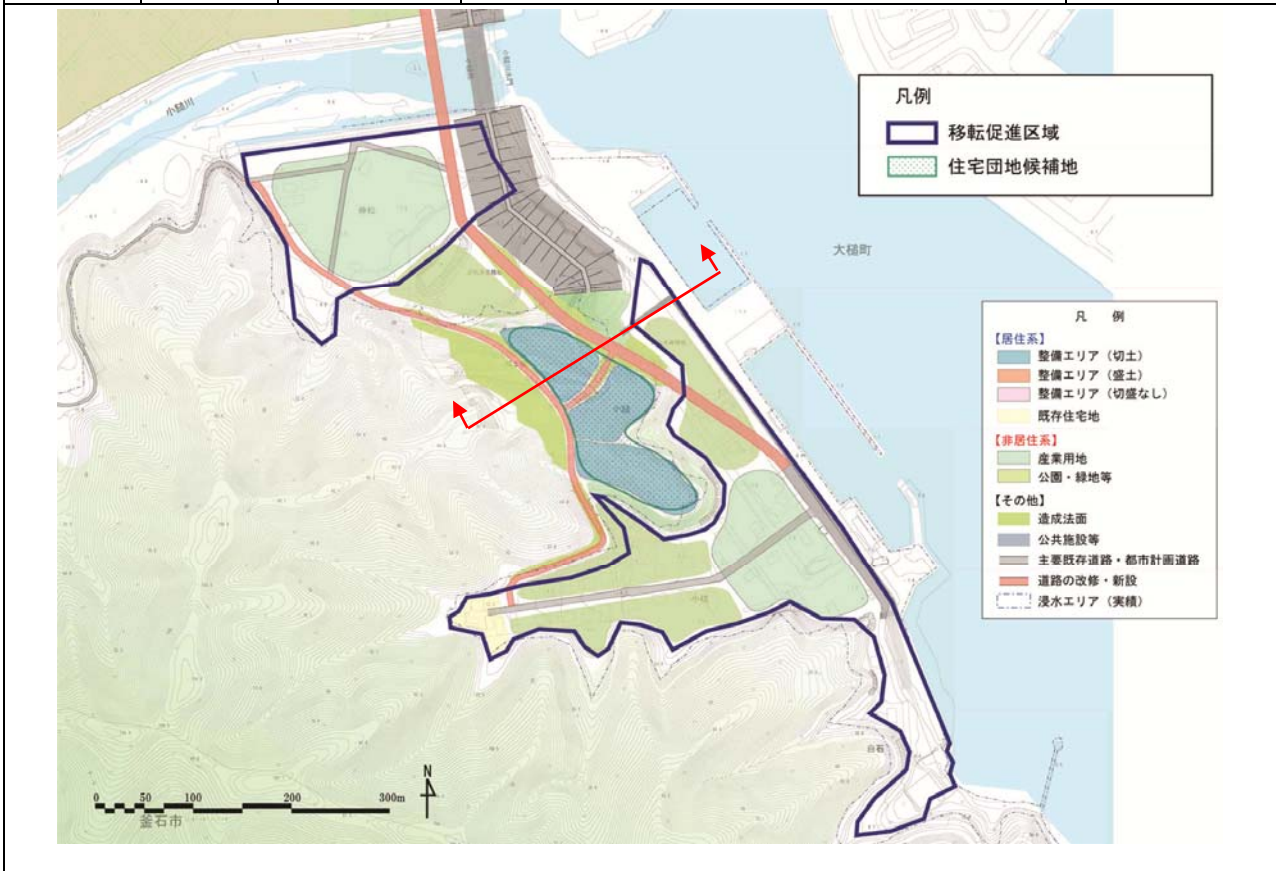
※平面図の赤線部分を横断したイメージです。

(2) 桜木町・花輪田地域

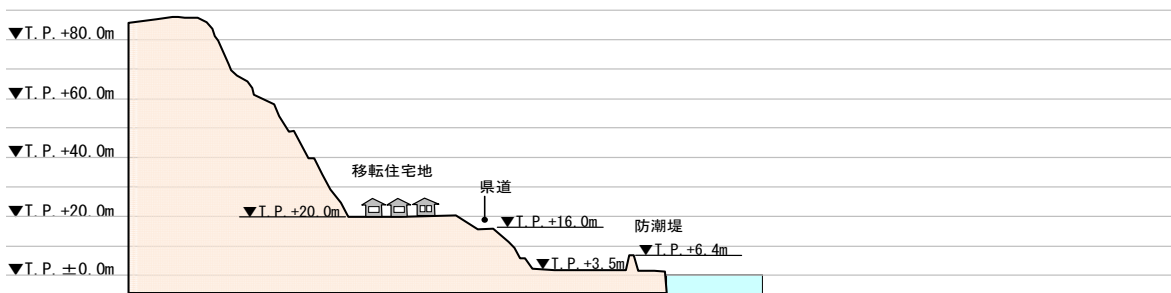
復興推進地域	災害危険区域	土地利用案	基盤整備及び公共施設整備等の概要	浸水想定区域内の家屋
		住居用	■ 浸水想定区域外であり、住居の建設自粛解除	—

(3) 小枕・伸松地域

復興推進地域	災害危険区域	土地利用案	基盤整備及び公共施設整備等の概要	浸水想定区域内の家屋
	○	産業用、住居用 (高台)	○ 防災集団移転促進事業による高台移転	有 (3戸)



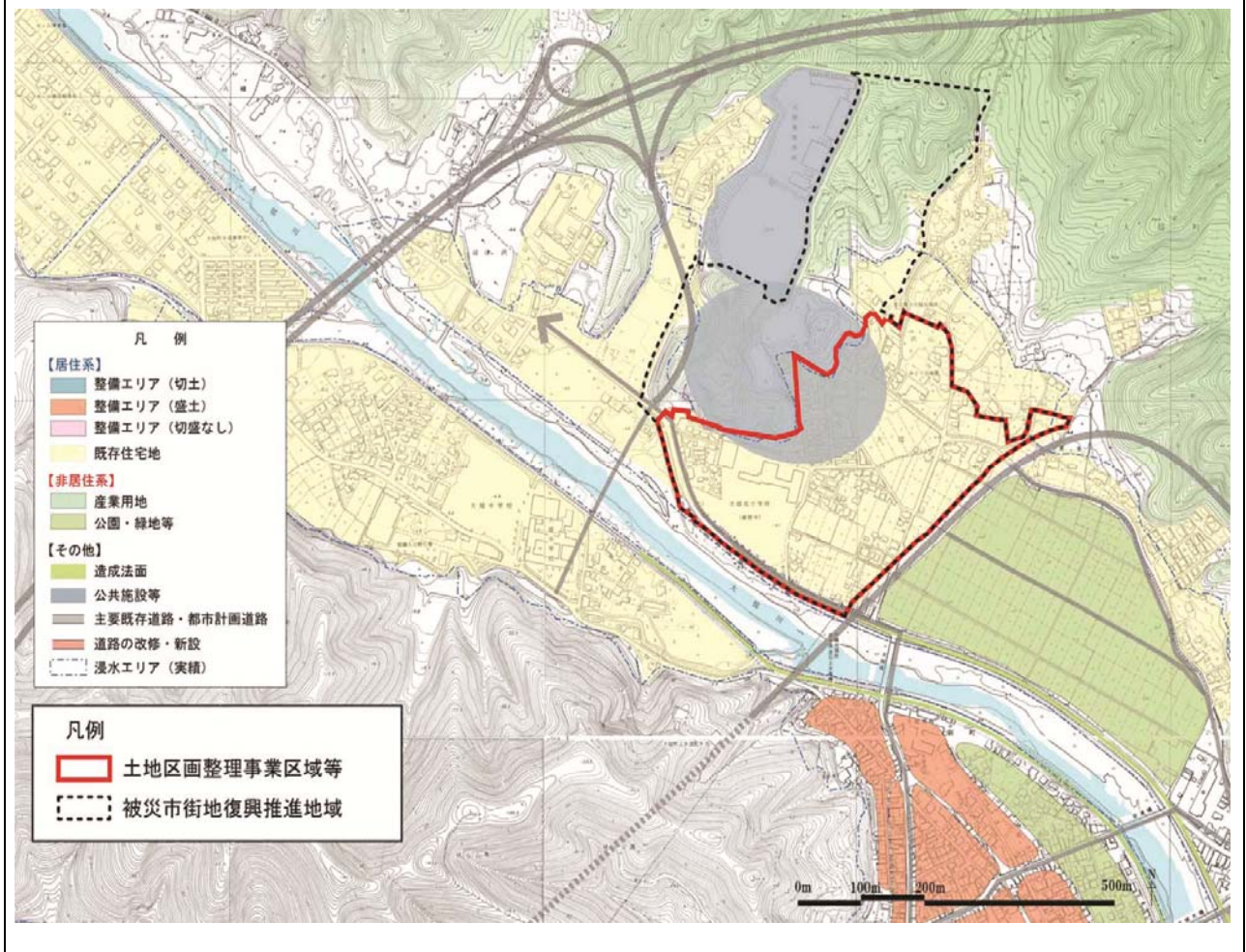
■ 横断面のイメージ (小枕・伸松地域)



※平面図の赤線部分を横断したイメージです。

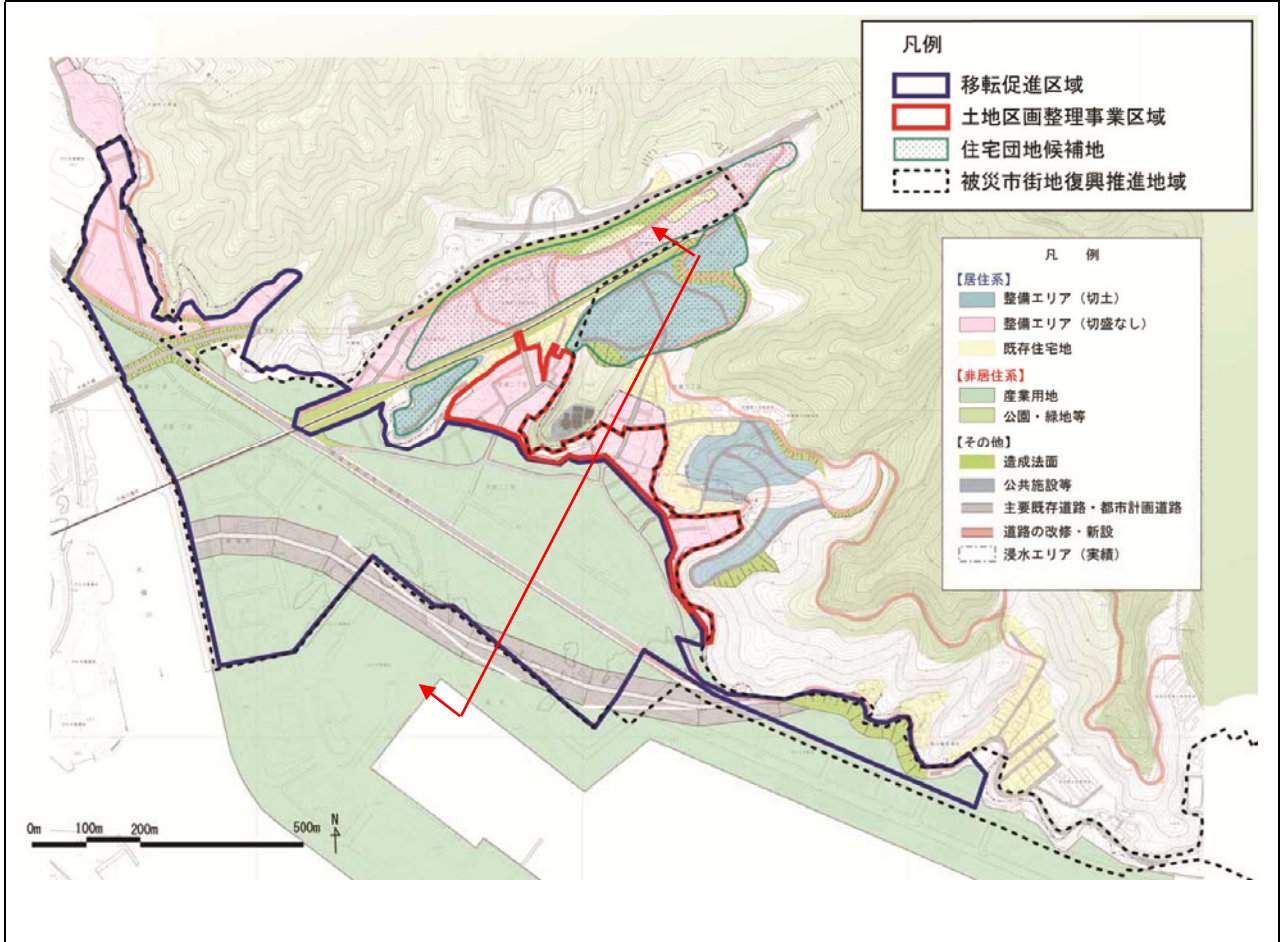
(4) 沢山・源水・大ケ口地域

復興推進地域	災害危険区域	土地利用案	基盤整備及び公共施設整備等の概要	浸水想定区域内の家屋
○ (一部)		住居用、公共用	<p>■復興推進地域以外は住居の建設自粛解除</p> <p>○土地区画整理事業（大槌北小周辺の一部、道路拡幅及び換地による住環境改善）</p> <p>・新設小学校及び大槌中学校の整備</p>	—

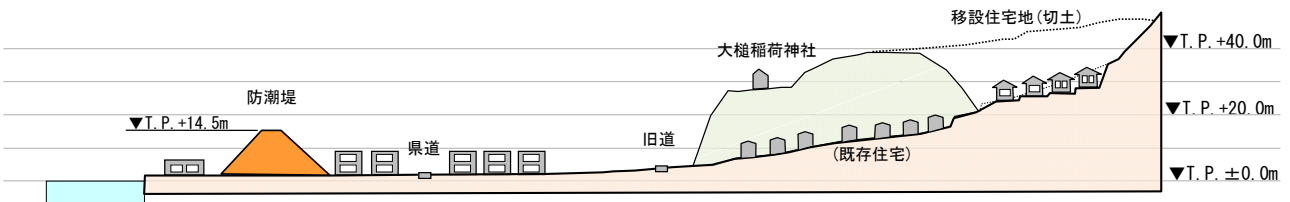


(5) 安渡地域

復興推進地域	災害危険区域	土地利用案	基盤整備及び公共施設整備等の概要	浸水想定区域内の家屋
○ (一部)	○ (一部)	産業用、住居用 (高台)	○防災集団移転促進事業による高台移転 ○土地区画整理事業（道路拡幅及び換地による住環境改善） ・水産加工団地の整備 ・消防署の整備	無



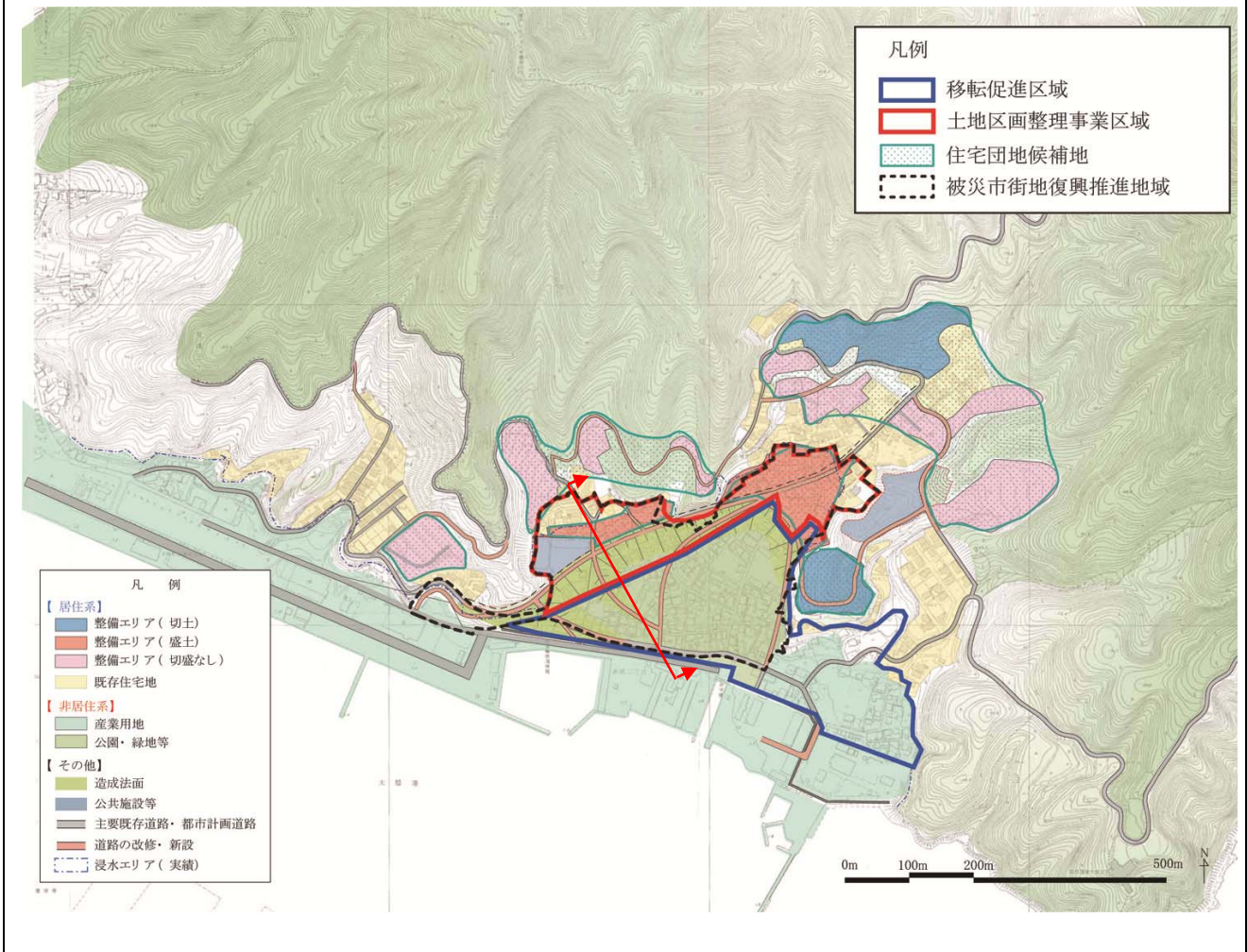
■横断面のイメージ（安渡地域）



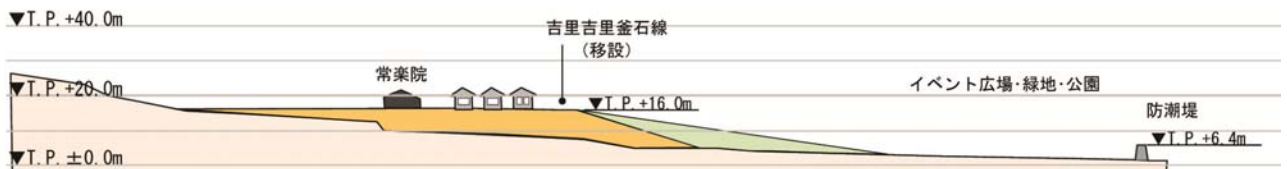
※平面図の赤線部分を横断したイメージです。

(6) 赤浜地域

復興推進地域	災害危険区域	土地利用案	基盤整備及び公共施設整備等の概要	浸水想定区域内の家屋
○ (一部)	○ (一部)	産業用、公共用(公園)、住居用(高台)	○防災集団移転促進事業による高台移転 ○土地区画整理事業(嵩上げ及び換地等による住環境改善) ・東大海洋研の再建促進 ・震災遺構の復元	有 (数戸)



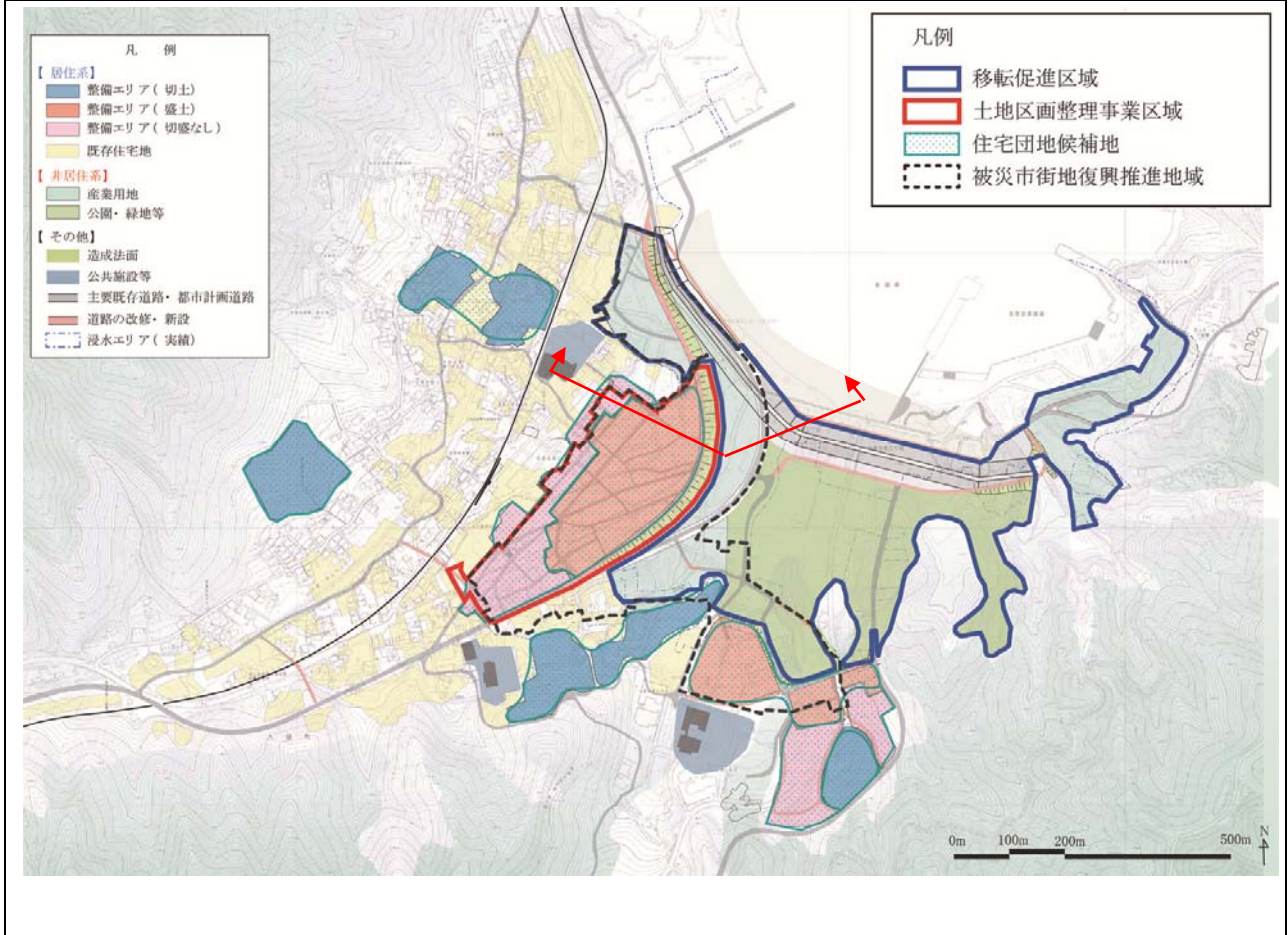
■横断面のイメージ (赤浜地域)



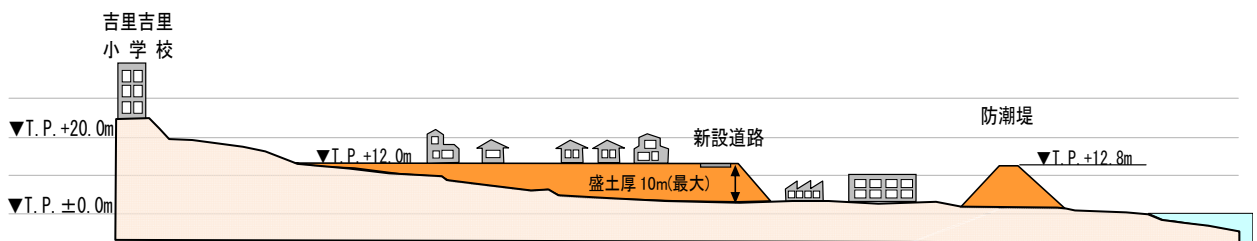
※平面図の赤線部分を横断したイメージです。

(7) 吉里吉里地域

復興推進地域	災害危険区域	土地利用案	基盤整備及び公共施設整備等の概要	浸水想定区域内の家屋
○ (一部)	○ (一部)	産業用、公共用 (公園等)、住居用 (高台)	○防災集団移転促進事業による高台移転 ○土地区画整理事業(嵩上げ、道路拡幅及び換地による住環境改善) ・公園の整備 ・フィッシャリーナの復旧、砂浜の再生	有 (約20戸)



■横断面のイメージ (吉里吉里地域)

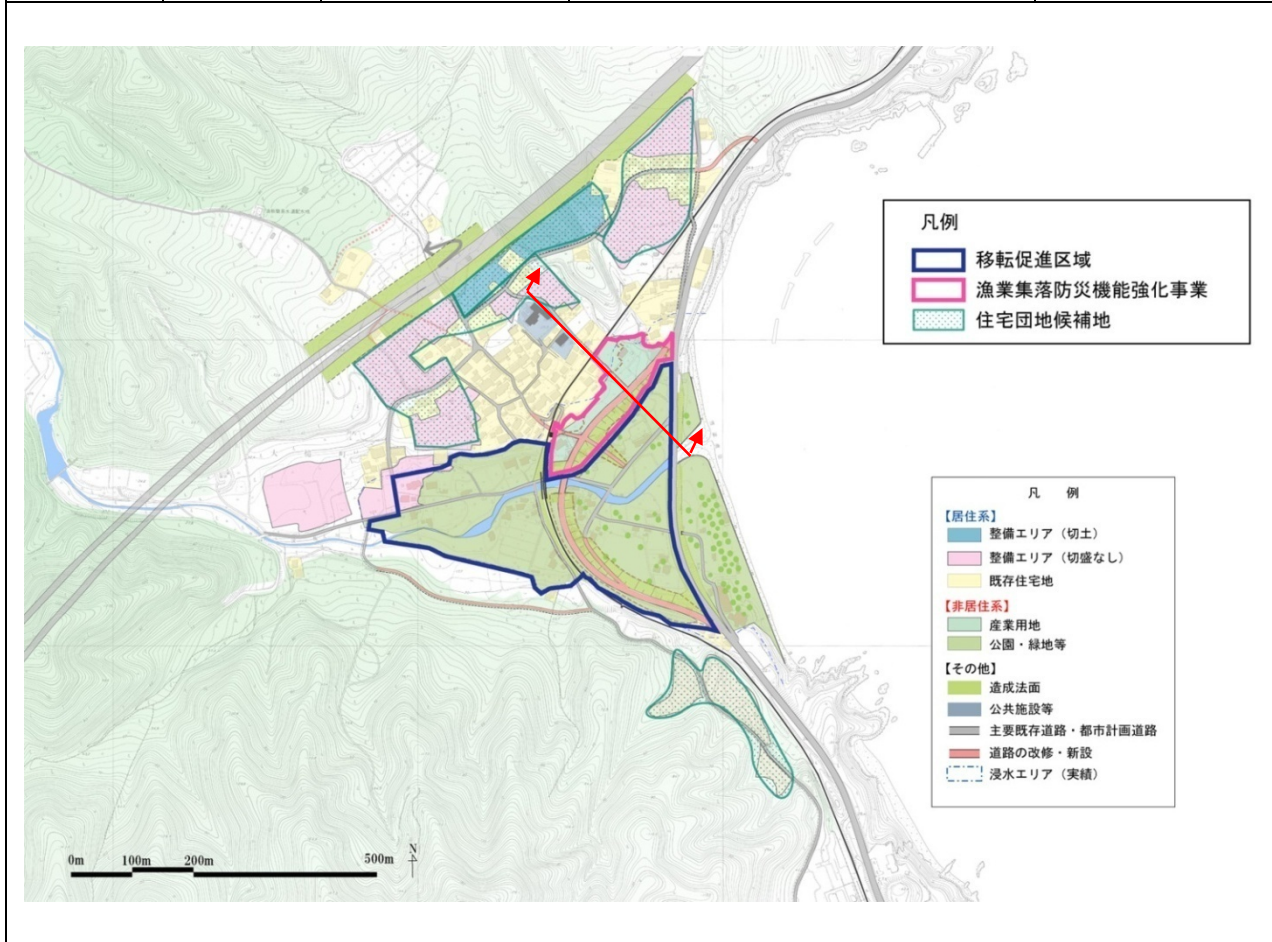


※平面図の赤線部分を横断したイメージです。

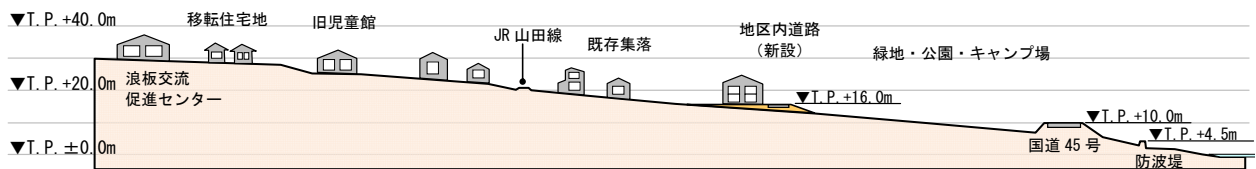


(8) 浪板地域

復興推進地域	災害危険区域	土地利用案	基盤整備及び公共施設整備等の概要	浸水想定区域内の家屋
○ (一部)	○ (一部)	産業用、公共用（公園等）、住居用（高台）	○防災集団移転促進事業による高台移転 ○漁業集落防災機能強化事業（嵩上げ等による環境改善） ・海岸公園の整備 ・砂浜の再生	有 (約10戸)



■横断面のイメージ（浪板地域）



※平面図の赤線部分を横断したイメージです。

## 第4章 大槌町地域福祉計画

(平成24年3月29日策定)

### 計画の策定に当たって



#### 1 計画策定の趣旨と背景

近年の少子高齢化の進行や社会の多様化などが地域社会に与える影響は大きく、価値観や生活様式の多様化などから、地域住民相互のつながりも希薄化するなどお互いの顔が見えにくい状況が広がっています。

また、平成23年3月11日の東日本大震災津波被害により、市街地の大半を失った当町では、多くの住民が仮設住宅での生活を続けていますが、従来あった地域コミュニティは分散し、新しい居住地域では、徐々に共同意識や相互の助け合いが生まれつつあるところではありますが、高齢者の孤立化や災害時の要援護者の支援など新たな課題も生じています。さらに、家庭においてもプライバシー意識の高まりや家族間の生活時間の相違などから、家族内のコミュニケーションが不足し、子どもや高齢者等への虐待、配偶者等への暴力、引きこもりなどの問題も懸念されるところです。

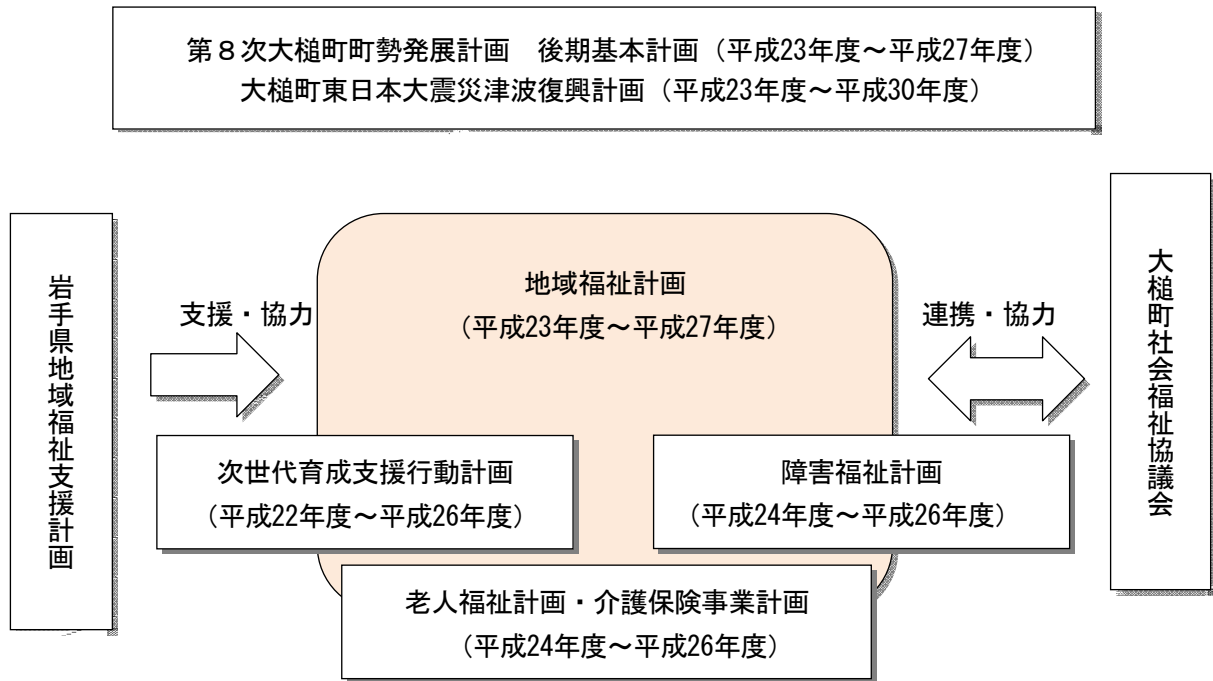
このことから、今後、自助（自らの努力でなすこと）、共助（地域等で助けあうこと）、公助（行政等が公的援助を提供すること）にそれぞれが取り組み、大槌町に暮らす誰もが自分らしく生き生きと暮らしていけるまちを創っていくことが求められます。

#### 2 計画の位置付け

本計画は、町全体の指針となる「大槌町町勢発展計画」と「大槌町東日本大震災津波復興計画」を上位の計画とし、関連する部門別計画である「次世代育成支援行動計画」、「老人福祉計画・介護保険事業計画」、「障害福祉計画」等と相互に理念を共有し、地域における福祉・保健医療の取組みを総合的に推進する計画であり、社会福祉法第107条に基づく地域福祉計画とします。

各部門別計画は、それぞれの分野固有の施策、達成目標などを示していますが、この地域福祉計画は地域福祉を総合的に推進するものであることから、部門別計画を推進するうえでの共通理念として位置づけます。

## 地域福祉計画の位置付け



### 3 計画の期間

計画の実施期間については、平成23年度を初年度とする5か年計画とします。

計画を随時評価し、社会情勢の変化や地域福祉政策の動向などを踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 計画の基本方針



### 1 基本理念

絆を大切に 夢を育み ふれあい 支え合い  
安心して暮らせるまちづくりを目指して

### 2 基本目標

基本理念である『絆を大切に 夢を育み ふれあい 支え合い 安心して暮らせるまちづくりを目指して』の実現に向け、やさしさと思いやりの心を育み、地域の課題を共に考え、福祉活動やサービスをより豊かなものとするため、次の基本目標を掲げ、取組みを進めます。

#### ◆基本目標1 お互いを尊重し支え合うまちづくり

地域福祉を進めるうえで、一人ひとりが生きがいを持ち、健康で心豊かな生活を送ることができるよう、お互いを尊重するあたたかい心を持って、家族や地域の人たちと関わるのが大切です。

#### ◆基本目標2 福祉サービスの充実

利用者が自分に合った福祉サービスを選択し、安心して利用できるよう、サービスの情報提供や総合的な相談・支援体制、福祉サービス提供体制の充実を図るとともに、生涯を通じて適切に福祉サービスが利用できることが重要です。

#### ◆基本目標3 福祉の力を伸ばすネットワークづくり

誰もが安心して自立した生活を送るためには、地域コミュニティの形成とともに、福祉団体や施設、行政等の情報のネットワーク化を進め、保健医療サービスやその他の関連する取組みなどが有機的に連携し、総合的に提供される必要があります。

#### ◆基本目標4 暮らしやすい環境づくり

誰もが住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができるよう、就労弱者に対する就労支援体制の充実を図るとともに、歩道や公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりを推進していく必要があります。

### 3 計画の体系

#### 《基本理念》

絆を大切に 夢を育み ふれあい 支え合い  
安心して暮らせるまちづくりを目指して

〈基本目標1〉  
お互いを尊重し  
支え合うまちづくり

福祉の学習環境・啓発事業の充実

支え合いの地域づくりの推進

福祉活動の担い手確保と育成

〈基本目標2〉  
福祉サービスの充実

福祉サービスの情報提供の充実

適切な福祉サービスの確保

福祉の相談と支援体制の充実

〈基本目標3〉  
福祉の力を伸ばす  
ネットワークづくり

自主的な地域活動の推進

福祉サービス相互や他分野との連携促進

災害時支援ネットワークの構築

〈基本目標4〉  
暮らしやすい環境づくり

住民参加の機会の充実と社会参加の促進

自立のための就労支援

バリアフリーの推進

## 基本目標 1 お互いを尊重し支え合うまちづくり

### ○福祉の学習環境・啓発事業の充実

子どもたちの福祉の心を育むため、保育所や学校等との連携を深め、実際の体験を通じた学習機会の充実を図り、地域主体の福祉教育の実践を支援するとともに、福祉教育を計画的・継続的に進めるため、自治組織をはじめ地域の様々な団体、組織と協力し、各種講習会や社会教育活動などの学習機会の充実を図ります。

また、町広報誌やホームページなど多様な手段により地域福祉活動の状況をお知らせするよう努めるなど、町民が気軽に参加し、福祉活動にふれ、学ぶことができる環境づくりに取り組みます。

### ○支え合いの地域づくりの推進

身近な地域で安心して暮らしていくためには、地域の福祉活動と公的福祉サービスを利用しながら、お互いに支え合う地域社会である福祉コミュニティを形成することが重要であり、地域の多様な福祉活動組織や団体などとの一層の連携を図りながら、地域の福祉力の向上に取り組みます。

誰もが気軽に活動に参加することができるよう、各地区にある公民館や集会所などを活用し、町民が主体となって活動する拠点づくりを支援するとともに、地域における様々な団体などと連携・協力して、誰もが主体的に地域活動に参加できる仕組みづくりを推進します。

### ○福祉活動の担い手確保と育成

地域の福祉に関する課題を町民が主体的に解決できるよう、民生児童委員や地域福祉推進員、ボランティアなどを中心に、日ごろの福祉活動や学習機会などを通じて地域のリーダー養成に努めるとともに、町民のボランティア活動に対する関心を深めるため、社会福祉協議会のボランティアセンター機能の充実を図り、あらゆる年代層の人がボランティア活動に参加する機会の充実に努めます。

また、社会福祉協議会との連携を密にし、ボランティア活動に関する情報の共有化や連絡調整を図るとともに、担い手の確保と育成に努めます。



## 基本目標 2 福祉サービスの充実

### ○福祉サービスの情報提供の充実

町の広報誌やホームページなどを活用し、わかりやすい情報提供に努めます。また、小さな集まりの場などのより身近な場所での情報提供の機会を増やすとともに、支援を必要とする人たちに直接関わる民生児童委員、地域福祉推進員、ボランティア、NPO、事業者、医療機関などに対する情報提供に努めます。

福祉サービスの提供に当たっては、一人ひとりの生活課題の緩和や解決に結びつくサービスが、より身近なところで受けられるよう、必要な人に必要な情報がタイムリーに提供されることが大切であり、福祉サービスの利用支援の充実や福祉と保健医療サービス等とのネットワークの構築に努め、総合的な情報提供の推進に取り組みます。

### ○適切な福祉サービスの確保

地域における高齢者の総合的・包括的相談窓口としての地域包括支援センターと在宅介護支援サービスとの一層の連携を図りながら、誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。併せて、行政における福祉関係窓口（保健・福祉・医療）においても、職員の資質の向上に取り組み、各分野との連携を強化しながら相談体制の充実を図っていきます。

また、権利擁護事業を推進し、サービス利用に結びついていない要支援者に適切にサービスが行き届くよう見守り体制を構築するとともに、福祉サービスの質の向上に向けて、事業者等に対する研修や指導にも取り組みます。

### ○福祉の相談と支援体制の充実

自治会組織や民生児童委員などと協力し、身近な地域において、気軽に相談できる仕組みづくりと、介護支援専門員や福祉サービス事業者、ケースワーカー、保健師などとの連携による相談支援体制の充実に努めるとともに、関係機関とのネットワーク化を図り、個々の課題についての共通認識のもと当事者やその家庭の福祉ニーズの把握や情報の一元化に努めます。

また、多様化したニーズに対応するため、専門的かつ総合的な相談が受けられ、相談から支援までが円滑に進められるよう、相談支援体制の充実に取り組みます。



## 基本目標 3 福祉の力を伸ばすネットワークづくり

### ○自主的な地域活動の推進

地域活動を推進するに当たり、各地区に相談や活動のできる福祉拠点の整備を促進するとともに、福祉拠点を中心とした、地域住民、自治会、福祉関連事業者、学校などの有機的なネットワークの構築を図ります。

また、福祉活動を活発化するため、地域の住民が積極的に福祉活動に協力できる環境整備に向けて、人材の情報提供や公共施設等の活用など、福祉活動への支援の充実に取り組みます。

日常生活において住民の主体的な地域活動の基盤となる町内自治組織に、地域住民や民生児童委員、PTA、保健推進員などの参加を促し、きめ細やかな福祉活動を推進するとともに、支え合う組織活動を支援します。

### ○福祉サービス相互や他分野との連携促進

地域の実情に合ったより豊かな福祉活動や福祉サービスの提供が行われるよう、民間か行政か、営利か非営利かを問わず、同じ福祉に携わる個人や団体が連携・協力していくことが重要であり、福祉サービスのみならず、保健医療分野をはじめ、他分野との連携・協力を一層強化し、福祉課題を解決する力を伸ばしていくよう取り組みます。

### ○災害時支援ネットワークの構築

近年の大規模災害などを背景に、町民の防災・防犯意識は高まっており、自主防災組織・防犯組織の役割や重要性などを広く周知するとともに、災害時の支援を必要とする高齢者や障がい者、難病患者など災害時要援護者に対する支援を強化するため、個人情報保護に配慮したうえで、町内自治組織や防災関係機関等において情報の共有化を図り、安否確認等を円滑に行う体制の整備を図ります。





## 基本目標 4 暮らしやすい環境づくり

### ○住民参加の機会の充実と社会参加の促進

自分の可能性を自ら見つけ、持っている力を発揮し、地域や社会における役割や生きがいを見出すことが大切であり、憩い・交流の場、知識・技術の習得の機会を提供するとともに、要援護者が地域や社会に参加するための外出支援や就労支援などに取り組み、福祉のまちづくりに向けて誰もが参加しやすい配慮や工夫に努め、それぞれが役割を持ちながら、担い手となって参加していける環境の整備に取り組みます。

地域ぐるみで子どもを健全に育てていくためには、家庭や地域の教育力の向上が不可欠であり、家庭・学校・地域が連携し、地域活動への参加を通じた学習機会の充実に努めるとともに、学習活動に参画する気運を高めるための情報提供や普及・啓発に努めます。

### ○自立のための就労支援

就労弱者といわれる障がい者や高齢者、ひとり親家庭の母親など働く意欲のある人が、その適性と能力に応じて就労の機会が得られるよう、労働・福祉関係機関や事業所との連携を強化するとともに、公共職業安定所などと連携し雇用情報の提供に努めます。

また、ニートやひきこもりの若者の増加も懸念されるところであり、その家族や関係者、関係機関などとの連携を深め、自立して社会参加できるよう就労支援などの充実に努めます。

### ○バリアフリーの推進

高齢者や障がい者、子どもや妊娠中の人、難病患者など、誰もが自由に社会参加ができるよう、公共機関や道路、個人の住宅、交通、情報等のバリアフリー化を進め、福祉のまちづくりの推進に取り組みます。

また、高齢者や障がい者はもとより、誰もが安心・安全・快適に生活を営むことができる公営住宅のバリアフリー化を進めるとともに、大槌町東日本大震災津波復興計画の実施過程を通じて、広くユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。





### 計画の策定に当たって

#### 1 計画策定の趣旨と背景

介護保険制度は、介護が必要な高齢者や加齢に伴う疾病等により介護が必要な人が、介護サービスを自ら選択し、提供を受けることによって、高齢者がその人らしく自分の意志で自立した生活ができるようにすることを目的として導入されました。

平成12年度に制度が始まってから11年以上が経過した現在、一定の成果があがっていますが、制度施行後、さまざまな課題が明らかになってきています。

高齢者人口、高齢化率は第1次ベビーブーム世代が65歳以上になる平成26年度にピークを迎え、高齢者介護の状況も大きな変革期を迎えます。こうした中で介護サービスには「量の確保」のほか「質の確保」も求められていますが、給付費は年々増大しています。

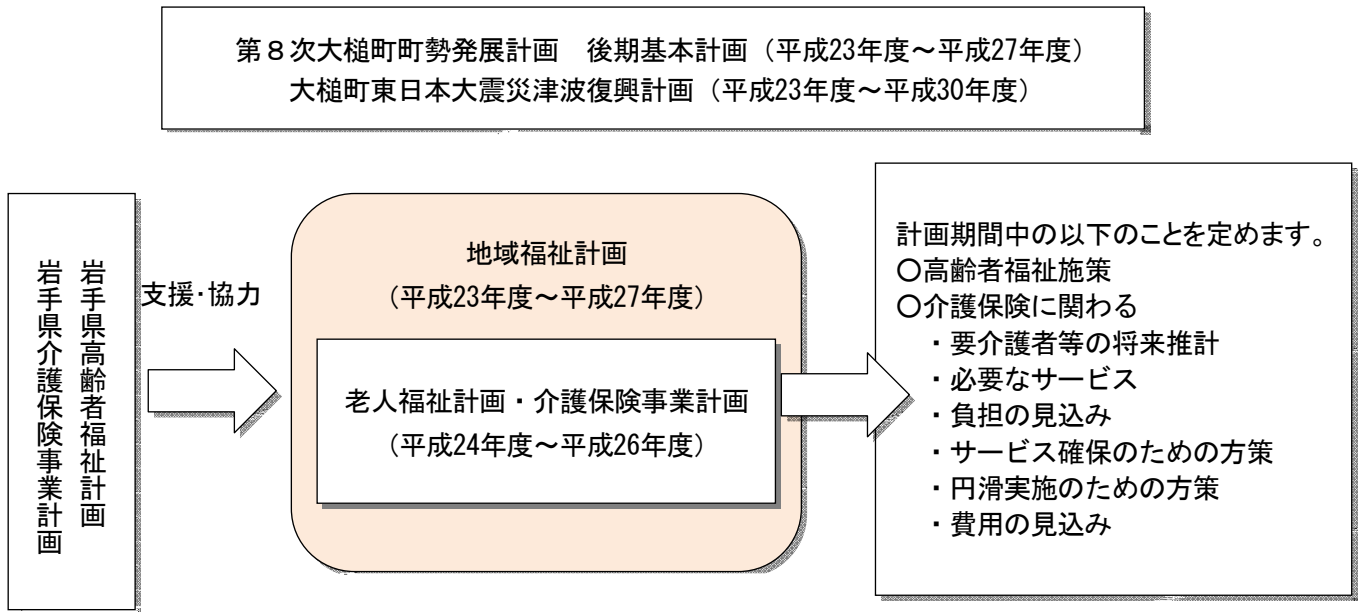
国においては、平成27年（2015年）を見据え、平成17年に介護保険の持続可能性等の観点から介護保険法の大幅な改正を行い、予防重視、地域密着型サービスの導入や地域包括支援センターの創設など新たなサービス体系を導入して以来、中期的な視点で各種取り組みを行っているところであり、平成26年度末を一つの目標時期としています。したがって、第5期介護保険事業計画策定に当たっては、この考え方を基本としつつ、大槌町における高齢化のピーク時に目指すべきケアシステムの達成に至るように取り組むことが求められます。

#### 2 計画の位置付け

本計画では、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定しており、当町の高齢者福祉・介護施策を推進する実施計画であるとともに、町民、事業者、行政それぞれの行動指針となるものです。

本計画策定について、被災自治体は策定に当たり柔軟な取扱いが可能となっており、長期的に町全体で取り組む大槌町東日本大震災津波復興計画に包含させ、関連する部門別計画として整合性を図ります。

## 大槌町老人福祉計画・介護保険事業計画の位置付け



### 3 法令の根拠

介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定により、今期の介護保険事業計画について、市町村は3年間の計画策定を定めるものとされております。

また、「介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画（市町村介護保険事業計画）」について介護保険法第117条第4項により、老人福祉計画については老人福祉法第20条の8第6項により、相互に一体のものとして策定することが求められています。※

※平成23年5月16日付け厚生労働省老健局からの事務連絡により、被災自治体が第5期計画策定する場合、実情に応じて、弾力的な取扱いが可能となっています。

### 4 計画の期間

介護保険事業計画では、団塊の世代が前期高齢者に達する平成27年（2015年）を念頭に、長期的な目標を設定した上で、第5期介護保険事業計画を策定することが必要となりますが、今期の第5期計画は平成24年度から平成26年度までの3年間となります。

## 5 高齢者人口と要介護認定者の推移

### ○大槌町の高齢者人口推計と高齢者率

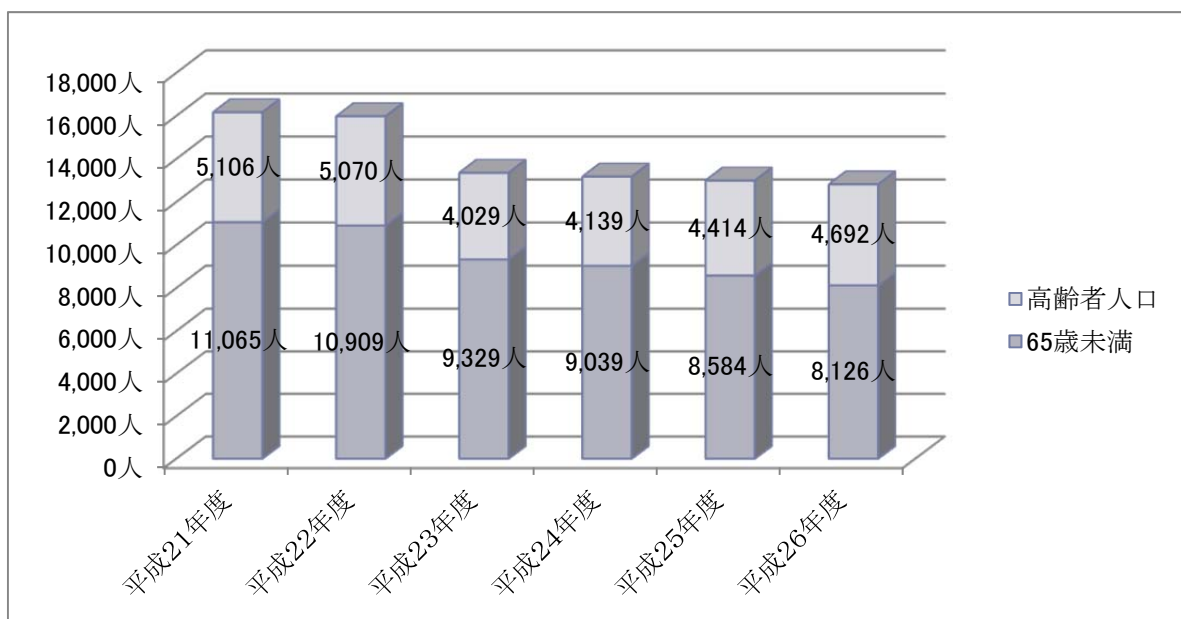
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人口	16,171人	15,979人	13,358人	13,178人	12,998人	12,818人
高齢者人口	5,106人	5,070人	4,029人	4,139人	4,414人	4,692人
高齢化率	31.6%	31.7%	30.2%	31.4%	34.0%	36.6%

### ○介護保険被保険者の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者	5,089人	5,085人	4,031人	4,139人	4,414人	4,692人
第2号被保険者	5,647人	5,623人	4,972人	4,812人	4,812人	4,691人
計	10,736人	10,708人	9,003人	8,951人	9,226人	9,383人

### ○要支援・要介護認定者数の推計

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	34人	43人	56人	59人	62人	66人
要支援2	72人	84人	65人	67人	73人	78人
要介護1	166人	152人	162人	166人	177人	193人
要介護2	144人	174人	157人	166人	177人	189人
要介護3	142人	144人	126人	130人	139人	152人
要介護4	98人	130人	115人	118人	133人	137人
要介護5	115人	129人	101人	106人	114人	124人
計	771人	856人	782人	812人	875人	939人
認定率	7.2%	8.0%	8.7%	9.1%	9.5%	10.0%



## 6 現状と課題

### ○現 状

#### 人口の減少

・震災の影響による人的被害、また生計維持者の離職等に伴う人口流出が続いています。また、町外に避難して施設に入所している高齢者もいる状況です。

#### 生活環境の急激な変化

・住宅の被害にあった高齢者は仮設住宅での生活を余儀なくされています。生活環境が急激に変化し、生活不活発病等による心身機能低下が懸念されます。

#### 地域コミュニティの分散

・震災により町は甚大な被害を受けたことから、仮設住宅での生活はこれまで慣れ親しんだ生活とは違い、従来のコミュニティが分散した状態です。

#### 介護サービス機能の低下

・町内の介護サービス事業者も被災したことから、震災直後、介護サービス機能は急激に低下しました。多くの事業所は平成23年度中に復旧し、再建していますが、まだ再建できていない事業所もあります。

#### 介護人材不足

・震災の影響により、介護サービス事業所で働く従業員も被災したことから、介護サービスの現場では人員不足により介護サービスが低下することも懸念されます。

#### 生活基盤の喪失

・震災の影響により、交通、公共施設、病院、商店等の生活基盤となる機能が低下したことにより、高齢者にとって不便な環境が続いており、震災前の機能を取り戻すまでには、相当の時間が必要と見込まれます。

### ○課 題

上記のとおり、震災により生活環境は急激に変化し、高齢者にとっては厳しい環境に置かれているといわざるを得ない状況です。

高齢者が地域の中で安心して生活を送るためには、まず介護サービス機能の低下を立て直し、ボランティア等と協働し合いながら、見守り体制を強化していく必要があります。

また、高齢者が生き生きとした生活を送れるよう継続的に運動教室や心のケア等を行い、積極的に社会参加を促していくことが重要です。

## 7 基本方針

### 高齢者が安心して暮らせる社会の確立

高齢者が健康で安心して心豊かに暮らし、生き生きとして社会参加できる環境づくりを進めるとともに、例え、介護や支援が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ安心して自立した日常生活を送ることができるよう高齢者を地域全体で支える体制の構築を目指します。

施策の展開に当たっては、介護サービスに関する施策、介護予防のための施策及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ、包括的に推進するとともに、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

## 8 重点施策

### 高齢者の健康支援

- ・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象として、心身の機能低下を予防するため、医療と介護が連携する体制を推進します。
- ・介護予防の普及啓発やボランティアとの協働などにより、高齢者が健康で活動的な暮らしができるように支援します。

### 地域包括ケアを支えるネットワークの構築

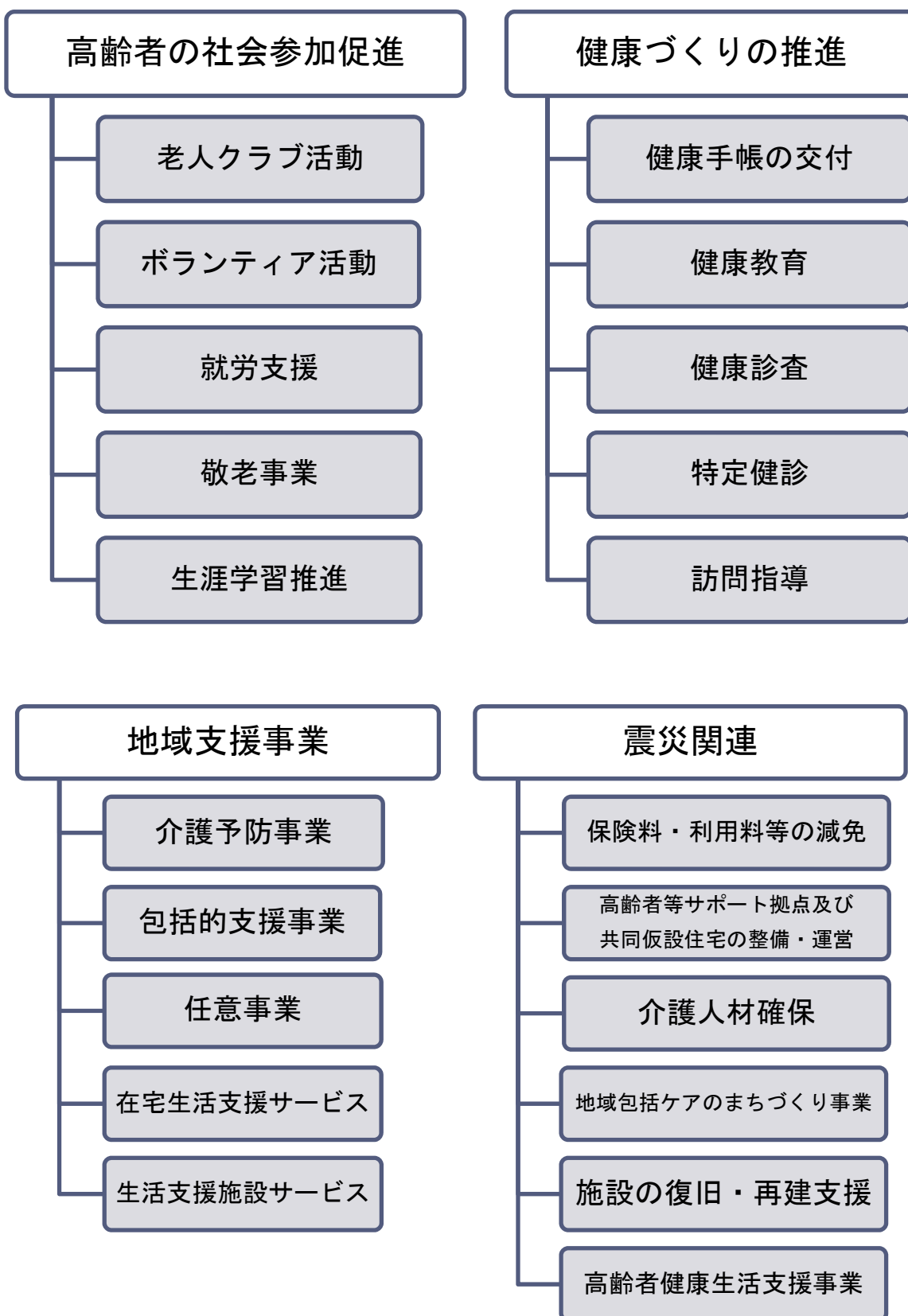
- ・高齢者が安心して暮らすことができるよう、高齢者の様々な相談に総合的に対応できる体制を充実させるとともに、各種団体等による「生活支援サービス」などの支え合い活動を促進します。
- ・地域包括支援センターを中核として、日常生活圏域を基本に、高齢者一人ひとりのニーズに応じて、適切に医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を構築します。
- ・高齢者が要介護状態や認知症になっても、その人らしく尊厳を持って安心して生活できるよう、相談支援体制を充実させるとともに、福祉、警察、司法関係者等によるネットワーク体制の充実を図ります。

### 施設の復旧、再建支援

- ・大槌町東日本大震災津波復興計画に沿った復興の取組みの着実な達成を目指します。
- ・被災した介護サービス事業所のサービス提供体制の復旧・復興や再構築を支援するとともに、仮設住宅や在宅の要援護高齢者の生活支援に取り組みます。

## 9 高齢者福祉・介護保険サービスの取組み

高齢者が心身ともに健康で、生きがいをもって生活を送れるよう、以下の施策を展開していきます。



## 10 計画期間中の費用額と推計

計画期間中の各サービス見込み量を東日本大震災により被災した介護サービス事業所の復旧状況や町全体の復旧・復興の動向を踏まえ、費用額を推計しました。第5期において新たな施設整備の予定はありませんが、必要に応じて適正な対応を行います。

### ○介護サービス給付費の推計

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
(1) 居宅サービス	301,356千円	356,266千円	427,599千円	1,085,221千円
訪問介護	45,294千円	49,823千円	54,805千円	149,922千円
訪問入浴介護	17,025千円	20,430千円	24,516千円	61,971千円
訪問看護	14,407千円	17,289千円	20,747千円	52,443千円
訪問リハビリテーション	2,307千円	2,768千円	3,322千円	8,397千円
居宅療養管理指導	516千円	557千円	602千円	1,675千円
通所介護	97,249千円	106,974千円	117,672千円	321,895千円
通所リハビリテーション	25,690千円	30,828千円	36,994千円	93,512千円
短期入所生活介護	53,121千円	63,745千円	76,494千円	193,360千円
短期入所療養介護	10,165千円	25,412千円	50,824千円	86,401千円
特定施設入居者生活介護	12,586千円	13,215千円	13,876千円	39,677千円
福祉用具貸与	21,587千円	23,746千円	26,120千円	71,453千円
特定福祉用具販売	1,409千円	1,479千円	1,627千円	4,515千円
(2) 地域密着型サービス	98,109千円	102,833千円	113,895千円	314,837千円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0千円	0千円	0千円	0千円
夜間対応型訪問介護	0千円	0千円	0千円	0千円
認知症対応型通所介護	4,068千円	4,272千円	4,485千円	12,825千円
小規模多機能型居宅介護	22,603千円	27,123千円	37,972千円	87,698千円
認知症対応型共同生活介護	71,438千円	71,438千円	71,438千円	214,314千円
地域密着型特定施設入居者生活介護	0千円	0千円	0千円	0千円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0千円	0千円	0千円	0千円
複合型サービス	0千円	0千円	0千円	0千円
(3) 住宅改修	1,687千円	2,362千円	3,307千円	7,356千円
(4) 居宅介護支援	54,402千円	62,018千円	74,422千円	190,842千円
(5) 介護保険施設サービス	707,376千円	707,376千円	707,376千円	2,122,128千円
介護老人福祉施設	381,055千円	381,055千円	381,055千円	1,143,165千円
介護老人保健施設	322,677千円	322,677千円	322,677千円	968,031千円
介護療養型施設	3,644千円	3,644千円	3,644千円	10,932千円
療養病床からの転換分	0千円	0千円	0千円	0千円
介護サービス給付費 小計	1,162,930千円	1,230,855千円	1,326,599千円	3,720,384千円



○介護予防サービス給付費の推計

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
(1) 居宅サービス	18,639千円	20,016千円	21,506千円	60,161千円
介護予防訪問介護	2,594千円	2,724千円	2,860千円	8,178千円
介護予防訪問入浴介護	0千円	0千円	0千円	0千円
介護予防訪問看護	744千円	819千円	901千円	2,464千円
介護予防訪問リハビリテーション	111千円	117千円	123千円	351千円
介護予防居宅療養管理指導	0千円	0千円	0千円	0千円
介護予防通所介護	5,966千円	6,264千円	6,578千円	18,808千円
介護予防通所リハビリテーション	8,365千円	9,202千円	10,122千円	27,689千円
介護予防短期入所生活介護	255千円	268千円	281千円	804千円
介護予防短期入所療養介護	217千円	228千円	239千円	684千円
介護予防特定施設入居者生活介護	0千円	0千円	0千円	0千円
介護予防福祉用具貸与	148千円	155千円	163千円	466千円
介護予防特定福祉用具販売	239千円	239千円	239千円	717千円
(2) 地域密着型サービス	182千円	182千円	182千円	546千円
介護予防認知症対応型通所介護	27千円	27千円	27千円	81千円
介護予防小規模多機能型居宅介護	76千円	76千円	76千円	228千円
介護予防認知症対応型共同生活介護	79千円	79千円	79千円	237千円
(3) 住宅改修	720千円	720千円	720千円	2,160千円
(4) 介護予防支援	2,910千円	3,201千円	3,521千円	9,632千円
介護予防サービス給付費 小計	22,451千円	24,119千円	25,929千円	72,499千円
総給付費	1,185,381千円	1,254,974千円	1,352,528千円	3,792,883千円

○標準給付費

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
総給付費	1,185,381,000円	1,254,974,000円	1,352,528,000円	3,792,883,000円
特定入所者介護サービス費等給付費	72,000,000円	75,000,000円	78,000,000円	225,000,000円
高額介護サービス費等給付費	24,000,000円	26,000,000円	28,000,000円	78,000,000円
高額合算介護サービス費等給付費	4,500,000円	4,500,000円	4,500,000円	13,500,000円
算定対象審査支払手数料	1,672,000円	1,742,400円	1,848,000円	5,262,400円
標準給付費見込額	1,287,553,000円	1,362,216,400円	1,464,876,000円	4,114,645,400円
地域支援事業費	35,000,000円	37,000,000円	39,000,000円	111,000,000円

○介護保険給付費準備基金

平成23年12月末現在の準備基金の残高は78,528,242円となっており、第5期計画期間における保険料の上昇を抑制するため、各年度の状況により取り崩し、保険料分として給付費へ充当します。

○財政安定化基金

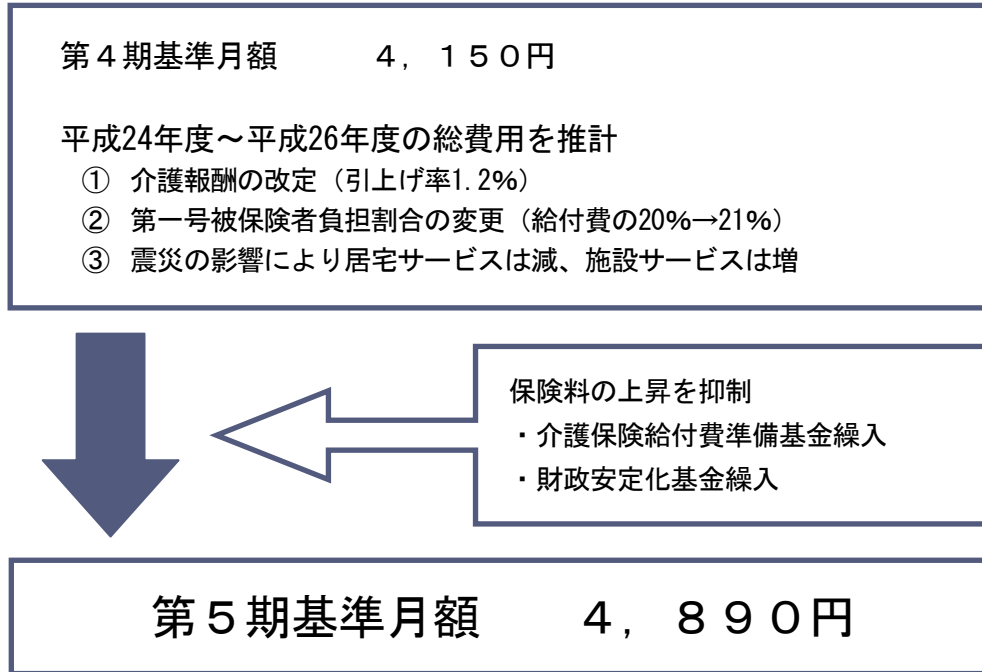
介護保険給付費の増加などにより市町村の介護保険特別会計が赤字になりそうな場合、介護保険制度の財政を安定化させるため、資金の交付・貸付を行う都道府県に設置された基金です。国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担して積み立てています。

本計画の計画期間中において、保険料の上昇を緩和するため、基金の余裕分を取り崩すことが認められました。

## 11 計画期間中の第1号被保険者介護保険料見込み

介護サービス・介護予防サービスや地域支援事業に係る費用等の額に対して21%を第1号被保険者が負担することになります。

大槌町における第5期計画の保険料設定の見直しにおいては、費用の増加に伴う保険料額の上昇を抑制するため基金からの繰入を行います。



### 【第5期介護保険料】

所得段階	所得段階の説明	月額	年額
第1段階	・ 生活保護受給の方 ・ 町民税非課税で老齢福祉年金受給の方	2,445円	29,300円
第2段階	・ 町民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	2,445円	29,300円
第3段階	・ 町民税非課税世帯で、第2段階以外の方	3,667円	44,000円
第4段階	・ 本人が町民税非課税で、世帯に町民税課税者がいる方	4,890円	58,700円
第5段階	・ 本人が町民税課税で合計所得金額190万円未満の方	6,112円	73,300円
第6段階	・ 本人が町民税課税で合計所得金額190万円以上の方	7,335円	88,000円

# 資料編

## 1 事業実施位置図

取組項目 1-2④災害公営住宅の整備

No.2 災害公営住宅整備事業

### 1 事業目的

震災により被災し、応急仮設住宅などに入居している被災者の住居の安定を図るため、低廉な家賃で入居できる災害公営住宅を整備

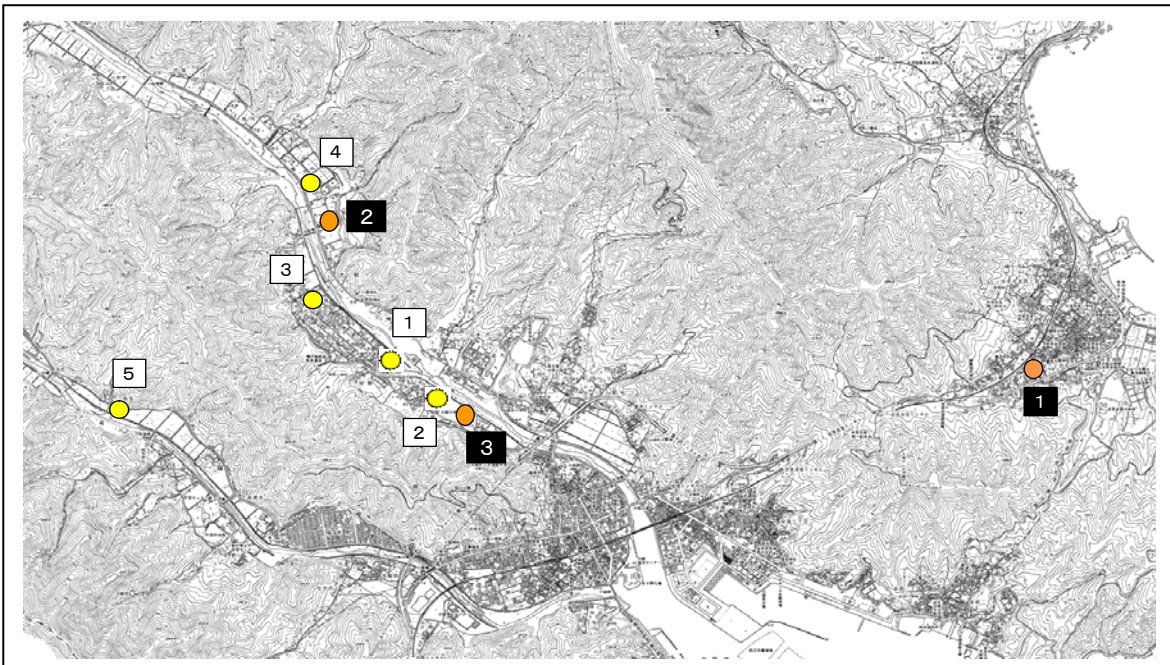
### 2 事業主体

県、市町村

### 3 建設計画（H24年4月時点）

980戸（内訳：県整備分500戸 町整備分 480戸）

[建設予定地]



[大槌町災害公営住宅]

No.	住宅名	住所	住宅タイプ	建設予定戸数
①	大ケ口	大ケ口1丁目	連棟	60戸
②	屋敷前	大槌第14地割（源水）	連棟	40戸
③	大ケ口二丁目地区	大ケ口2丁目	戸建	50戸
④	柁内地区	大槌第12地割（柁内）	戸建	13戸
⑤	三枚堂地区	小槌（三枚堂）	戸建	27戸
—	町方、安渡、赤浜、吉里吉里、浪板地区等		未定	290戸

[岩手県災害公営住宅]

No.	敷地名	住所	住宅タイプ	建設予定戸数
①	吉里吉里給食センター隣	吉里吉里1丁目	集合	35戸
②	大柁橋下流	大槌第12地割（柁内）	集合	90戸
③	大槌中学校跡地	大槌第14地割（源水）	集合	120戸
—	町方、安渡、赤浜、吉里吉里、浪板地区等		未定	255戸

取組項目 1-3 ②災害時に代替性をもつ交通ネットワークの整備	
No.1	町道整備事業
No.2	都市計画道路整備事業
No.3	橋梁整備（改修）事業

## 1 事業目的

### ・町道整備事業

新たな居住区として整備する集落間連絡道路として、地域の経済活動や交流の促進を図るために必須となる道路網の整備

また、災害時における高台や浸水区域外への迅速な避難と被災地の孤立化を防ぐ代替性をもった交通ネットワークの構築と、災害に強い道路網整備を確保

（事業主体：町）

### ・都市計画道路整備事業

町道整備事業による集落間連絡道路の整備のほか各地域を連絡する幹線道路について、都市計画道路として重点的に整備

（事業主体：町）

### ・橋梁整備（改修）事業

町内各地の道路交通網の結節点である橋梁は、道路交通ネットワークを確保するにあたり、特に重要な施設であるため、町内の橋梁の調査・点検及び適切な改修を実施することにより、地域間の経済活動や交通の促進を図るほか、災害時には、迅速な避難と被災地の孤立を防ぐ、代替性をもった交通ネットワークを確保

（事業主体：町）

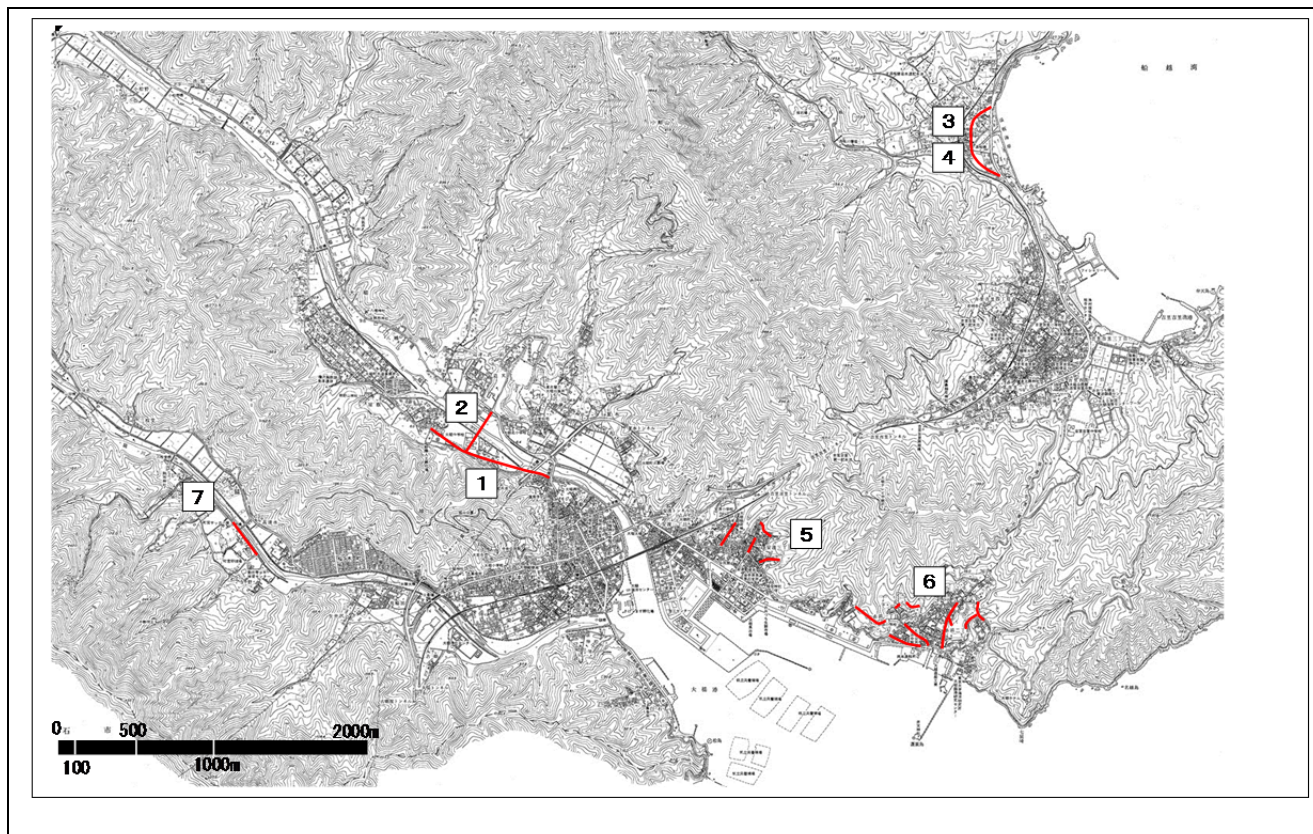
## 2 事業主体

町

## 3 建設計画（H24年4月時点）

次項のとおり

[事業予定地]



[町道、都市計画道路、橋梁]

No.	事業名	地区名	事業概要
①	都計道町方大ケ口線整備事業	沢山・大ケ口地区	拡幅工事 L=700m、w=13m
②	都計道町方大ケ口線 (仮称)大ケ口大橋整備事業	沢山・大ケ口地区	(仮称)大ケ口大橋新設工事 L=90m、W=13m
③	(仮称)浪板幹線 (仮称)浪板大橋整備事業	浪板地区	(仮称)浪板大橋新設工事 L=30m、W=9m
④	(仮称)町道浪板幹線整備事業	浪板地区	新設工事 L=300m、W=9m
⑤	町道安渡幹線整備事業	安渡地区	安渡幹線外2路線拡幅工事 L=1000m、W=6-8m
⑥	町道赤浜1号線整備事業	赤浜地区	赤浜1号線外3路線拡幅工事 L=800m、W=6m 赤浜1号線外4路線新設工事 L=950m、W=6m
⑦	町道寺野線整備事業	桜木町・花輪田地区	寺野線外1路線拡幅工事 L=700m、W=8m

# 住宅再建に関する 意向調査

平成24年2月1日現在（単純集計）

（大槌町復興局 復興推進室）

# 住宅再建に関する意向調査について

## 1. 調査の目的

被災者の住宅再建についての見通しや考え方を明らかにすることにより、大槌町東日本大震災津波復興計画(実施計画)策定に係る基礎資料とする。

## 2. 調査対象

東日本大震災発生時に大槌町に居住し、被災した世帯(原則として、全壊、大規模半壊、半壊)のうち現住所が判明した世帯。

## 3. 調査単位

個人ごとではなく、世帯主の立場から回答を依頼。

## 4. 調査方法

### 【発送について】

郵送により発送。同封資料は下記のとおり。

①調査のお願い、②調査票、③復興イメージ図(基本計画第6章イメージ図)、④基本計画概要版

### 【回収について】

#### (1) 町内の応急仮設住宅入居者

・応急仮設住宅には郵便ポストがないため、土・日を含む1月19日(木)～1月27日(金)の期間で訪問回収を実施。

・回収は復興推進室職員、被災者支援室臨時職員、コンサル会社の総勢17名で実施。

#### (2) 町内の仮設住宅入居者以外

・返信用封筒による郵送。

#### (3) その他

・ホームページ上でも周知を行うとともに、調査書類一式を掲載。ダウンロードが可能な状態とし、メールやFAXでの受付けも行った。

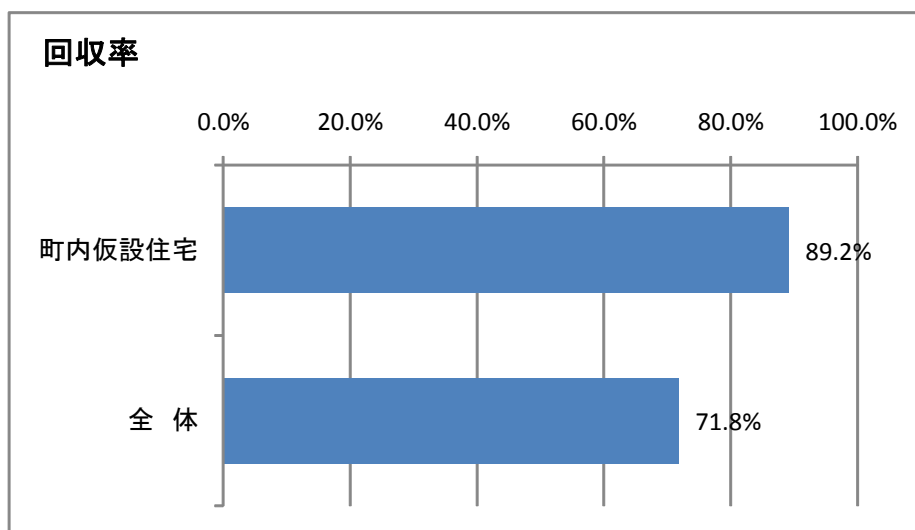
## 5. 集計方法

(1) 度数分布表(単純集計)

(2) クロス集計

問番号／内容	回収状況
集計方法	単純集計(棒グラフ)

グラフ



表

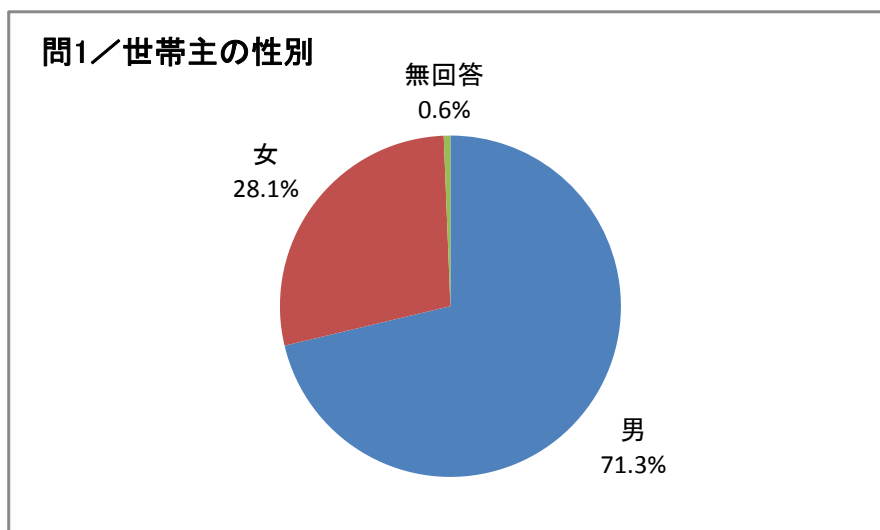
■集計状況 平成24年2月1日現在

	配布数	回収数	回収率
町内仮設住宅	1,882	1,679	89.2%
全体	3,787	2,720	71.8%



問番号／内容	問1／世帯主の性別
集計方法	単純集計(円グラフ)

グラフ

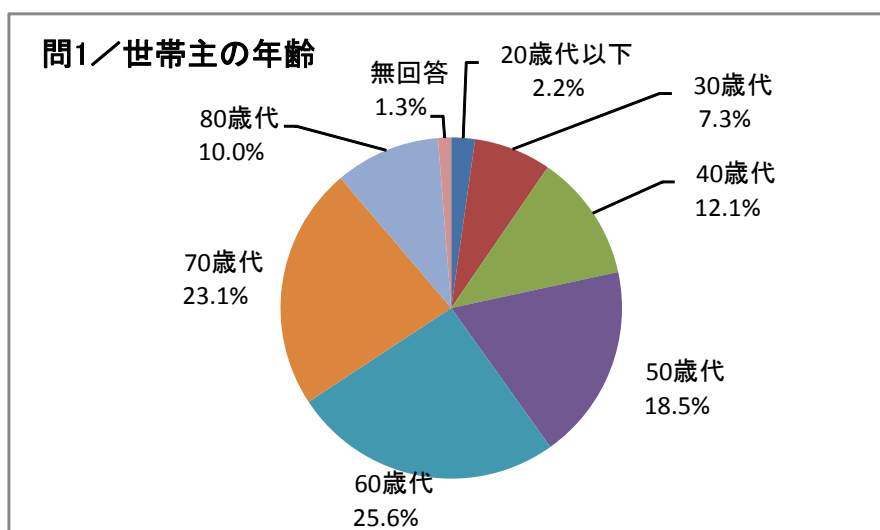


表

問1／世帯主の性別	回答数
男	1,939
女	764
無回答	17
計	2,720

問番号／内容	問1／世帯主の年齢
集計方法	単純集計(円グラフ)

グラフ

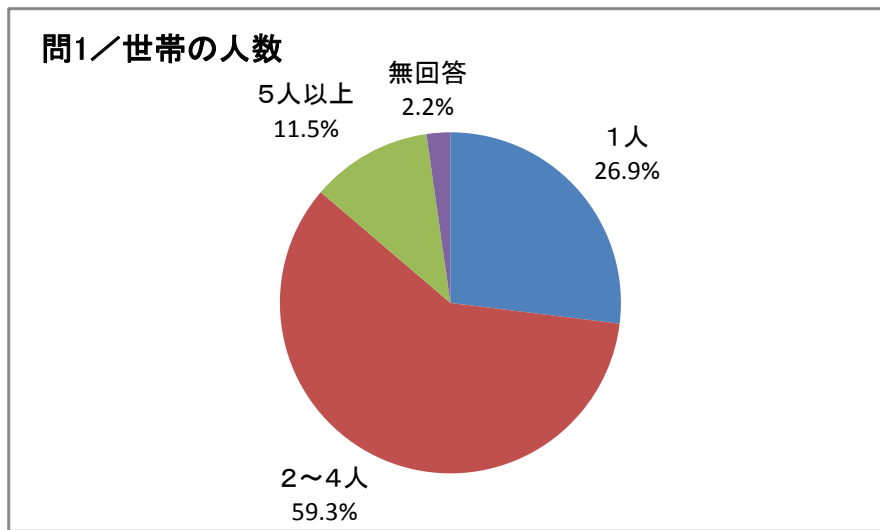


表

問1／世帯主の年齢	回答数
20歳代以下	61
30歳代	199
40歳代	328
50歳代	504
60歳代	696
70歳代	627
80歳代	271
無回答	34
計	2,720

問番号／内容	問1／世帯の人数
集計方法	単純集計(円グラフ)

グラフ

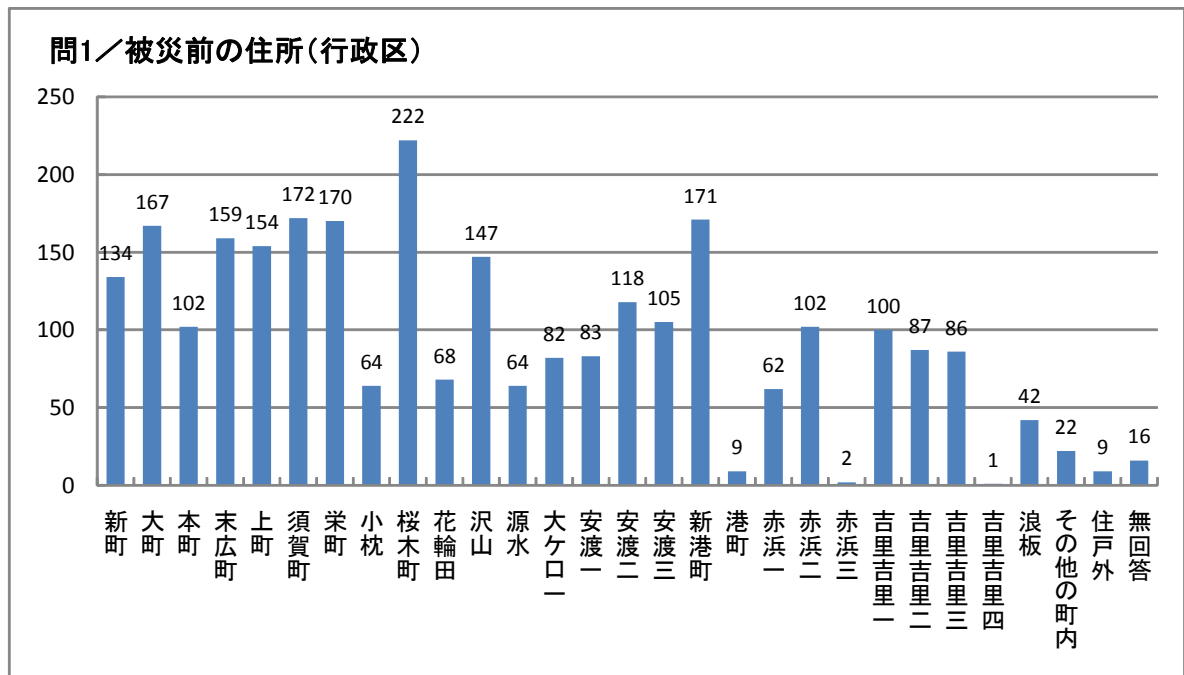


表

問1／世帯の人数	回答数
1人	733
2～4人	1,613
5人以上	313
無回答	61
計	2,720

問番号／内容	問1／被災前住所(行政区別集計)
集計方法	単純集計(棒グラフ)

グラフ

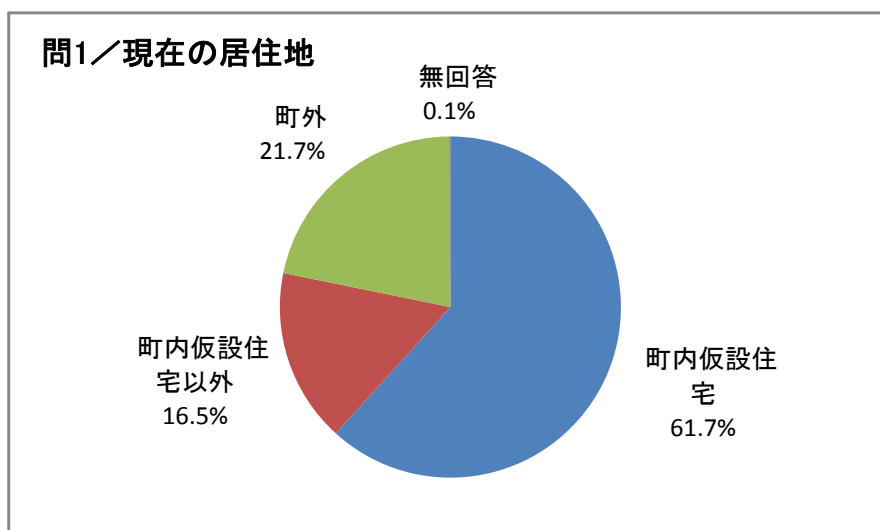


表

行政区名	回答数		行政区名	回答数		
	行政区	地区計		行政区	地区計	
新町	134	1,058	安渡三	105	486	
大町	167		新港町	171		
本町	102		港町	9		
末広町	159		64	赤浜一	62	166
上町	154			赤浜二	102	
須賀町	172			赤浜三	2	
栄町	170			吉里吉里一	100	274
小枕	64	吉里吉里二	87			
桜木町	222	吉里吉里三	86			
花輪田	68	290	吉里吉里四	1		
沢山	147	293	浪板	42	42	
源水	64		その他の町内	22	22	
大ヶ口一	82		住戸外	9	9	
安渡一	83		無回答	16	16	
安渡二	118		計	2,720	2,720	

問番号／内容	問1／現在の居住地(3区分)
集計方法	単純集計(円グラフ)

グラフ

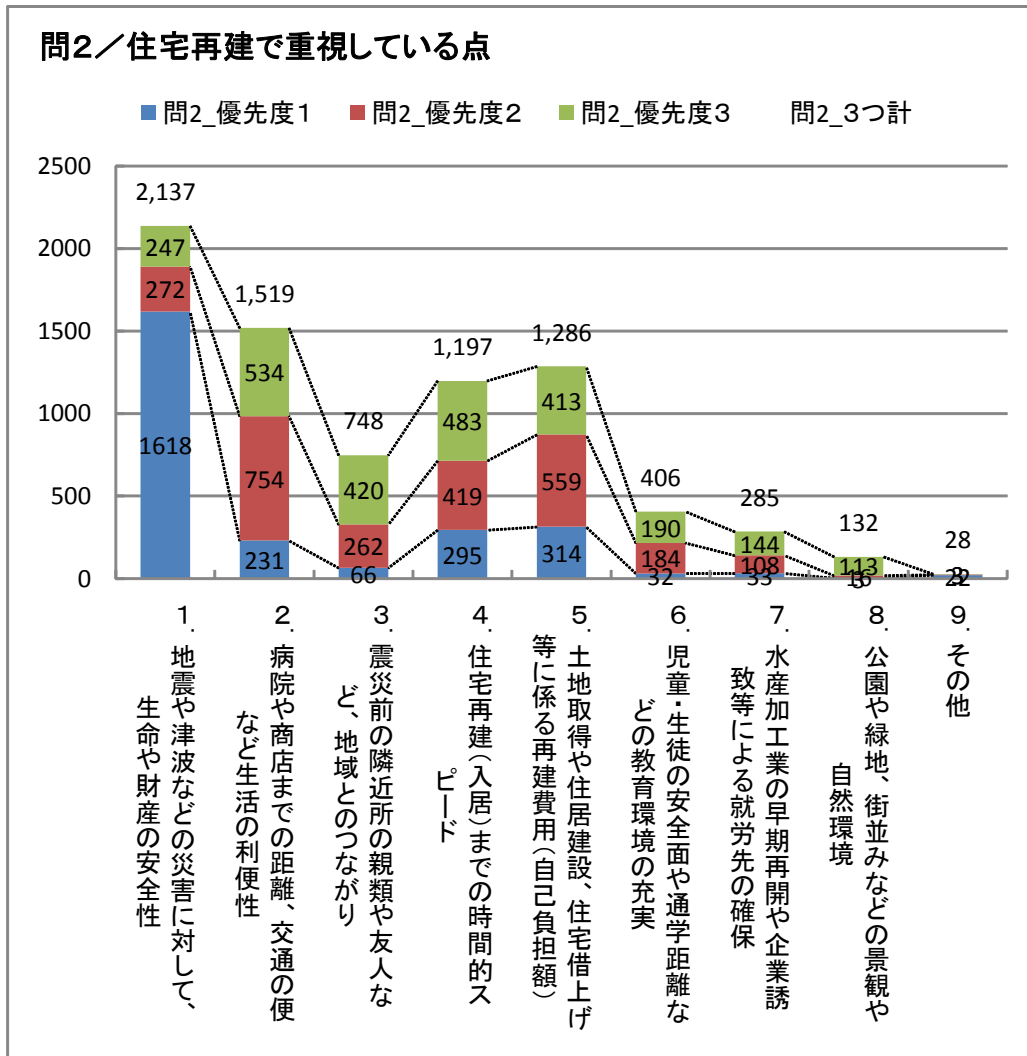


表

問1／現在の居住地	回答数
町内仮設住宅	1,679
町内仮設住宅以外	448
町外	590
無回答	3
計	2,720

問番号／内容	問2／住宅再建で重視している点_優先度1～3
集計方法	単純集計(積上棒グラフ)

グラフ

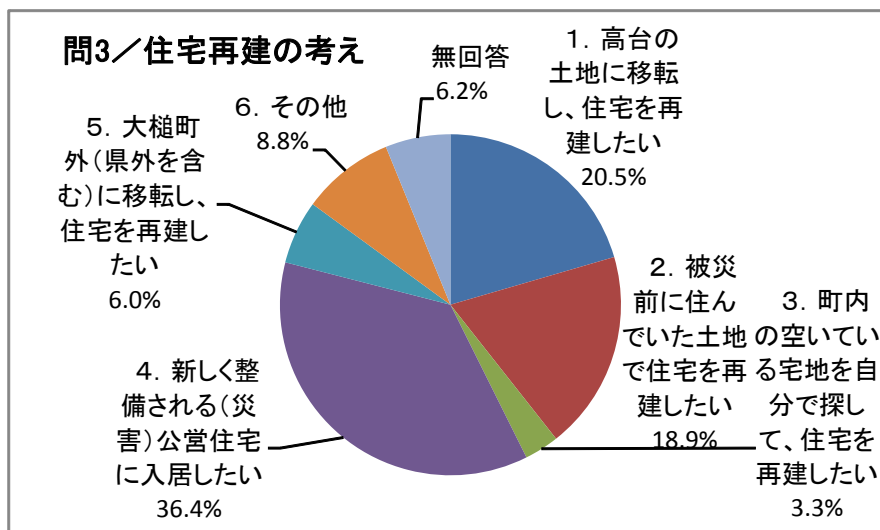


表

問2／住宅再建で重視している点	問2_優先度1	問2_優先度2	問2_優先度3	問2_3つ計
1. 地震や津波などの災害に対して、生命や財産の安全性	1,618	272	247	2,137
2. 病院や商店までの距離、交通の便など生活の利便性	231	754	534	1,519
3. 震災前の隣近所の親類や友人など、地域とのつながり	66	262	420	748
4. 住宅再建(入居)までの時間的スピード	295	419	483	1,197
5. 土地取得や住居建設、住宅借上げ等に係る再建費用(自己負担額)	314	559	413	1,286
6. 児童・生徒の安全面や通学距離などの教育環境の充実	32	184	190	406
7. 水産加工業の早期再開や企業誘致等による就労先の確保	33	108	144	285
8. 公園や緑地、街並みなどの景観や自然環境	3	16	113	132
9. その他	22	3	3	28
計	2,614	2,577	2,547	7,738

問番号／内容	問3／住宅再建の考え
集計方法	単純集計(円グラフ)

グラフ



表

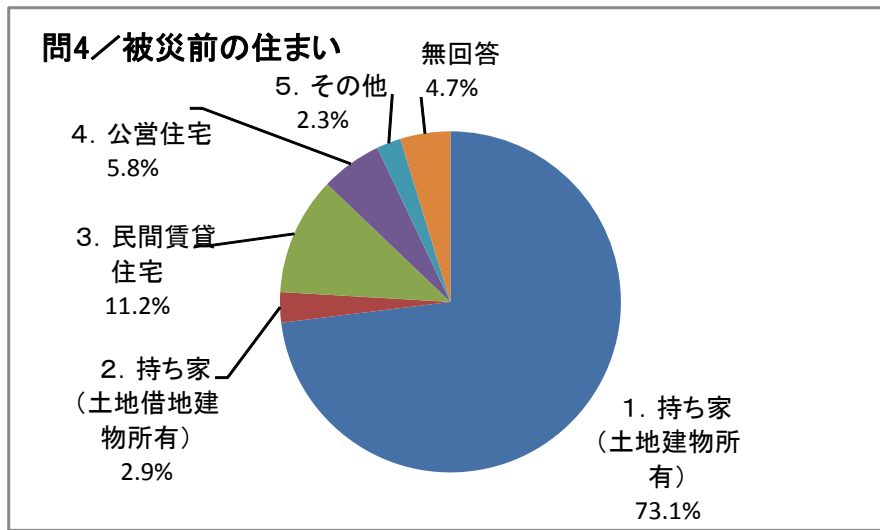
問3／住宅再建の考え	回答数
1. 高台の土地に移転し、住宅を再建したい	557
2. 被災前に住んでいた土地で住宅を再建したい	514
3. 町内の空いている宅地を自分で探して、住宅を再建したい	89
4. 新しく整備される(災害)公営住宅に入居したい	989
5. 大槌町外(県外を含む)に移転し、住宅を再建したい	164
6. その他	239
無回答	168
計	2,720

※「2. 被災前に住んでいた土地で住宅を再建したい」行政区の内訳

問5再建場所との調整が必要。町方地区(須賀町・栄町を除く)は165世帯	新町	15	小枕	5	安渡2	14	吉里2	28
	大町	27	桜木町	94	安渡3	13	吉里3	11
	本町	35	花輪田	19	新港町	4	浪板	7
	末広町	38	沢山	44	港町	2	その他	5
	上町	50	源水	21	赤浜1	11	未記入	4
	須賀町	9	大ケ口1	4	赤浜2	18	合計	514
	栄町	7	安渡1	12	吉里1	17		

問番号／内容	問4／被災前の住まい
集計方法	単純集計(円グラフ)

グラフ



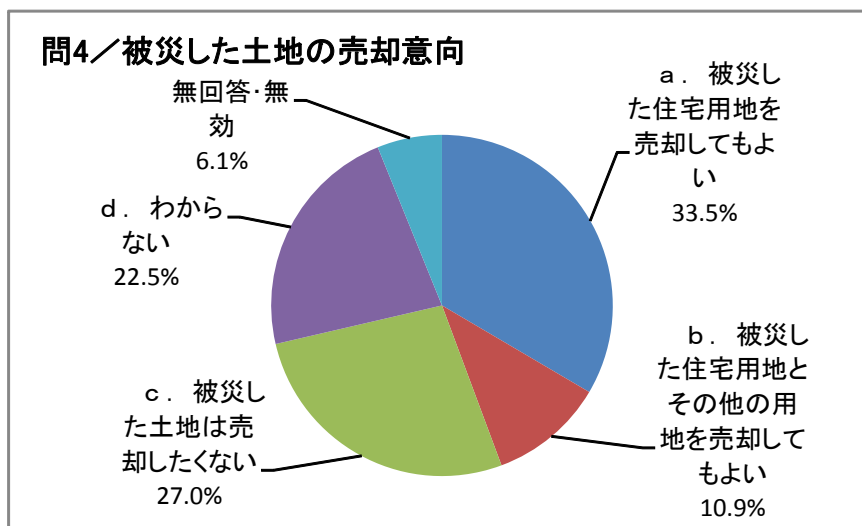
表

問4／被災前の住まい	回答数
1. 持ち家(土地建物所有)	1,987
2. 持ち家(土地借地建物所有)	78
3. 民間賃貸住宅	305
4. 公営住宅	158
5. その他	63
無回答	129
計	2,720



問番号／内容	問4／被災した土地の売却意向
集計方法	単純集計(円グラフ)

グラフ

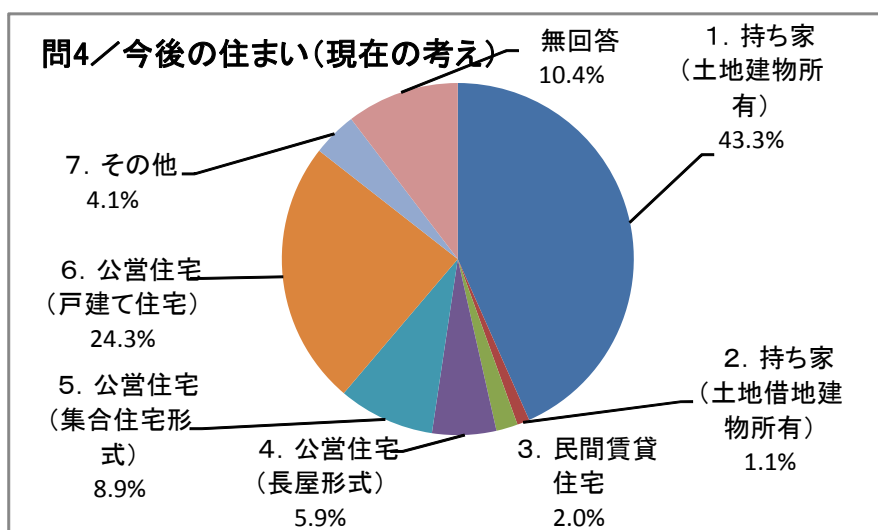


表

問4／被災した土地の売却意向	回答数
a. 被災した住宅用地を売却してもよい	665
b. 被災した住宅用地とその他の用地を売却してもよい	216
c. 被災した土地は売却したくない	537
d. わからない	447
無回答・無効	122
計	1,987

問番号／内容	問4／今後の住まい(現在の考え)
集計方法	単純集計(円グラフ)

グラフ

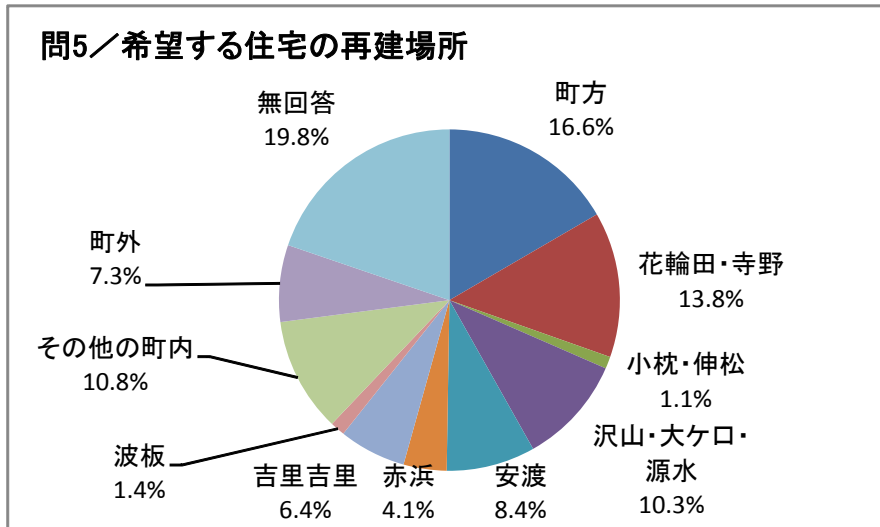


表

問4／今後の住まい(現在の考え)	回答数
1. 持ち家(土地建物所有)	1,179
2. 持ち家(土地借地建物所有)	31
3. 民間賃貸住宅	54
4. 公営住宅(長屋形式)	160
5. 公営住宅(集合住宅形式)	241
6. 公営住宅(戸建て住宅)	662
7. その他	111
無回答	282
計	2,720

問番号／内容	問5／希望する住宅の再建場所
集計方法	単純集計(円グラフ)

グラフ

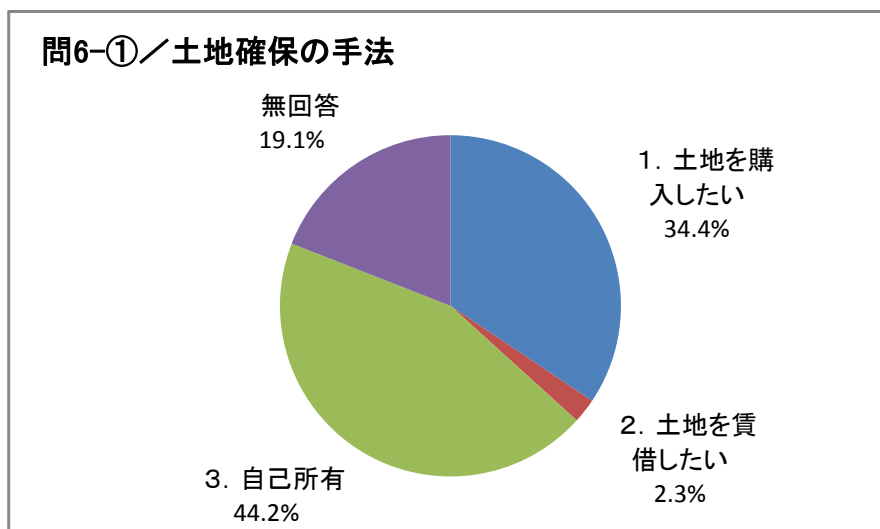


表

地域名	図番号	回答数	地域名	図番号	回答数
町方	1	452	赤浜	21	14
花輪田・寺野	2	118		22	48
	3	191	吉里吉里	23	34
4	66	24		34	
小枕・伸松	5	31		25	29
沢山・大ケ口・源水	6	127		26	45
	7	153	27	7	
安渡	8	16	28	4	
	9	11	29	6	
	10	8	30	14	
	11	10	浪板	31	5
	12	23		32	16
	13	12		33	4
	14	26		34	4
	15	90	35	8	
16	33	36	1		
赤浜	17	5	その他の町内		295
	18	12	町外		198
	19	18	無回答		538
	20	14	計		2,720

問番号／内容	問6-①／住宅再建を希望する場合の土地確保の手法
集計方法	単純集計(円グラフ)

グラフ

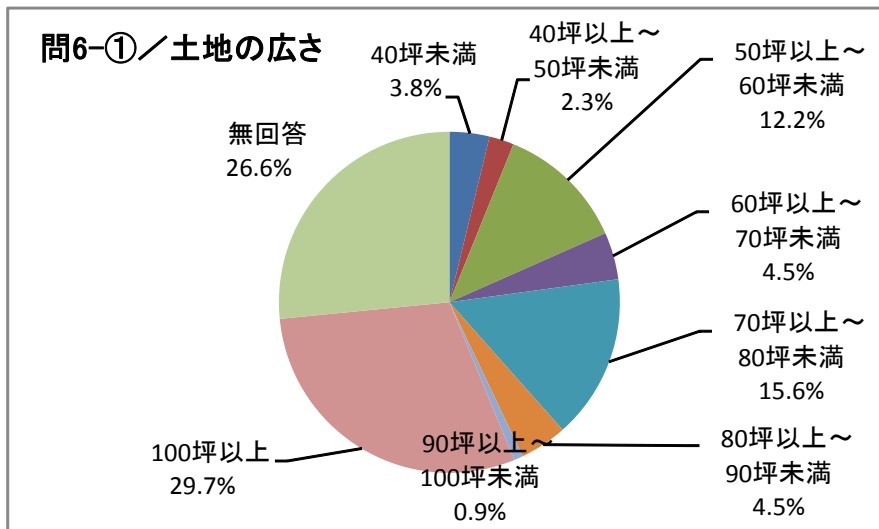


表

問6-①／土地確保の手法	回答数
1. 土地を購入したい	399
2. 土地を賃借したい	27
3. 自己所有	513
無回答	221
計	1,160

問番号／内容	問6-①／住宅再建を希望する場合の土地の広さ
集計方法	単純集計(円グラフ)

グラフ

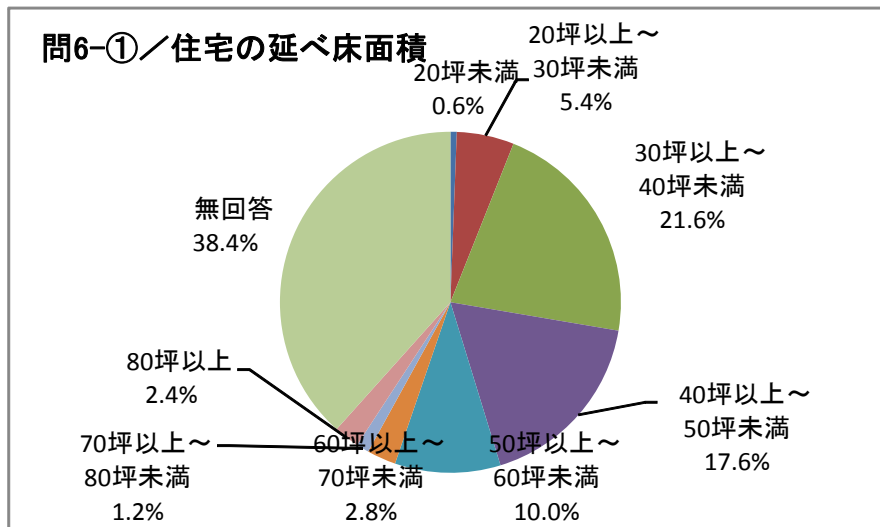


表

問6-①／土地の広さ	回答数
40坪未満	44
40坪以上～50坪未満	27
50坪以上～60坪未満	142
60坪以上～70坪未満	52
70坪以上～80坪未満	181
80坪以上～90坪未満	52
90坪以上～100坪未満	10
100坪以上	344
無回答	308
計	1,160

問番号／内容	問6-①／住宅再建を希望する場合の住宅の延べ床面積
集計方法	単純集計(円グラフ)

グラフ

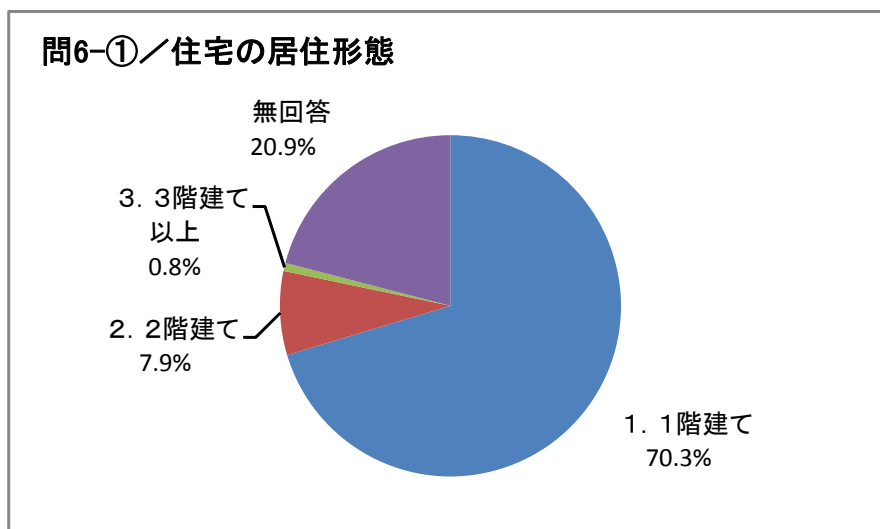


表

問6-①／住宅の延べ床面積	回答数
20坪未満	7
20坪以上～30坪未満	63
30坪以上～40坪未満	251
40坪以上～50坪未満	204
50坪以上～60坪未満	116
60坪以上～70坪未満	32
70坪以上～80坪未満	14
80坪以上	28
無回答	445
計	1,160

問番号／内容	問6-①／住宅再建を希望する場合の住宅の居住形態
集計方法	単純集計(円グラフ)

グラフ

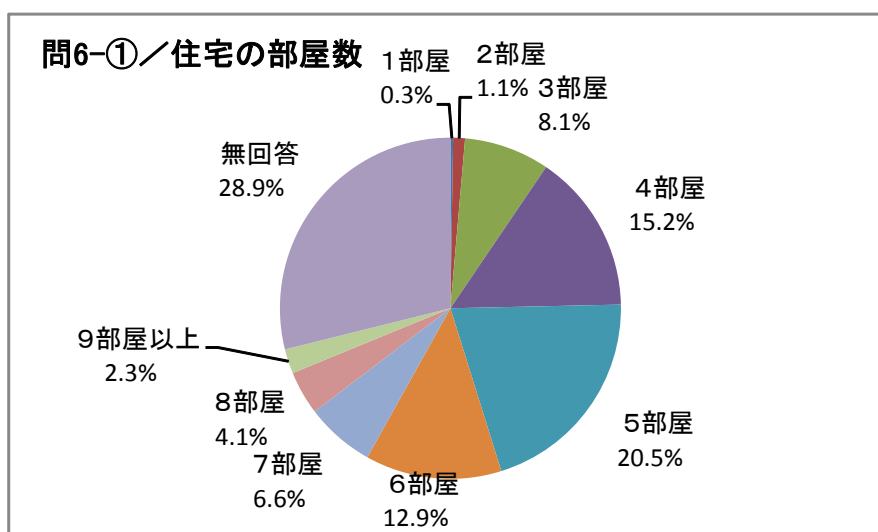


表

問6-①／住宅の居住形態	回答数
1. 1階建て	816
2. 2階建て	92
3. 3階建て以上	9
無回答	243
計	1,160

問番号／内容	問6-①／住宅再建を希望する場合の住宅の部屋数
集計方法	単純集計(円グラフ)

グラフ



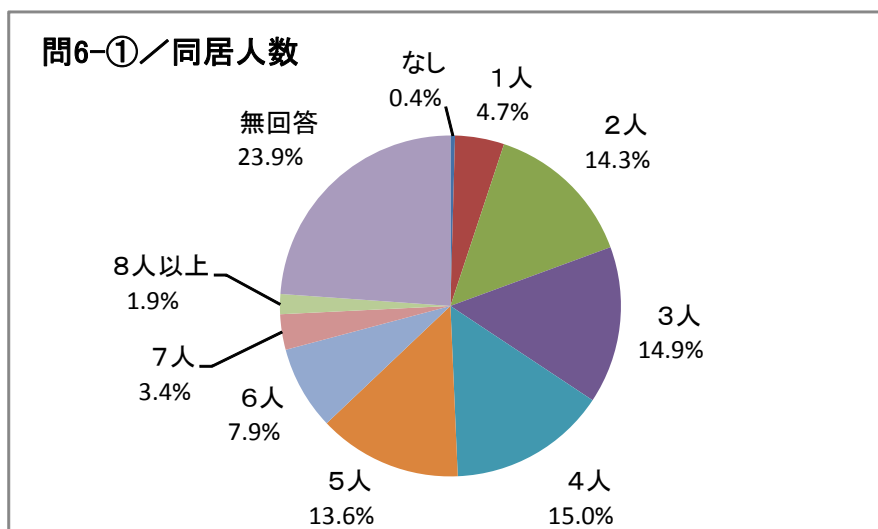
表

問6-①／住宅の部屋数	回答数
1部屋	3
2部屋	13
3部屋	94
4部屋	176
5部屋	238
6部屋	150
7部屋	76
8部屋	48
9部屋以上	27
無回答	335
計	1,160



問番号／内容	問6-①／住宅再建を希望する場合の同居人数
集計方法	単純集計(円グラフ)

グラフ

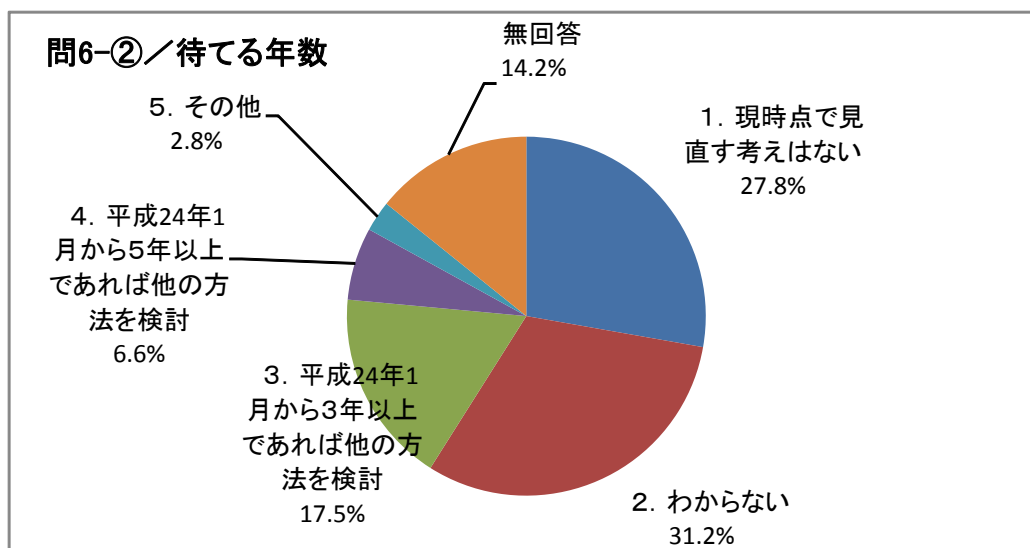


表

問6-①／同居人数	回答数
なし	5
1人	54
2人	166
3人	173
4人	174
5人	158
6人	92
7人	39
8人以上	22
無回答	277
計	1,160

問番号／内容	問6-②／住宅再建を希望する場合の許容できる待ち期間
集計方法	単純集計(円グラフ)

グラフ

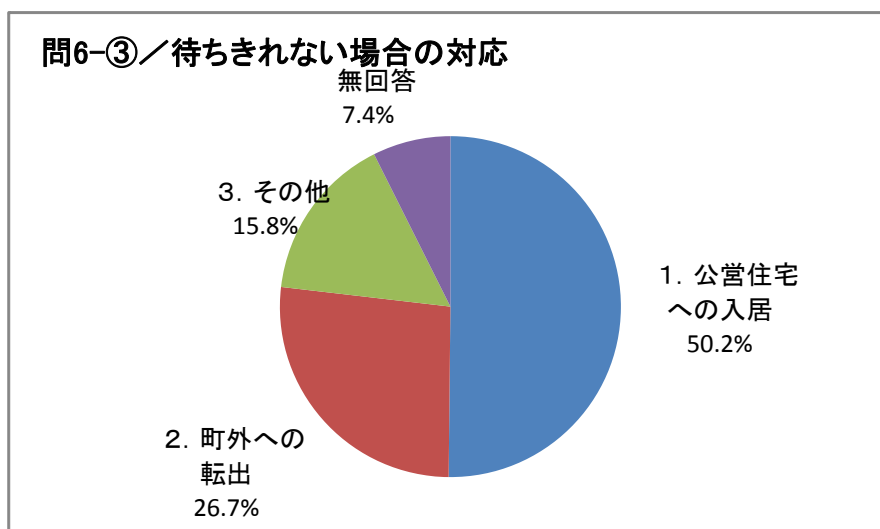


表

問6-②／待てる年数	回答数
1. 現時点で見直す考えはない	322
2. わからない	362
3. 平成24年1月から3年以上であれば他の方法を検討	203
4. 平成24年1月から5年以上であれば他の方法を検討	76
5. その他	32
無回答	165
計	1,160

問番号／内容	問6-③／住宅再建を希望するものの、待ちきれない場合の対応
集計方法	単純集計(円グラフ)

グラフ

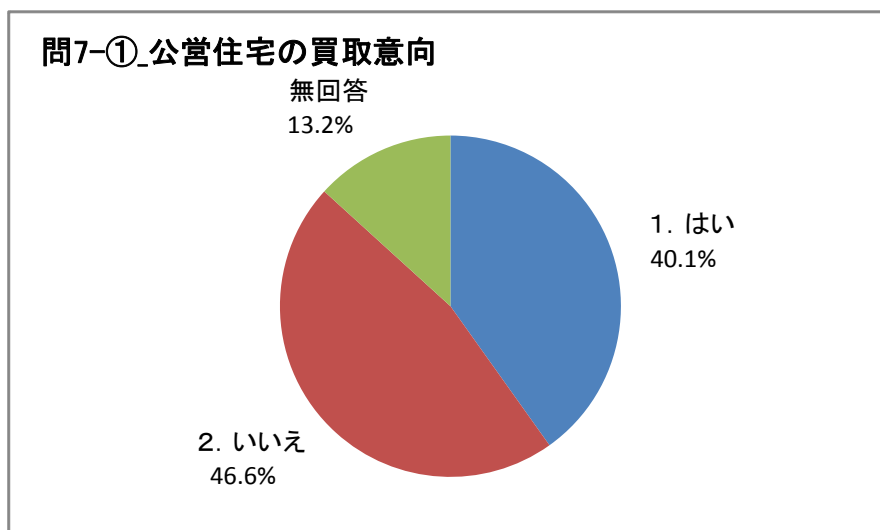


表

問6-③／待ちきれない場合の対応	回答数
1. 公営住宅への入居	156
2. 町外への転出	83
3. その他	49
無回答	23
計	311

問番号／内容	問7-①／公営住宅に入居したい人の買取希望
集計方法	単純集計(円グラフ)

グラフ

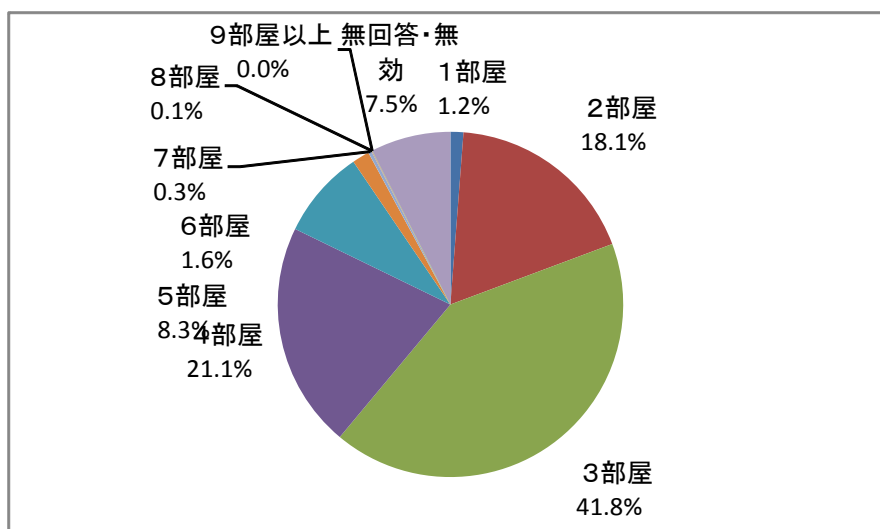


表

問7-①_公営住宅の買取意向	回答数
1. はい	397
2. いいえ	461
無回答	131
計	989

問番号／内容	問7-②／希望する公営住宅の部屋数
集計方法	単純集計(円グラフ)

グラフ

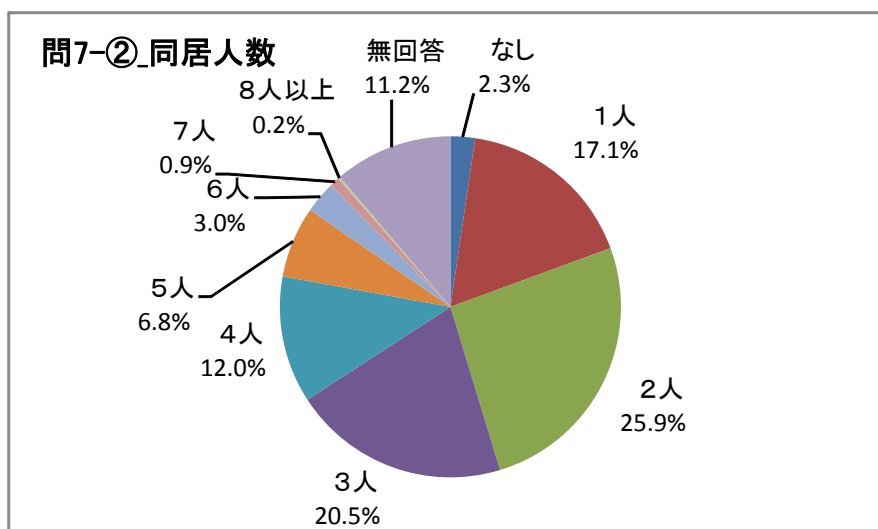


表

問7-②／希望する公営住宅の部屋数	回答数
1部屋	12
2部屋	179
3部屋	413
4部屋	209
5部屋	82
6部屋	16
7部屋	3
8部屋	1
9部屋以上	0
無回答・無効	74
計	989

問番号／内容	問7-②／公営住宅への想定同居人数
集計方法	単純集計(円グラフ)

グラフ

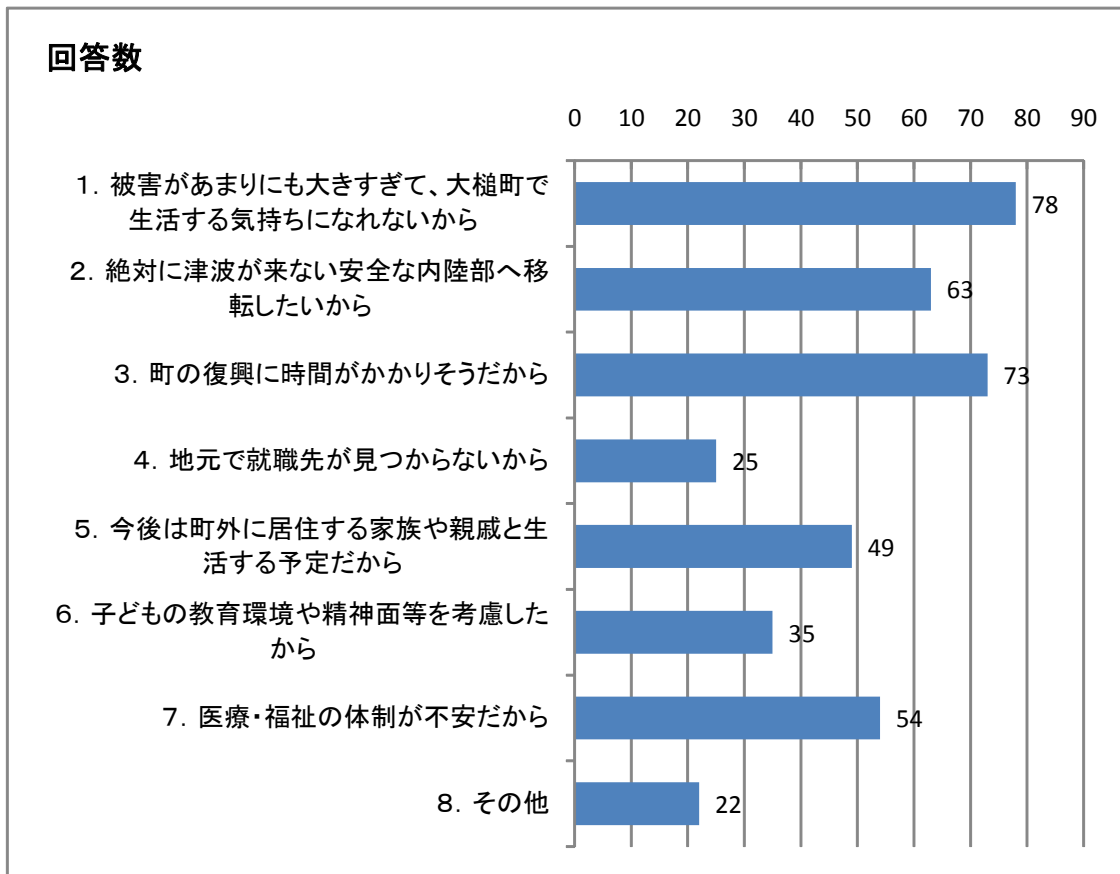


表

問7-②_同居人数	回答数
なし	23
1人	169
2人	256
3人	203
4人	119
5人	67
6人	30
7人	9
8人以上	2
無回答	111
計	989

問番号／内容	問8／町外に転居を希望する理由
集計方法	単純集計(棒グラフ)

グラフ



表

(複数回答可)

問8／町外への転居理由	回答数
1. 被害があまりにも大きすぎて、大槌町で生活する気持ちになれないから	78
2. 絶対に津波が来ない安全な内陸部へ移転したいから	63
3. 町の復興に時間がかかりそうだから	73
4. 地元で就職先が見つからないから	25
5. 今後は町外に居住する家族や親戚と生活する予定だから	49
6. 子どもの教育環境や精神面等を考慮したから	35
7. 医療・福祉の体制が不安だから	54
8. その他	22
計	399

# 地域復興協議会説明資料

## 復興事業（住宅再建）の制度紹介

1. 防災集団移転促進事業
2. 土地区画整理事業
3. 災害公営住宅
4. その他
  - ・新しく造成された住宅地における住まいの選択
  - ・支援措置の具体的な内容

大槌町復興局 復興推進室

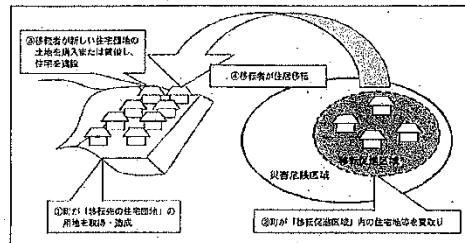


## 1. 防災集団移転促進事業

災害が発生した地域または災害危険区域（建築基準法第39条）のうち、住民の居住が適当ではないと認められる区域内の住居を安全な住宅団地へ集団移転させるための促進事業です。

住宅の集団移転先として、町が高台や造成地などに住宅団地を整備し、被災された町民の皆さんに譲渡または賃貸します。

以前住んでいた場所は、移転促進区域に指定され、商工業用地や公園としての利用はできますが、住宅の立地はできなくなります。



### 事業制度の適用条件について

#### (1) 対象区域の設定

防災集団移転促進事業を実施するためには、町が被災した地域に「移転促進区域」を設定したうえで、「集団移転先」（新しい住宅団地）を整備する必要があります。移転促進区域は、防潮堤の整備など様々な津波防災施設の整備を行っても、津波などの危険性から居住に適さない地域として住宅の建設を禁止し、建築基準法第39条の「災害危険区域」に指定します。

また、移転促進区域の設定には、移転促進区域内にある全世帯の合意が必要となります。ただし、住宅以外（工場・店舗・会社など人が居住しない建物）の建築については制限がありません。

#### (2) 集団移転先の戸数

この事業を行うためには、町が造成した集団移転先1地区に対して、移転促進区域内（全体）の住民の中から5戸以上の移転が条件となります。最終的には、移転促進区域内にある全世帯の半数以上が集団移転先に移転する必要があります。

### 移転促進区域の土地の買取りについて

#### (1) 買取りの対象について

移転促進区域内で、震災時に住宅として利用されていた土地を町が買取ります。会社や店舗（住宅併用は除く）、作業場や工場などがあった土地は、買取りの対象とはなりません。ただし、その他の公共事業に用いるために町が買取る場合もあります。

#### (2) 買取り価格について（具体的な金額は現時点では未定です）

原則として、土地売買契約時点の不動産鑑定評価により決定しますが、評価は様々な要因を考慮して総合的に判断します。

### 集団移転先（新しい住宅団地）の整備について

#### (1) 住宅団地の整備

町では土地利用計画を基に集団移転先の用地を取得し、住宅団地を造成します。平成24年度から用地交渉を開始する予定ですが、着工時期については未定です。住宅団地の造成にあたっては、町が道路や上下水道等のライフラインを整備します。また、農業や漁業従事者の共同作業所や倉庫などの整備も併せて行うことができます。

#### (2) 集団移転先の土地の取得

- ① 一戸あたりの宅地面積は平均330㎡（約100坪）が上限となります。具体的な宅地面積については、町と移転者で個別に協議することになります。また、移転先の土地は、町が買取りした住宅地等の「代替地」ではないため、震災時の宅地と同等の坪数を取得できるとは限りません。
- ② 町が新しく造成した土地を「購入」するか、「借地」するかを選択できます。購入価格は、分譲時点での不動産鑑定評価により決定されます。また、借地を希望する場合の料金については、現在検討中です。
- ③ 町が造成した移転先以外の場所（町外の土地や町が造成していない個人の土地等）を希望する場合は、移転者に対する支援措置（利子補給）が受けられなくなります。ただし、引越費用の補助は受けることができます。
- ④ 震災時に移転促進地域内に居住しており、土地を所有していなかった方（公営住宅や民間賃貸住宅に居住の方）でも、町が造成した住宅地に移転し、住宅を再建することができます。また、支援措置も受けることができます。

### 移転に係る補助の内容について

被災者生活再建支援金や税制の特例措置等の住宅再建に係る支援措置の他、防災集団移転促進事業の対象となる場合は、利子補給制度や引越費用の補助制度があります。

・詳細については、6～7ページを参照願います。

## 防災集団移転促進事業の対象について

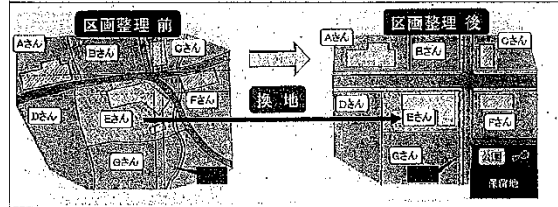
	条 件	土 地 の 買 取 り	移 転 先 の 住 宅 団 地 の 確 保	利 子 補 給	引 越 し 費 用
1	人が住んでいた住宅地	○	○	○	○
2	人が住んでいなかった（空家）住宅地	○	×	×	×
3	家屋のない住宅地	○	×	×	×
4	実家に家族が生活していたが、震災により全員死亡した。本宅が別にある親族が住宅を再建する場合。	○	×	×	×
5	本宅が別にあるが、移転促進区域にも家を持っていた。盆と正月に帰省する程度だった。	○	×	×	×
6	公営住宅に入居していた （土地未所有）	×	○	○	○
7	民間賃貸住宅に入居していた （土地未所有）	×	○	○	○
8	アパート（又は貸家）経営者で、自分はそのアパートに居住していなかった。	○	×	×	×
9	アパート（又は貸家）経営者で、自分もそのアパートに居住していた。 ※ただし、経営者の住宅分としての造成地。アパート分は対象外	○	○	○	○
10	住宅兼店舗	○	○	○	○
11	会社、事務所、工場などの職場 （人の居住がない）	×	×	×	×

※原則として、平成23年3月11日に移転促進区域内に居住の事実（住民票）があった世帯が対象。  
 ※町が造成した移転先以外の場所（町外の土地や町が造成していない個人の土地等）を希望する場合は、移転者に対する支援措置（利子補給）が受けられなくなります。ただし、引越費用の補助は受けることができます。

## 2. 土地区画整理事業

事業区域内の地権者の皆さんが、それぞれ自分の土地の一部を提供しあって、道路や公園などの公共施設用地を確保し、かつ自らの土地の区画を整理もしくは別の場所に移転するなどして、区域全体を適正な土地利用となるよう整理していく事業手法です。

また、区域内の防災上必要な嵩上げ費用に対して、国から補助を全額受けることができます。



### 事業の概要

土地区画整理事業は、「減歩」や「換地」を行って町の区画を整える事業です。区画整理が行われると道路や公園などの日常生活に欠かせない基盤施設が整備され、まちの骨格ができあがります。

また、個々の宅地の使い勝手が良くなり、地域全体の住環境も改善されるとともに、資産価値の向上にもつながります。

#### (1) 減歩とは

①道路や公園などの公共施設の整備のために必要な公共用地は、地権者から土地の一部を提供して頂くことになります。これにより土地が減少することを減歩（げんぷ）といいます。

②減歩には道路や公園などの公共施設のための「公共減歩」と、事業資金のための保留地（売却し事業費の一部に充てる）「保留地減歩」があります。

#### (2) 換地とは

①道路・公園等の公共施設の整備に合わせて、個々の宅地を再配置するため、その形や面積、位置などが変わります。区画整理後に再配置される宅地を「換地」といいます。

②従前の土地が持つ、位置、地積、土質、水利、利用状況、環境などの要素を総合的に判断し、換地と従前の土地の総合的な評価に見合うものになるよう計画します。

#### (3) 仮換地と換地処分

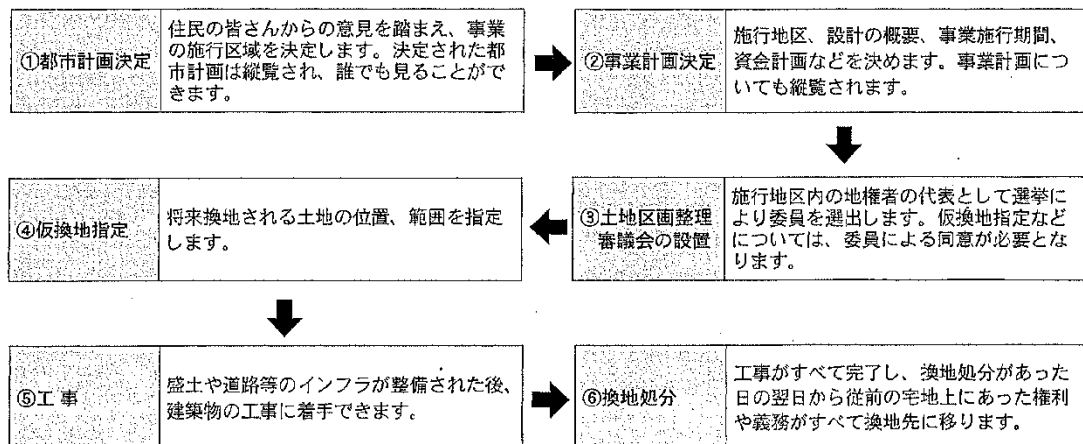
①工事に先立ち、換地予定地として「仮換地」が指定されます。工事に支障のない場所であれば、「仮換地指定」後、直ちに住宅等の建築が可能な場合もありますが、一般的には、指定された仮換地場所の工事が完了することに、住宅等の建築ができます。

②工事の完了後、「換地処分」の公告によって、個々の従前の土地の権利や義務が移ります。

#### (4) その他

事業実施にあたっては地権者との合意形成が重要となります。合意形成の状況により、事業の進捗（復興のスピード）にもかわってきますので、皆さまのご協力をお願いします。

### 事業の主な流れ



### 3. 災害公営住宅

災害公営住宅は、災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に対して、安定した生活を確保してもらうために県または町が建設して賃貸する公営住宅です。

一般の公営住宅とは異なり、所得や親族の同居などの入居要件がなく、さらには単身者でも入居することができます。

#### 入居できる世帯の要件について

- ①住宅が全壊・大規模半壊・半壊し、住宅の確保が困難な世帯。ただし、半壊の場合は、通常の修繕では居住することができないなどの理由で解体を余儀なくされた場合に限られます。
- ②被災地における市街地事業により、移転が必要となった世帯。

#### 家賃について

詳細については現在検討中ですが、入居する時点の世帯の合計月収が15.8万円以下であれば家賃負担が軽減されます。また、東日本大震災特別家賃低減事業により、世帯の合計月収8万円以下の場合は、さらに家賃負担が軽減されることになります。

#### 建設計画について（現時点）

災害公営住宅の建設については、現時点で町整備分480戸、県整備分500戸の計980戸を予定しています。そのうち、町整備分2箇所（100戸）、県整備分1箇所（35戸）については下図のとおり用地が決まり、調査・設計を開始する予定です。なお、具体的な間取りや入居の申し込み方法については現在検討中であり、決まり次第お知らせします。

#### ●災害公営住宅建設予定地



#### ●大槌町災害公営住宅

	住宅名	住所	住宅タイプ	建設予定戸数	完成予定年度
①	大ケ口災害公営住宅	大槌町大ケ口1丁目	長屋	60戸	H24年度
②	屋敷前災害公営住宅	大槌町大槌第14地割(源水)	長屋	40戸	H24年度

#### ●岩手県災害公営住宅

	敷地名	住所	住宅タイプ	建設予定戸数	完成予定年度
③	吉里吉里給食センター隣	大槌町吉里吉里1丁目	集合	35戸	H25年度

# 新しく造成された住宅地における住まいの選択

## 住宅を建設または購入される方

### 防災集団移転促進事業の場合

#### ●土地の購入を希望する方

##### 【負担する費用】

- ①土地購入費（金額未定）
- ②住宅建設費（補助あり）
- ③引越費用（補助あり）

##### 【支援措置】

- ①被災前にお住まいだった土地を町が買取りします。
- ②被災前にお住まいの土地等を売却した場合の譲渡所得について、所得税に係る特例措置が適用されます。
- ③被災者生活再建支援金（加算支援金最大200万円）が交付されます。
- ④岩手県被災者住宅再建支援事業費補助（最大100万円）が交付されます。
- ⑤引越費用が補助されます。（最大78万円）
- （住宅ローンを借りる場合）
- ①被災前のお住まいの住宅が全壊した場合には、災害復興住宅融資が用意されています。
- ②住宅ローンの利子相当分が補助されます（最大708万円）。
- ③住宅ローン減税が適用されます。

#### ●土地の賃貸を希望する方

##### 【負担する費用】

- ①借地料（金額未定）
- ②住宅建設費（補助あり）
- ③引越費用（補助あり）

##### 【支援措置】

- ①被災前にお住まいだった土地を町が買取りします。
- ②被災前にお住まいの土地等を売却した場合の譲渡所得について、所得税に係る特例措置が適用されます。
- ③被災者生活再建支援金（加算支援金最大200万円）が交付されます。
- ④岩手県被災者住宅再建支援事業費補助（最大100万円）が交付されます。
- ⑤引越費用が補助されます。（最大78万円）
- （住宅ローンを借りる場合）
- ①被災前のお住まいの住宅が被災した場合には、災害復興住宅融資が用意されています。
- ②住宅ローンの利子相当分が補助されます（最大444万円）。
- ③住宅ローン減税が適用されます。

### 土地区画整理事業の場合

#### ●原則、被災前と同じ地域に居住

##### 【負担する費用】

- ①住宅建設費（補助あり）
- ②引越費用（補助なし）

##### 【支援措置】

- ①被災者生活再建支援金（加算支援金最大200万円）が交付されます。
- ②岩手県被災者住宅再建支援事業費補助（最大100万円）が交付されます。
- （住宅ローンを借りる場合）
- ①被災前のお住まいの住宅が全壊した場合には、災害復興住宅融資が用意されています。
- ②住宅ローン減税が適用されます。

##### 【補足】

※利子補給制度や引越費用の補助制度は、防災集団移転促進事業の場合のみとなります。

## 公営住宅への入居を希望される方

### 防災集団移転促進事業の場合

##### 【負担する費用】

- ①家賃（軽減措置あり）
- ②引越代等（補助あり）

##### 【支援措置】

- ①被災前にお住まいだった土地を町が買取りします。
- ②被災前にお住まいの土地等を売却した場合の譲渡所得について、所得税に係る特例措置が適用されます。
- ③引越代等が補助されます。（最大78万円）
- ④家賃が軽減されます。
- ⑤入居にあたっての所得制限がありません（罹災証明交付者のみ）。

### 土地区画整理事業の場合

##### 【負担する費用】

- ①家賃（軽減措置あり）
- ②引越代等（補助なし）

##### 【支援措置】

- ①家賃が軽減されます。
- ②入居にあたっての所得制限がありません（罹災証明交付者のみ）。

##### 【補足】

- ①災害公営住宅には、長屋形式（応急仮設住宅のようなつくり）、集合住宅形式（雇用促進住宅や一般的なアパートのような高層タイプのつくり）、戸建形式（一戸建て）の種類があります。ただし、どの地区にどのような形式の住宅を建築するかは未定です。
- ②現時点で入居期間等は定めていませんが、一定期間経過後は、入居要件や家賃が一般の公営住宅と同じ扱いになります。
- ③建設後一定期間（木造の場合は5年以上、鉄筋コンクリートの場合は7年半以上）経過後に、他に入居希望者がいない場合は、町（県営の場合は県）の判断で、時価でお住まいの災害公営住宅の払い下げを受けることができます。

## 支援措置の具体的な内容

### 被災者生活再建支援金（加算支援金）について

#### 【対象】

- ①住宅が「全壊」した世帯。
- ②住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯。
- ③災害により危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯。
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）。

【支給額】 基礎支援金分（全壊世帯100万円など）の手続きについては、昨年5月から申請受付をしております。

さらに住宅を再建された場合は、右表のとおり、加算支援金が交付されます。

支給額	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)
複数世帯	200万円	100万円	50万円
単独世帯	150万円	75万円	37万5千円

### 岩手県被災者住宅再建支援事業費について

【対象】 次の2つの要件をいずれも満たしている世帯が対象となります。

- ①岩手県内において、平成23年東日本大震災津波により、その居住する住宅が全壊または半壊解体して上記の「被災者生活再建支援金」の基礎支援金を受給している世帯。
- ②県内に自宅を建設または購入して、被災者生活再建支援金の加算支援金（建設・購入）を受給している世帯。また、同時に申請することも可能です。

【実施期間】 平成24～28年度

#### 【補足】

#### 【支給額】

支給額	建設・購入
複数世帯	100万円
単独世帯	75万円

①既に（23年度中）被災者生活再建支援金の加算金（建設・購入）を受給している世帯も申請できます。

②大槌町以外の県内市町村に住宅を建設または購入した場合は、そちらの市町村に申請することになります。

③他県で居住していた住宅が、全壊または半壊している世帯は補助の対象となりません。

### 災害復興住宅融資について

東日本大震災により居住していた住宅に全壊・大規模半壊・半壊の被害あった世帯が、新たに住宅を建設・購入する場合、（独）住宅金融支援機構の災害復興住宅融資が用意されています。ただし、住宅を再建する規模には制限があり、175㎡（約53坪）以下または被災した住宅の広さ以下が融資の対象となります。

#### ①建設購入の場合

(1) 融資限度額	
基本融資（建設資金）	1,460万円
基本融資（土地取得）	970万円
特例加算（注）	450万円
(2) 融資金利	
当初5年間	0.00%
6～10年目	1.05%
11年目以降	1.58%
特例加算	2.48%

#### ②補修の場合

(1) 融資限度額	
基本融資（補修）	640万円
(2) 融資金利	
当初5年間	1.00%
6年目以降	1.58%

#### ③年間償還金額（他のローン等の返済総額）の条件

(1) 年収400万円未満の方 他のローン等の返済額の総額が、年収の30%以下の方が対象となります。
(2) 年収400万円以上の方 他のローン等の返済額の総額が、年収の35%以下の方が対象となります。

（注）今回の震災により特例加算が設けられ、建設購入の場合、基本融資に加えて450万円（最大融資1,910万円）の追加融資が可能です。ただし、追加融資分の金利が異なります。  
※その他、申請にあたっては罹災証明の提出などの条件があります。

### 税制の特例措置について

#### ①従前お住まいの土地等を売却した場合の特例

- (1) 所得税に係る2,000万円控除・・・移転促進区域内の土地（住宅用途以外）を売却した場合など。
  - (2) 居住用財産処分の特例（所得税に係る3,000万円控除）・・・従前お住まいの土地を売却した場合など。
- ※簡単に説明しますと、土地を売却した場合の利益が各金額以下であれば税金が課税されません。

#### ②移転者が住宅の再取得等のために住宅ローンを借り入れた場合の特例（住宅ローン減税）

住宅の建設・購入（そのための敷地の購入を含む）のために借り入れた住宅ローンの年末残高の1.2%が10年間にわたり所得税から控除されます。

### 利子補給と引越費用について（防災集団移転促進事業対象者に限る）

この補助金は、金融機関から融資を受けて移転した後に一括で補助されます。

なお、利子補給に係る借入金金利相当額の補助限度は年利8%となっています。

内容	上限額
住宅建設資金の借入	444万円
土地購入資金の借入	206万円

内容	上限額
用地造成費の借入	58万円
引越費用	78万円

## 4 大槌町土地利用計画Q & A

### 【大槌町広報平成24年4月お知らせ号掲載内容】

町では、東日本大震災津波による被害から一日も早く復興を成し遂げるための未来の設計図として、昨年12月に「大槌町東日本大震災津波復興計画(基本計画)」を策定致し、今年の1月には「住宅再建に関する意向調査」を実施しました。

その後、町では意向調査の結果などを検証しながら、地域ごとの事業の実施方法や被災した土地の利用計画案を策定し、3月17日から21日までの5日間、町内外15箇所で開催説明会を開催致しました。

ここでは、住民説明会で寄せられた主な質疑等の内容をご紹介します。

#### ■住民説明会要旨

1. 期 日：3月17日～21日（5日間／町内10箇所、町外5箇所）
2. 参加者数：1,402人
3. 説明内容：①土地利用計画（案）  
②住宅再建制度の紹介
  - ・防災集団移転促進事業
  - ・土地区画整理事業
  - ・災害公営住宅
  - ・新しく造成された住宅地における住まいの選択
  - ・支援措置の具体的な内容

#### ■住民説明会で寄せられた主な質疑等

##### 1. 全般

- Q. 住宅が再建されるまで、2年の使用期限を超えて仮設住宅に居住できるのか。
- A. 住宅が再建されるまでの期間、現在の仮設住宅や借上げ住宅等に居住することができるよう、町からも国や県に働きかけていきます。
- Q. 小鎚川水門から続く防潮堤がT.P. 14.5m、小枕・伸松地域が原形復旧のT.P. 6.4mということだが、防潮堤を高くしない箇所を越えた津波が、町方に押し寄せることはないのか。
- A. 小鎚川水門から小枕・伸松へ続くT.P. 14.5mの防潮堤は、伸松付近に山付けになる予定ですので、シミュレーション上では、小枕方面から町方への越流はありません。
- Q. 水門の操作はどのように考えているのか。電源喪失時に人力で操作しなければならぬものはやめて欲しい。
- A. 水門の操作については、県から遠隔操作にするとの説明を受けており、町としても安全性をより重視するよう求めています。
- Q. 防潮堤のデザインはどのようになるのか。
- A. 県では、防潮堤の環境・景観検討委員会を設置して検討を進めており、防潮堤内を植栽などで緑化する案などが示されており、町としてもより良い景観形成となるよう検討、提案していく予定です。

- Q. 防潮堤や盛土だけでは生命を守りきれないのではないかと。避難の方法も同時に考えて欲しい。また、防潮堤などが被災している現状では危険性が高いことから、急いで検討して欲しい。
- A. 今後、皆さんの意見を聞きながら、地域防災計画の中で避難路・避難場所等について検討していきます。
- Q. 防潮堤が完成する前に住宅再建を行うのは危険ではないか。
- A. 県からは、防潮堤の完成まで5年かかると示されていますが、一方、住宅再建を急いで欲しいとの声もあり、津波からの安全性を考慮した土地利用規制の導入を行います。町としては、避難路・避難場所を整備しつつ、防潮堤工事の進捗状況、浸水リスクと非常時の避難手段の周知徹底などを通じて災害リスクと向き合えるか、防災意識の醸成に取り組んでいかなければならないと考えております。町としては今回の津波浸水シミュレーション結果により浸水しない地域のうち、土地区画整理事業などの事業を実施しない地域については、住宅再建を禁止する制限は設けないことで検討しております。
- Q. 被災市街地復興推進地域は住居等の建築が制限されるということであるが、期間はどれくらいか。
- A. 被災市街地復興推進地域は、平成25年3月10日まで制限されることとなりますが、その期間までに、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業を実施するための規制に順次切り替わることとなります。そのため、平成25年3月10日以降についても、道路やライフライン等の整備が終わるまでの期間は、引き続き住居等の建築が制限されることとなります。
- Q. 図面では自分の土地が、土地区画整理事業（赤線）と防災集団移転促進事業（青線）の境界にあるため、どの事業が予定されているのかよくわからない。
- A. 現在示している区域はあくまでも予定です。特に事業の境界付近に居住されていた方については、今後、地域住民の意見も採り入れながら詳細を詰めていく過程の中で、個別に対応していきたいと考えています。どちらの事業についても、合意形成が必要となります。
- Q. 住宅跡地の基礎をいつ撤去するのか。
- A. 生活圏が残っている地区については、現在基礎の撤去を行うための準備を行っています。その他、盛土を行うエリアについては、その盛土厚にもよりますが、基本的には基礎の撤去を行う方向で考えています。土地区画整理事業や防災集団移転促進事業の周知を図り、地域の皆さんの合意を得たのち、基礎の撤去を順次開始していきたいと考えています。
- Q. 被災者生活再建支援金の加算支援金の給付期限は延長されるのか。
- A. 加算支援金については、平成30年4月まで延長されています。
- Q. 二重ローンの問題に対して、町で考えている対応はないのか。
- A. 防災集団移転については利子補給制度を活用していただきたいと考えています。区画整理事業については県が創設した利子補給制度の活用を検討願います。  
（平成24年4月現在の支援事業は下記のとおり）。また、役場に法テラスという、弁護士や司法書士が相談に乗ってくれる窓口が開設されているので活用していただければ



と思います。

※法テラス大槌（大槌町上町1の3 役場仮設庁舎裏 Tel.050-3383-1350）

■広報おおつち4月5日号(P11)より抜粋

生活再建住宅支援事業について

1 被災住宅債務利子補給

区分	利子補給の対象	補給の割合	受付期限
新築 (融資限度額 1,460万円)	住宅が被災し、住宅の建設又は購入のために民間金融機関などから融資を受けた場合の利子(金利2%以内)	当初5年間の利子	平成28年度
補修	住宅が被災し、住宅の増改築又は改修のために住宅金融支援機構や民間金融機関などから融資を受けた場合の利子(金利1%以内)	当初5年間の利子	平成25年度
既往住宅債務	被災住宅の債務があり、新たに新築または補修のために住宅金融支援機構や民間金融機関などから融資を受けた場合の、被災住宅に係る債務の利子	5年間の利子を一括補助	平成28年度

2 被災住宅補修等補助

区分	補助の対象	補給の割合	受付期限
住宅補修	生活再建支援制度や応急修理制度の適用を受けない一部損壊及び半壊の被災住宅補修工事 ※10万円以上の工事	1/2(限度額30万円)	平成25年度
耐震改修	耐震基準に満たない住宅を、耐震基準に適合させるための改修工事	1/2(限度額60万円)	平成25年度
バリアフリー改修	床の段差解消や、手すりの設置などの改修工事	1/2(限度額60万円)	平成25年度
県産材使用改修	県産材を積極的に使用する住宅改修工事	1/2(限度額20万円)	平成25年度

3 被災宅地復旧補助

区分	補助の対象	補給の割合	受付期限
被災宅地復旧	のり面の保護工事、排水施設設置工事、地盤補強及び整地工事、擁壁の設置及び補強工事など ※20万円以上の工事	1/2(限度額200万円)	平成25年度

平成23年3月11日以降に融資を受けたり補修工事などを行った場合に、利子補給や補助の対象となります。

[担当課:大槌町復興局被災者支援室 Tel.42-8718]

Q. 町方エリアのJR山田線の復旧はどうなるのか。

A. 町方地域は、最大で約2m程度の盛土になりますので、盛土の上に線路を復旧してもらうよう要望していきます。

2. 防災集団移転促進事業関係

Q. 現在、壊れた家を直しているが、このような場合でも移転の対象となるのか。

A. 防災集団移転促進事業の対象区域(移転促進区域)内であれば移転の対象となります。また、その場合は通常の公共事業と同様に移転補償の対象にもなります。詳細については、今後個別に詰めていくこととなります。

Q. 移転促進区域内に居住だった場合は、必ず移転しなければならないのか。

A. 防潮堤の整備など様々な津波防災施設の整備を行っても、津波等の危険性から居住に適さない地域となりますので、町としては住宅の建設を禁止し、防災集団移転促進事業により安全な高台等へ移転して頂くことを考えております。

- Q. はじめに災害公営住宅に入居し、高台の住宅地の造成が完了してから、高台に移転して住宅を再建することはできるのか。
- A. 災害公営住宅と防災集団移転促進事業は、国の支援で行うものであり、国の助成を二重に取得することはできないことから、どちらか一方を選択して頂くことになります。
- Q. 災害危険区域（移転促進区域）の予定地に土地をもっていたが別の場所に住んでいた場合、当該区域内の土地の扱いはどうなるのか。また、その場合でも高台の土地に移ることができるのか。
- A. 土地（宅地等）の買い取りのみ行います。町が整備する高台造成地へ移転するための補助は受けることができません。高台への移転については、平成23年3月11日現在で移転促進区域内に居住されていた方が対象となります。
- Q. 高台移転の際に、被災前に住んでいた地域から他の地域に移ることはできるのか。
- A. 町が造成した移転候補地であれば、他の地域の高台に移転することも制度上は可能です。ただし、町としては地域のコミュニティを大切にしたいことから、震災前に住んでいた地域内での高台移転を基本として計画しています。
- Q. 移転促進区域内の土地の買い取り価格はどのくらいになるのか。
- A. 土地の買い取り価格については、あくまで、土地の取り引きを行う時点での評価額となり、今後、町で行う不動産鑑定調査結果をもとに提示する予定です。なお、県が被災12市町村、60箇所を対象に不動産鑑定調査を行っており、大槌町内の8箇所の鑑定調査結果は下記のとおりとなっております。ただし、不動産鑑定調査はすべての土地を対象にしておりませんので、あくまで参考としてご確認願います。

**■広報おおつち4月20日号(P6)より抜粋**

**被災土地価格調査による鑑定評価額について**

東日本大震災の被災地再開発や高台移転に伴う住宅地の買い取りに向け、岩手県では岩手県不動産鑑定士協会に評価を委託し、統一基準により沿岸被災12市町村で土地の一括鑑定調査を実施しました。

調査は12市町村全体で106箇所、大槌町では下記の8箇所で実施され、-21.2%から-24.2%の下落率となっております。

**【注 意】**

- ・評価額は一平方メートルあたりの価格となります(参考:一坪は約3.3平方メートル)。
- ・参考調査地点は、あくまで任意の調査地点であり、標準価格は当該鑑定地を標準的に置き換えた価格です。
- ・この調査結果は、あくまで「目安」となる価格であり、実際の価格は土地の周辺環境や条件等に応じて変わることもあることをご理解願います。
- ・防災集団移転促進事業の対象地区(移転促進地域)の住宅地等を町が買い取りを行う場合の正式な土地の価格については、土地売買契約時点に再度鑑定評価を行うことになります。

**[被災土地価格調査結果一覧]**

	参考調査地点	地目	震災後評価額(円/㎡)	震災格差率(%)
1	本町	宅地	35,000	-24.2
2	須賀町	雑種地	20,700	-23.2
3	小枕	宅地	13,500	-23.2
4	安渡三丁目	宅地	18,300	-23.2
5	赤浜一丁目	宅地	10,100	-21.2
6	吉里吉里一丁目	宅地	16,000	-23.2
7	吉里吉里二丁目	宅地	21,500	-23.2
8	浪板	宅地	8,500	-21.2

- Q. 防災集団移転促進事業での土地の買い取り対象については、農地も含まれるのか。
- A. 原則として、宅地が買い取りの対象となります。農地の買い取りについては、その農地のみを移転促進区域から外すことが困難な場合に限定されます。
- Q. 移転には合意が必要なのか。
- A. 移転促進区域の設定には、区域内に居住していた全世帯の合意が必要となります。合意形成が復興のスピードにも関わってきますので、皆様のご協力をお願いします。
- Q. 町が造成する宅地ではなく、自分達で5戸以上まとまって宅地を見つけてきても事業制度は適用されるのか。
- A. 町としては、被災前のコミュニティを大切に、地域復興協議会で提案して頂いたエリアを新しい造成候補地として考えています。また、町外や個々の宅地に移転を希望する場合は、移転者に対する支援措置（利子補給）が受けられなくなります（ただし、移転促進区域内の土地の買い取りと引っ越し費用の補助は受けることができます）。

### 3. 土地区画整理事業関係

- Q. いつから住宅建設が可能か。
- A. 町方地域の想定では、順調に合意形成が進み、工事が進捗した場合、最短で平成26年12月頃から順次住宅再建ができる予定です。
- Q. 土地区画整理事業の区域内に住んでいる場合は、引き続き居住できるか。
- A. 津波防護施設や盛土等により、シミュレーション上では浸水を防ぐことができるため、引き続き居住が可能な地域となります。
- Q. 土地区画整理事業区域から移転したい場合、土地を買い取ってもらえるのか。
- A. 土地区画整理事業の場合、原則として町は土地の買い取りを行いません。土地を売りたい場合は、個人的な売買となります。ただし、他の公共事業の実施等により、町が買い取る場合もありますが、その計画は未定です。また、移転先の土地についても、個人で確保して頂くこととなります。
- Q. 土地区画整理事業区域内に、すでに住宅を再建してしまった場合はどうなるのか。
- A. 建物移転が生じる場合や移転に伴って営業が休止してしまう場合は、建物移転補償金や営業補償金が給付されます。
- Q. 土地区画整理事業が実施される前に土地の売買を行うことはできるのか。
- A. 事業実施前の土地の売買は可能です。また、事業の実施中、実施後のいずれにおいても、自由な売買を行うことができます。
- Q. 人が住んでいた場合と、住んでいない場合があるが、減歩率に影響するのか。
- A. 居住の有無にかかわらず、均等に減歩することになります。
- Q. 大きな道路に面した土地は減歩率が高くなり、土地がたくさん減ってしまうではないか。
- A. 不公平が生じないように調整しながら、事業を進めていきます。

Q. 土地区画整理事業区域に複数の土地を持っていた場合、一つにまとめることはできるのか。

A. 一つにまとめて換地することは可能です。

Q. 土地区画整理事業区域内から災害公営住宅に住むことはできるのか。

A. 土地区画整理事業区域内に整備する災害公営住宅、他の地域に整備する災害公営住宅のいずれにも入居可能です。

Q. 換地に税金はかかるのか。

A. 換地に税金はかかりません。ただし、民間で土地の売買取引を行った場合には課税対象となります。

#### 4. 災害公営住宅関係

Q. 元住んでいた地域以外に建設される災害公営住宅に入居することはできるのか。

A. コミュニティを重視する観点から、元の地域へ必要な戸数を設置することを基本として考えておりますが、他の地域に整備される災害公営住宅に入居することも可能です。

Q. 平屋建ての住宅も用意するなど、高齢者にも配慮して欲しい。

A. 入居者のニーズに応じた様々なタイプの住宅を供給する予定です。

#### 5. 今後の進め方など

Q. 地域のみなさんと一緒に話し合うことが大切である。現在、コミュニティがバラバラになってしまっているため、新しい町内会の形成も見据えて、地域での協議会等を継続して欲しい。

A. そのような協議を続けていきます。

Q. 今後、説明会の開催や合意形成に係るお知らせ等はどのように通知するのか。

A. 全体的なお知らせは、引き続き広報でお知らせしますが、事業実施の同意に関するものは文書等でお知らせする形になると思います。

Q. 地域復興協議会では、防潮堤や盛土に頼らなで減災に重点を置いた復興まちづくりを求める意見もあった。若い世代の意見も採り入れて進めることも検討して欲しい。

A. この計画が最終決定ではなく、これからも皆さんの意見を聞いて、計画づくりを進めていきます。

Q. 人口流失や産業の振興などにどのように取り組むのか。最終的なまちの復興の形が見えるようにして欲しい。

A. 水産加工業などの誘致に力を入れ、雇用の創出を図っていきたくと考えています。また、観光振興による活性化にも取り組むなど、具体的なビジョンを示していく予定です。